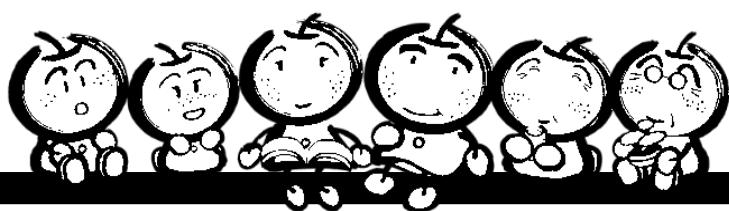


子育てしたくなるまち

SHIROI CITY SHIROI CITY SHIROI CITY SHIROI CITY SHIROI CITY SHIROI CITY SHIROI CITY

白井市



しろい 子どもプラン

【第2期白井市子ども・子育て支援事業計画】
令和2年度～令和6年度

令和2年3月

市長あいさつ

近年、子どもたちや子育て家庭を取り巻く環境は、少子化や共働き家庭の増加、価値観や生活様式の多様化など大きく変化しており、子育ての悩みや不安を抱える家庭が増加傾向にあります。

本市では、子どもが健やかに成長することができる環境を創り出すことを目的に、平成 27 年度から平成 31 年度を計画期間とする「しろい子どもプラン（白井市子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、質の高い幼児教育・保育及び地域子ども子育て支援事業並びに母子保健事業の提供をとおして、安心して子どもを産み、育てる環境づくりに取り組んでまいりました。

この間、国においても、待機児童解消の強化策となる「子育て安心プラン」の策定、幼児教育・保育の無償化、さらには、子どもの貧困対策や児童虐待防止対策に係る強化が図られています。

未来を担う子どもたちは、大切な宝です。これから社会の担い手となる子どもたちをしっかりと守り、育て、白井市の未来を託していくことは最も重要であると考えております。

この度、現行の計画が平成 31 年度をもって終了することから、令和 2 年度から令和 6 年度に係る市の子育て支援に関する政策の方向性を定める、第 2 期計画を新たに策定しました。

子どもたちが、自分たちのまちに誇りと愛着を持ち、生涯をとおして住んでもらえるよう、教育環境の一層の充実を図るとともに、保育・子育て支援施策と母子保健施策の一体的な提供を通じて、妊娠・出産・子育てをおこなう家庭への切れ目のない包括的な支援の充実を図り、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに取り組んでまいります。

この取り組みを推進するためには、子どもや子育て家庭と地域社会及び行政との連携が重要な課題となってきます。市民の皆様、各種団体、事業者、市議会、行政の力を結集し、「オール白井」で子ども・子育て家庭を支援していくための環境づくりの整備を進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「白井市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、子ども・子育て支援に係るアンケート調査やパブリックコメントなどにご理解・ご協力いただきました市民の皆様に心より感謝と御礼を申し上げます。

令和2年3月

白井市長 笠井 喜久雄



目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 策定の背景	1
第2節 計画の位置づけ	3
第3節 計画の期間	5
第2章 白井市の子ども・子育てを取り巻く現状.....	6
第1節 統計からみられる現状	6
第2節 アンケート調査結果の概要	17
第3節 子どもの学習支援団体及び子ども食堂活動団体の状況.....	39
第4節 白井市における子ども・子育てを取り巻く課題.....	46
第3章 めざすまちの姿.....	50
第1節 めざすまちの姿	50
第4章 子ども・子育て支援事業の展開.....	51
第1節 教育・保育の提供区域の設定	51
第2節 教育・保育の量の見込み、確保方策	54
第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策.....	57
第5章 次世代育成支援に関する施策の展開.....	65
第1節 親子の健康の保持・増進	66
第2節 地域における子育ての支援	69
第3節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	71
第4節 職業生活と家庭生活との両立の推進	74
第5節 子どもの安全の確保	75
第6節 支援が必要な児童への対応等きめ細やかな取り組みの推進	76
第6章 子ども・子育て支援に係る関連計画等.....	80
第1節 白井市母子保健計画	80
第2節 新・放課後子ども総合プランについて	98
第3節 子どもの貧困対策について	99
第7章 計画の推進にあたって.....	105
第1節 計画の推進体制及び進行管理について	105
資料編	106

第1章 計画の策定にあたって

第1節 策定の背景

子どもは次の時代を担うかけがえのない存在であり、安心して子どもを産み、育てるこことのできる環境を整備していくことは、社会全体で取り組まなければならない重要な課題の一つです。はじめに、本計画の策定にあたっての背景などをまとめます。

1 少子化の進行に伴う本格的な子育て支援のはじまり

平成 15 年 7 月、家庭や地域の子育て力の低下に対応し、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」（10 年間の時限立法）が制定され、子どもたちの育成を社会全体で支援する新たな取り組みが示されました。

本市では、「しろい子どもプラン（白井市次世代育成支援地域行動計画）」（前期計画：平成 17～21 年度、後期計画：平成 22～26 年度）を策定し、待機児童の解消を目的とした民間活力による保育園整備や家庭的保育事業への展開、多様なニーズに合わせた保育サービスの充実など、次世代育成支援の総合的な推進を図ってきました。

2 「子ども・子育て支援新制度」と「しろい子どもプラン」

平成 24 年 8 月、待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。この関連 3 法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度から施行されました。一方、「次世代育成支援地域行動計画」は策定が任意化され、新たな法定計画「市町村子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして策定することが可能となりました。

本市では、上記の流れを踏まえ、平成 27 年度からの 5 年間を計画期間とする「しろい子どもプラン（白井市子ども・子育て支援事業計画）」を平成 27 年 3 月に策定し、「しろい子どもプラン（白井市次世代育成支援地域行動計画）」に掲げた施策をその中に抱合させて一体の計画とし、子ども・子育て支援の量・質の充実及び安心して子どもを産み育てる環境や、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けて取り組みを進めてきました。

3 「子ども・子育て支援新制度」施行以降の動向

平成 27 年の「子ども・子育て支援新制度」施行後、我が国の子どもを取り巻く環境や、国・社会の動向にも様々な変化が起こっています。

日本の合計特殊出生率¹は依然として低下傾向で推移し、近年、微増の傾向がみられたものの再び低下傾向に転じ、平成 30 年時点では 1.42 となりました。

児童虐待については、平成 12 年に児童虐待の防止等に関する法律が制定され、児童相談所を中心にその対応が図られてきましたが、増え続ける児童虐待を防止するため、平成 23 年 5 月には民法・児童福祉法等の改正が行われました。さらに、平成 28 年 6 月の児童福祉法改正等では、社会的養育・児童虐待防止対策に係る強化が図られています。

子どもの貧困対策については、平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年 8 月に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。令和元年 9 月には同法の一部を改正する法律が施行され、子どもの貧困対策に関する市町村計画の策定が努力義務となりました。

障がい児への対応については、平成 28 年 6 月に「改正障害者総合支援法・改正児童福祉法」が公布され、医療的ケア児支援や障害児福祉計画が法定化されました。障害児福祉計画の基本指針では、障がい児の利用ニーズについての把握や提供体制の整備等の必要性が挙げられました。

平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の一環であった待機児童解消への取り組み強化策「子育て安心プラン」は、平成 29 年 11 月、さらに当初の予定を前倒しで進める旨の発表が内閣府により行われました。

令和元年 10 月には、幼児教育・保育の無償化が開始され、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する 3 歳から 5 歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の 0 歳から 2 歳児クラスまでの子どもたちの利用料が無償となっています。

4 これまでの取り組みを継承しつつ新しい課題に対応する第二期計画

これらの状況を踏まえ、本計画は、市民・地域・市が協働して、市全体で子育てを支え、「子どもの視点に立った、子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざす」という考えを基本に、妊娠・出産からの連続した支援を充実させるとともに、子どもの“育ち”を支える環境を整備し、地域社会の中で子どもが健やかに成長していく環境を創り出すことを目的として策定したものです。

¹ 合計特殊出生率：1人の女性が生涯に生む子どもの数をあらわしています。平成 30 年時点で 1.42(3 年連続で減少)となっている。
(人口動態統計)

第2節 計画の位置づけ

1 子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

子ども・子育て支援法（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

⇒『第4章 子ども・子育て支援事業の展開』参照

2 その他の国の法令や指針に基づく計画等

（1）次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援地域行動計画」

次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成27年3月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画のさらなる推進という観点から、令和7年3月まで10年間延長されました。

同法第8条で定める「市町村行動計画」による策定は任意となっていますが、本市では、平成27年度から5年間の「しろい子どもプラン（白井市子ども・子育て支援事業計画）」において、「しろい子どもプラン（白井市次世代育成支援地域行動計画）」に掲げた施策を抱合させて一体の計画としていることから、本計画においても次世代育成支援に関する施策の展開（第5章）としてその内容を引き継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の役割を持たせることとします。

⇒『第5章 次世代育成支援に関する施策の展開』参照

（2）「母子保健計画²」

本計画は、「母子保健計画について」（平成26年6月17日付け雇児発0617第1号、厚生労省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく市町村母子保健計画としても位置づけるものです。

また、国民運動計画である「健やか親子21（第2次）」の趣旨を踏まえて策定されています。

⇒『第6章 子ども・子育て支援に係る関連計画等 第1節 白井市母子保健計画』参照

² 母子保健計画：市町村において、妊娠、出産、育児その他健やかな子育てに関する現状分析と今後の望ましい方向性等について検討を加え、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るため、母子保健計画を策定し、効果的な母子保健施策の推進に資するもの。

(3) 「新・放課後子ども総合プラン³」

本市では、しろい子どもプランの前計画により平成26年7月策定の「放課後子ども総合プラン」と整合性をとった取り組みを進めてきましたが、平成30年9月に策定された「新・放課後子ども総合プラン」への対応については「白井市放課後子どもプラン推進委員会」の協議を経て、別途「新・放課後子ども総合プラン行動計画」を今後策定していくこととします。

⇒『第6章 子ども・子育て支援に係る関連計画等 第2節 新・放課後子ども総合プランについて』参照

(4) 「子どもの貧困対策」

子どもの貧困対策については、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成25年に制定され、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。令和元年9月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、子どもの貧困対策について、市町村による計画の策定が努力義務化されています。

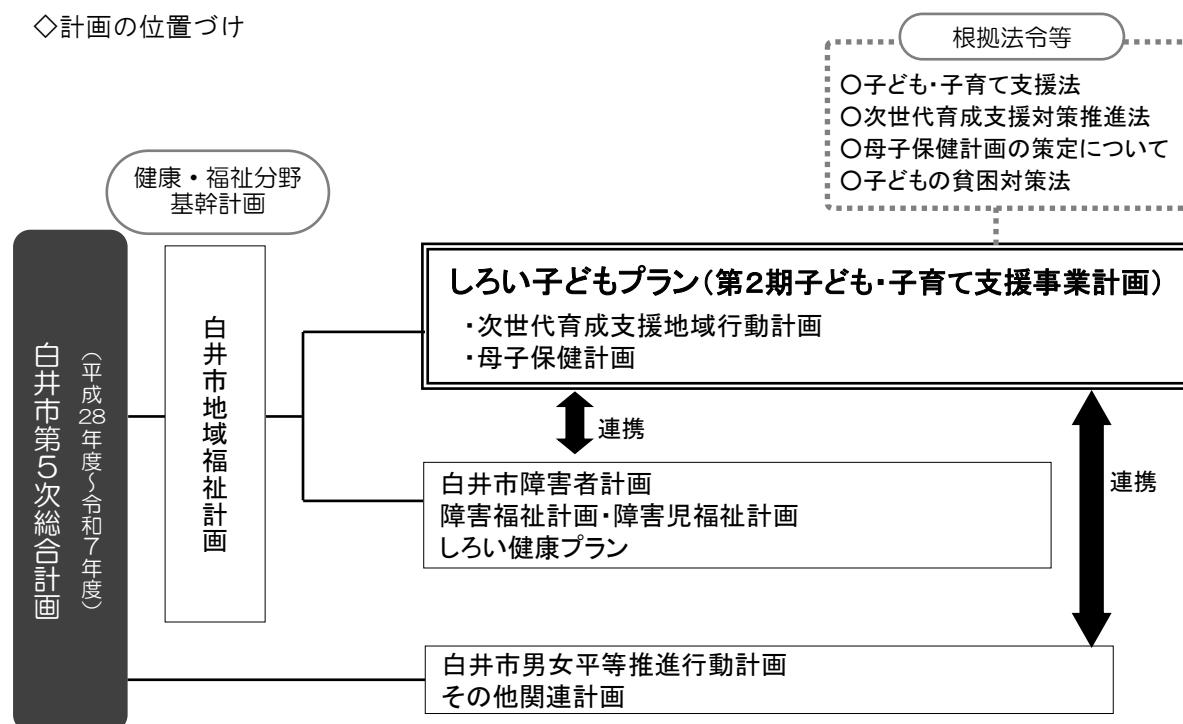
本計画は、その一部に「子どもの貧困対策推進計画」の役割を持たせることとし、市の取り組みを国の示す重点施策ごとに整理して示します。

⇒『第6章 子ども・子育て支援に係る関連計画等 第3節 子どもの貧困対策について』参照

3 総合計画の健康・福祉分野の個別計画

本計画は、上位計画である「白井市第5次総合計画」(平成28年度～令和7年度)の健康・福祉分野の個別計画としての位置づけとなり、各種福祉計画等と連携した計画です。

◇計画の位置づけ



3 新・放課後子ども総合プラン：国は、平成26年7月に厚生労働省と文部科学省の連携のもと「放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を中心に、両事業の計画的な整備を進めてきた。「新・放課後子ども総合プラン」は、その取り組みをさらに推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等により、全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容として平成30年9月にとりまとめられたもの。

第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

ただし、国や千葉県の行政施策の動向等、社会経済情勢の変化を見極めながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度～
前期計画							
第2期 計画							
次期計画							

Diagram description: The table illustrates the planning period from Heisei 31 to Heisei 6. The first row represents the 'Initial Plan' (前期計画) covering the years from Heisei 31 to Heisei 6. The second row represents the 'Second Period Plan' (第2期計画), which starts in Heisei 2 and ends in Heisei 6. A large white arrow pointing right through the second row contains the text '必要に応じて見直し' (Review as necessary). The third row represents the 'Next Period Plan' (次期計画), which begins in Heisei 7. A smaller white arrow pointing right through this row contains the text '策定準備' (Preparation for formulation).

第2章 白井市の子ども・子育てを取り巻く現状

第1節 統計からみられる現状

1 人口の推移

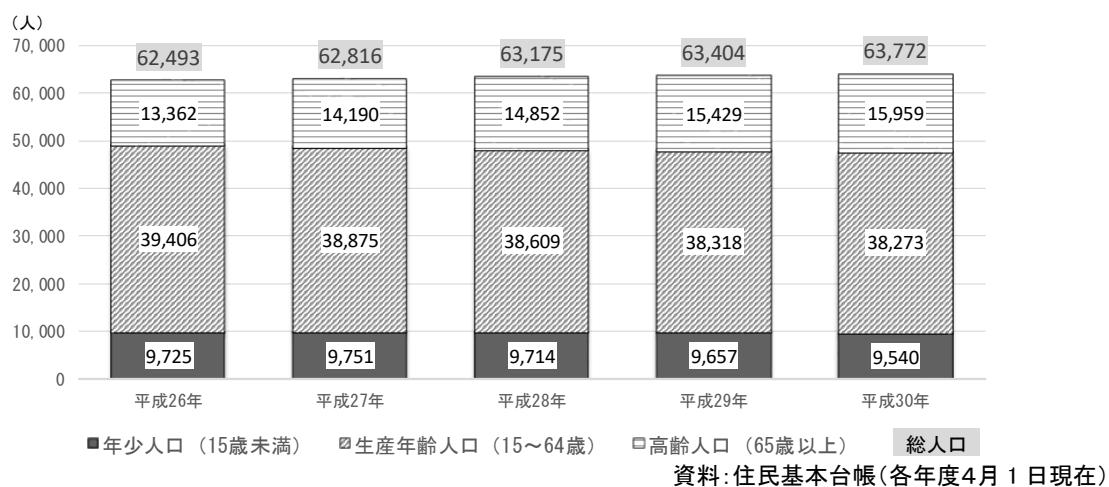
(1) 総人口・年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は増加傾向にあり、平成30年4月1日時点では63,722人となっています。

年齢3区分別にみると、平成26年の人口に対して年少人口（15歳未満）は185人の減少、生産年齢人口（15～64歳）は1,133人の減少であるのに対し、高齢人口（65歳以上）は2,597人の増加となっています。

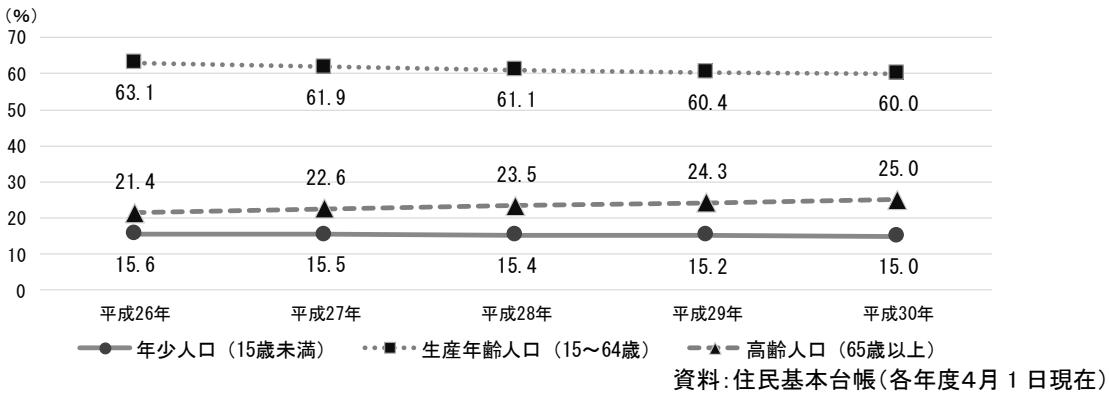
年齢3区分別人口の割合の推移をみると、年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口は減少傾向で、高齢人口（65歳以上）は増加傾向となり、高齢化が徐々に進行しています。

◇年齢3区分別人口の推移



資料:住民基本台帳(各年度4月1日現在)

◇年齢3区分別人口の割合の推移

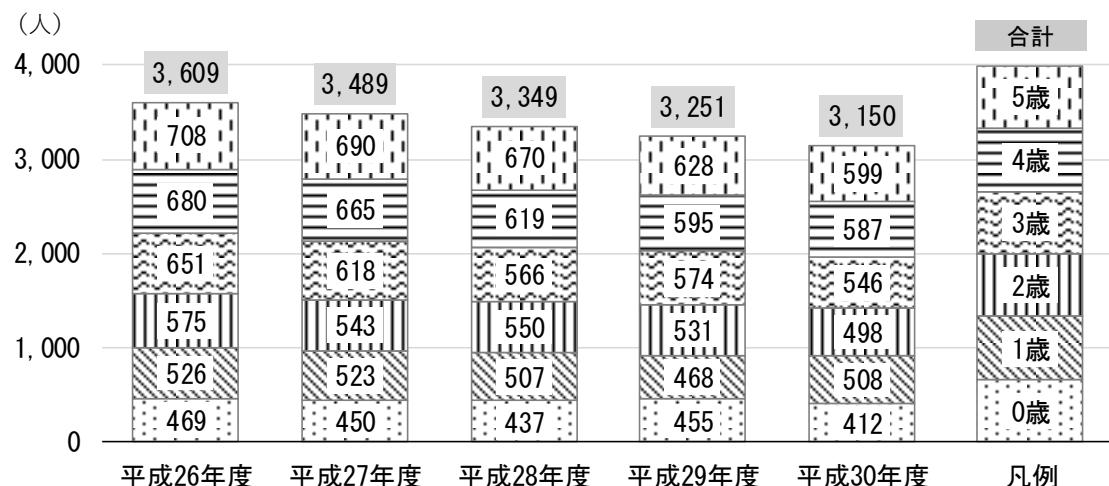


資料:住民基本台帳(各年度4月1日現在)

(2) 0～5歳の年齢別人口の推移

0～5歳の年齢別人口の推移をみると、平成26年度から平成30年度にかけて継続的に減少しており、平成30年度（4月1日時点）では3,150人となっています。

◇ 0～5歳の年齢別人口の推移

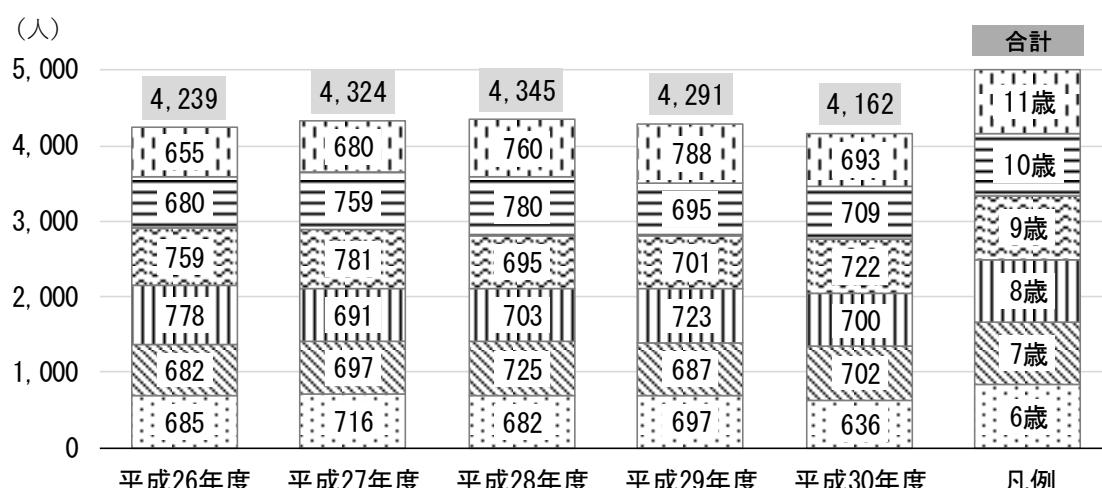


資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

(3) 6～11歳の年齢別人口の推移

6～11歳の年齢別人口の推移をみると、平成26年度から平成28年度にかけては増加傾向にありましたが、平成29年度には減少に転じ、その後減少が続いている。平成30年度（4月1日時点）では4,162人となっています。

◇ 6～11歳の年齢別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

2 人口の推計

(1) 総人口・年齢3区分別人口の推計

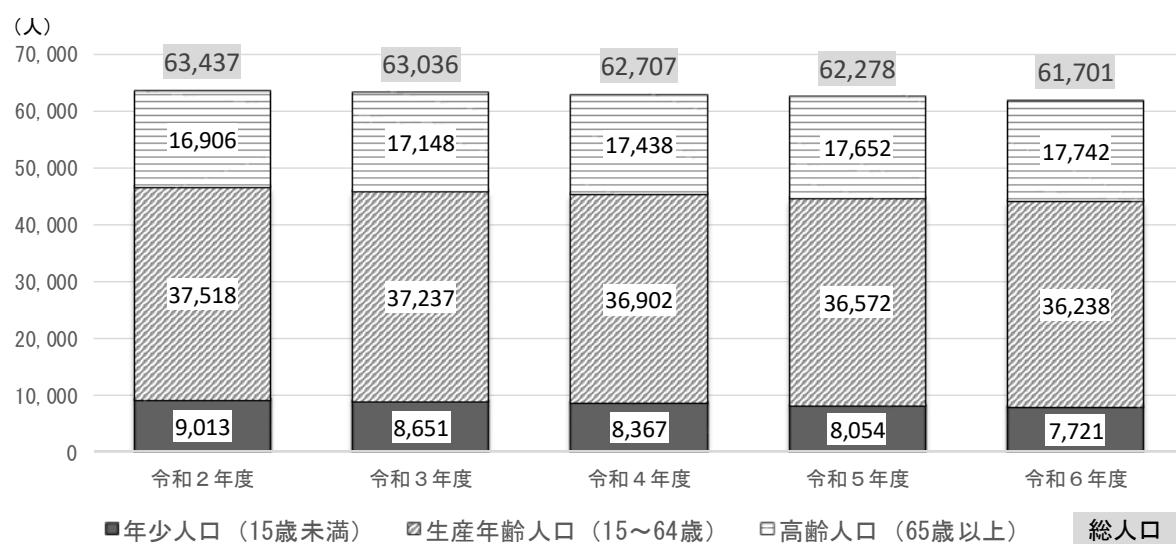
市の第5次総合計画における将来人口の推計にあたっては、平成22年国勢調査人口を基準としてコーホート要因法により算出しており、市の人口は令和2年の65,500人をピークに、その後減少していく見込みとなっています。

本計画の策定にあたり今回実施した将来人口の推計は、平成28年から平成31年の住民基本台帳人口をもとに、コーホート変化率法により推計を行ったものです。この推計方法は、本計画の一部を成す、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の策定にあたり国から示された手引きにおいて、比較的近い将来の推計で、算出の基礎となる近い過去にニュータウン開発や鉄道新設などの特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合に有用な推計方法とされているものです。

この結果、令和6年度までの推計では、人口が減少傾向で推移し、令和6年度では61,701人となることが予測されます。

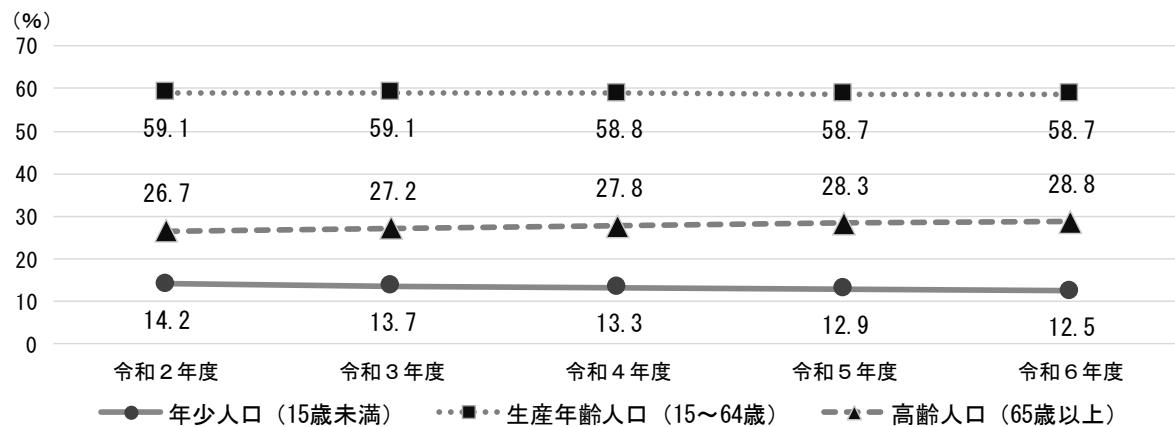
年齢3区分別人口の割合の推計では、年少人口の割合が減少することが予測されます。生産年齢人口の割合はほぼ横ばいですが、高齢人口の割合が増加することが予測されます。

◇年齢3区分別人口の推計



資料:住民基本台帳(平成28年～平成31年、各年度4月1日現在)をもとにコーホート変化率法により推計

◇年齢3区分別人口の割合の推計

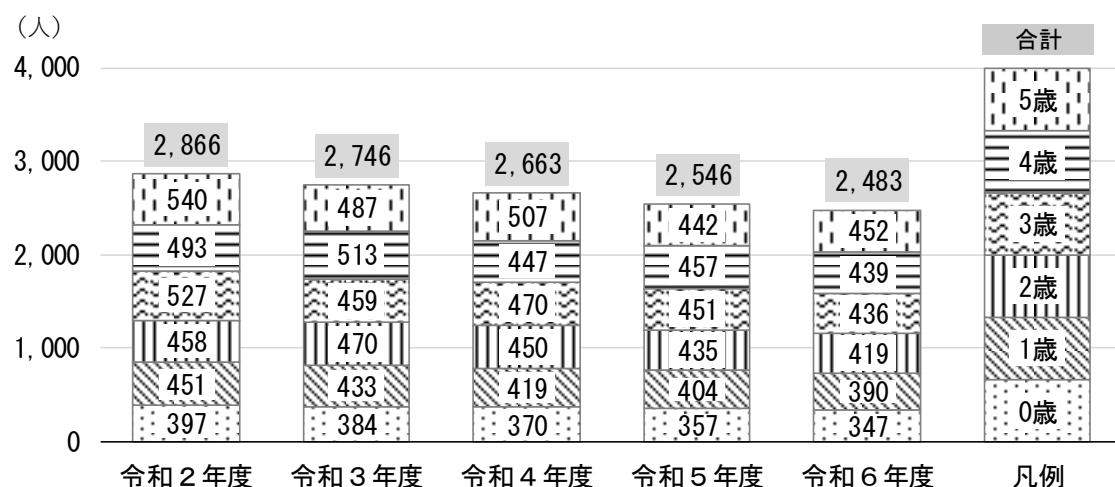


資料：住民基本台帳（平成28年～平成31年、各年度4月1日現在）をもとにコー ホート変化率法により推計

(2) 0～5歳の年齢別人口の推計

令和6年度までの0～5歳の人口の推計をみると、今後も減少傾向で推移し、令和6年度では2,483人となることが予測されます。

◇0～5歳の年齢別人口の推計

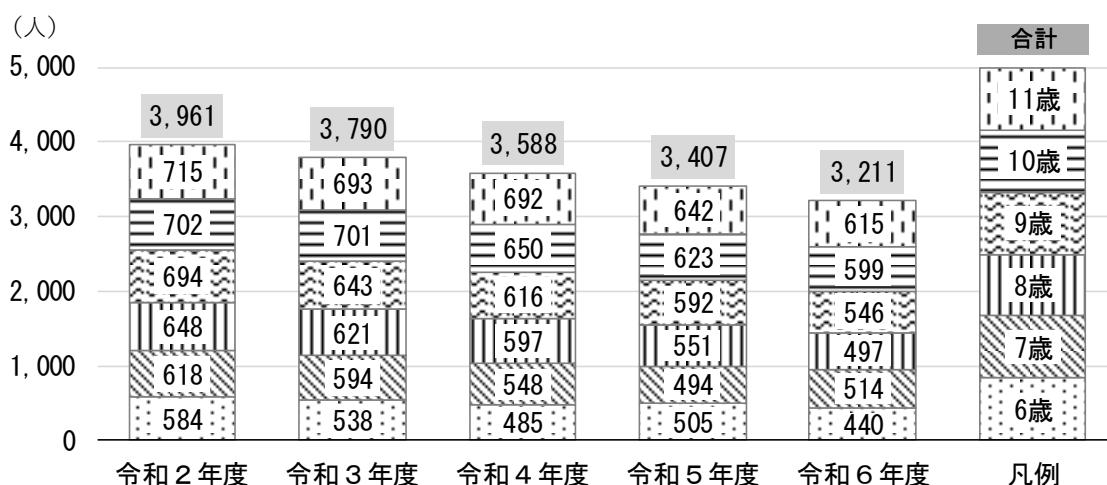


資料：住民基本台帳(平成28年～平成31年、各年度4月1日現在)をもとにコーホート変化率法により推計

(3) 6～11歳の年齢別人口の推計

令和6年度までの6～11歳の人口の推計をみると、0～5歳と同様に今後も減少傾向で推移し、令和6年度では3,211人となることが予測されます。

◇6～11歳の年齢別人口の推計



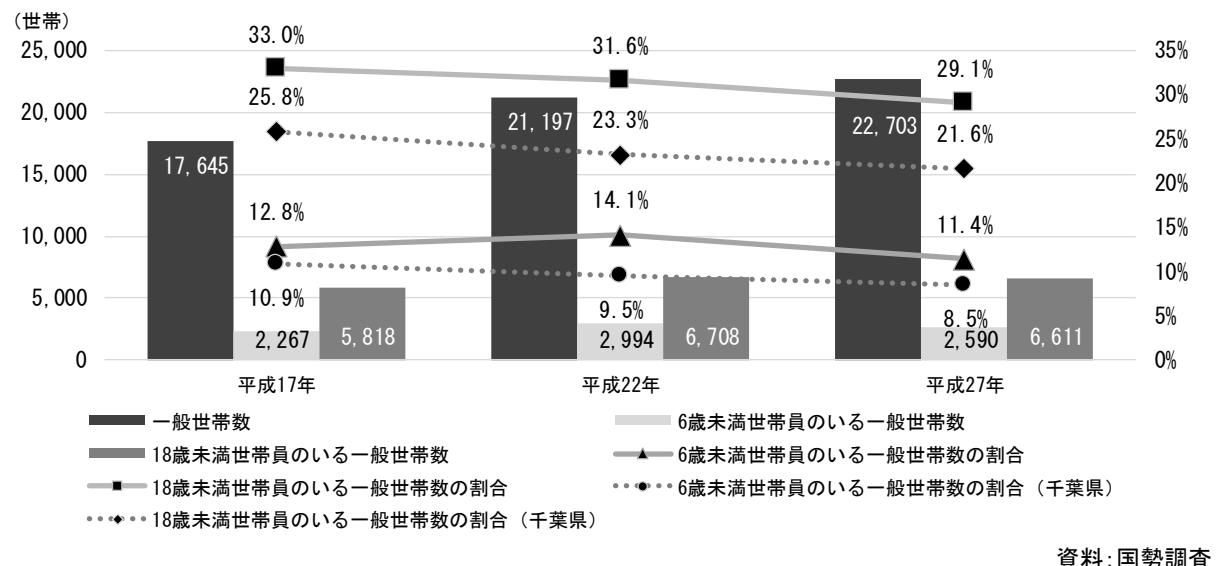
資料：住民基本台帳(平成28年～平成31年、各年度4月1日現在)をもとにコーホート変化率法により推計

3 世帯の状況

(1) 子どものいる世帯の推移

一般世帯数⁴の推移をみると、増加傾向にあり、平成27年では22,703世帯となっています。また、6歳未満世帯員のいる一般世帯数、18歳未満世帯員のいる一般世帯数の一般世帯全体に占める割合は、いずれも千葉県を上回っています。

◇一般世帯数、6歳未満世帯員のいる一般世帯数、18歳未満世帯員数の推移

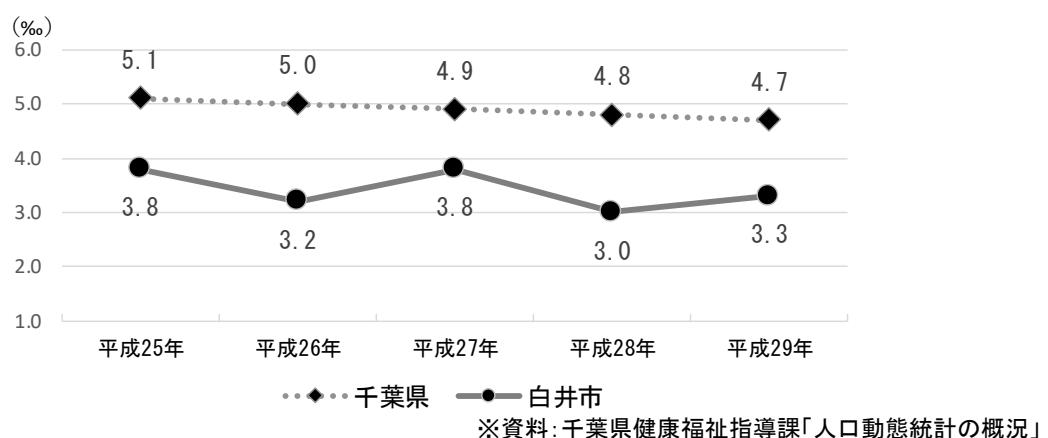


4 結婚・出産等

(1) 婚姻率の推移

婚姻率⁵の推移をみると、年により上下動がありますが、平成25年から平成29年の間千葉県を下回っており、平成29年で3.3‰⁶となっています。

◇婚姻率の推移



4 一般世帯数:総世帯数から施設等の世帯数(寮・寄宿舎の学生、病院・治療所の入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内居住者、矯正施設の入所者等)を除いた世帯。

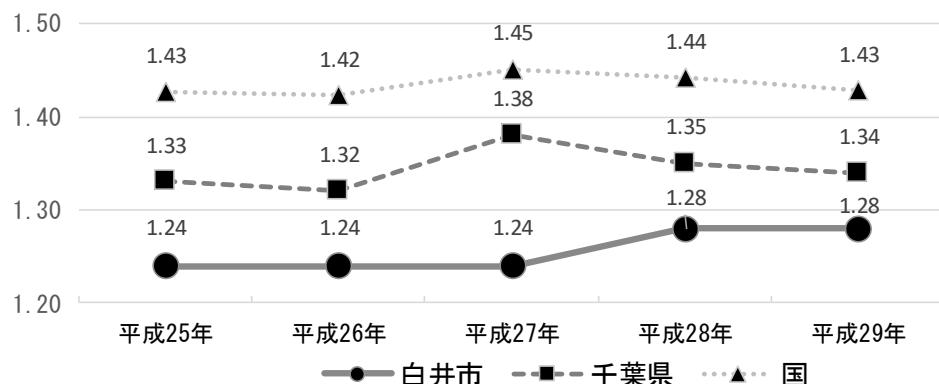
5 婚姻率:年間の婚姻総数を分子、該当年次の人口総数を分母として算出される数値。

6 ‰(パーセント):千分率(1000分の1を1とする単位)。

(2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、平成25年以降横ばいでいたが、平成27年から平成28年にかけて増加となり平成29年で1.28となっています。しかし各年とも国、千葉県を下回っています。

◇合計特殊出生率の推移



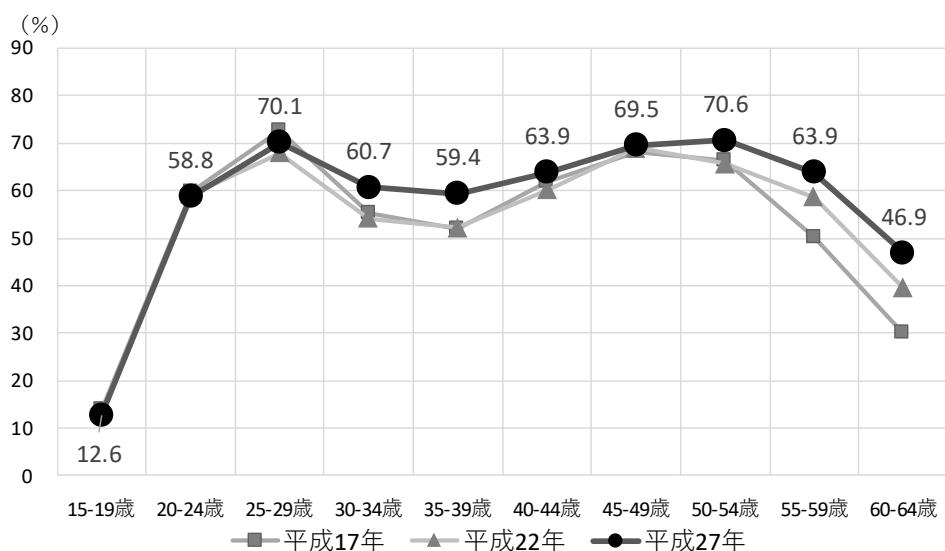
資料：千葉県健康福祉指導課「合計特殊出生率」、国＝厚生労働省「人口動態調査」

5 女性の就労状況

(1) 女性の就業率の推移

女性の就業率の推移をみると、平成17年と比べ、平成27年ではほとんどの年齢層で上昇しています。しかし、働く女性の割合が30歳代で一旦低くなる「M字曲線」の形は残っており、20歳代で働いていた女性が子育て期の30歳代で仕事を離れる傾向は続いていることがわかります。

◇女性の就業率の推移



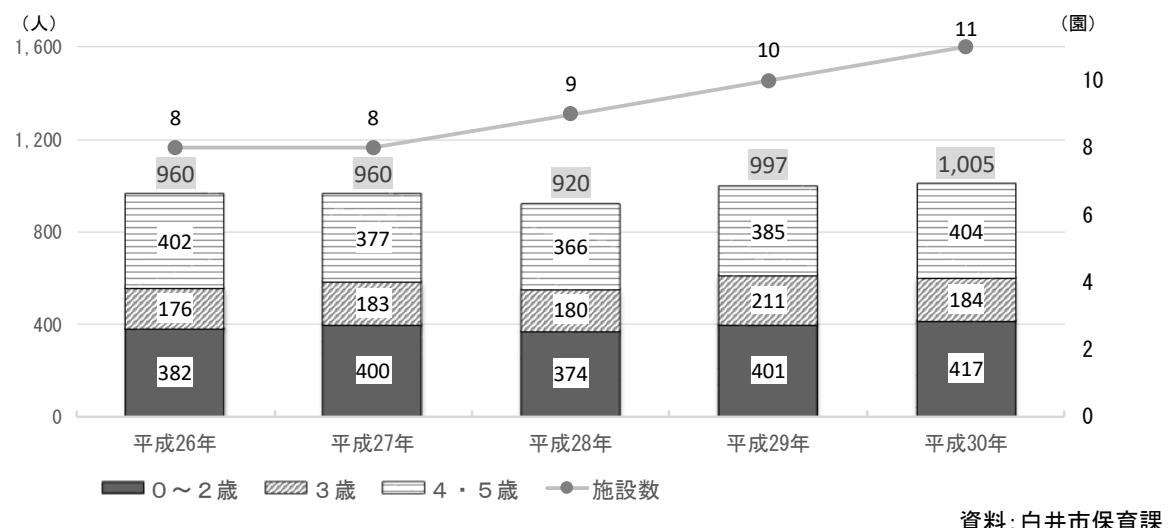
資料：国勢調査

6 幼稚園・保育園の状況

(1) 年齢ごとの保育園需要の推移

保育園需要（利用者及び利用希望者）の推移をみると、平成28年度に減少しましたが、その後は増加傾向で推移し、平成30年度では1,005人となっています。施設数は平成27年度の8園から平成30年度の11園まで、毎年度増加しています。

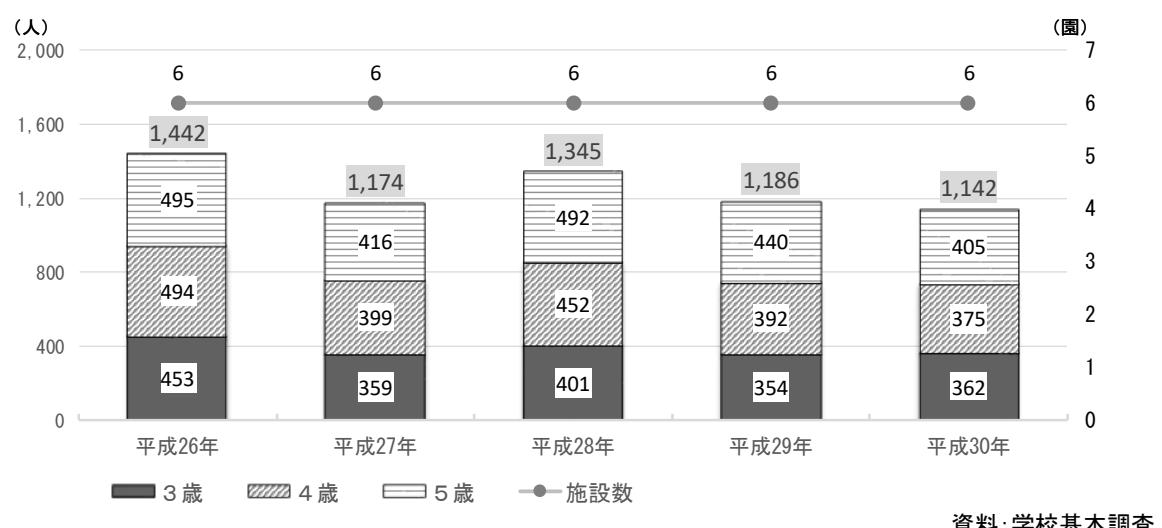
◇保育園入所者数の推移



(2) 年齢ごとの幼稚園需要の推移

幼稚園需要（利用者及び利用希望者）の推移をみると、平成28年度以降微減の傾向で推移し、平成30年度では1,142人となっています。

◇幼稚園入園者数の推移

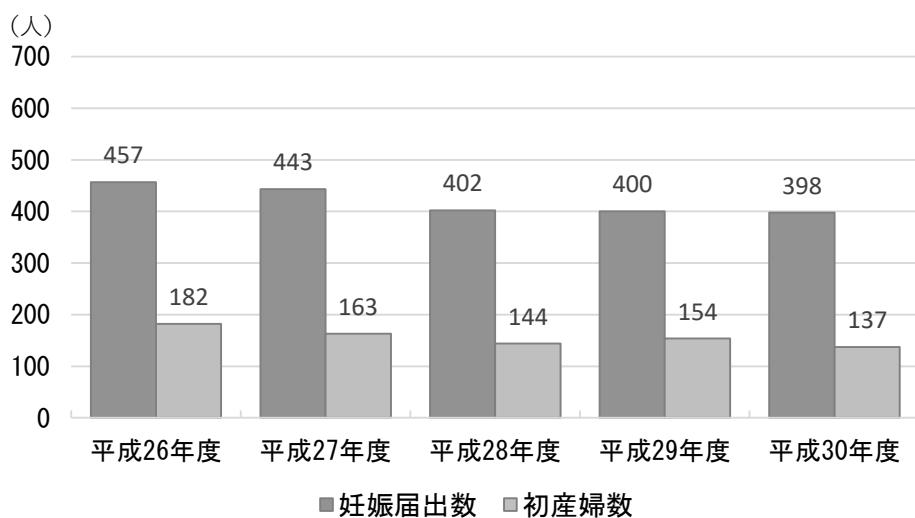


7 母子保健の状況

(1) 妊娠届出数の推移

妊娠届出数は、減少傾向にあり、平成30年度では398人となっています。初めて出産をする初産婦数は年度によって増減があり、平成30年度では137人となっています。

◇妊娠届出数の推移

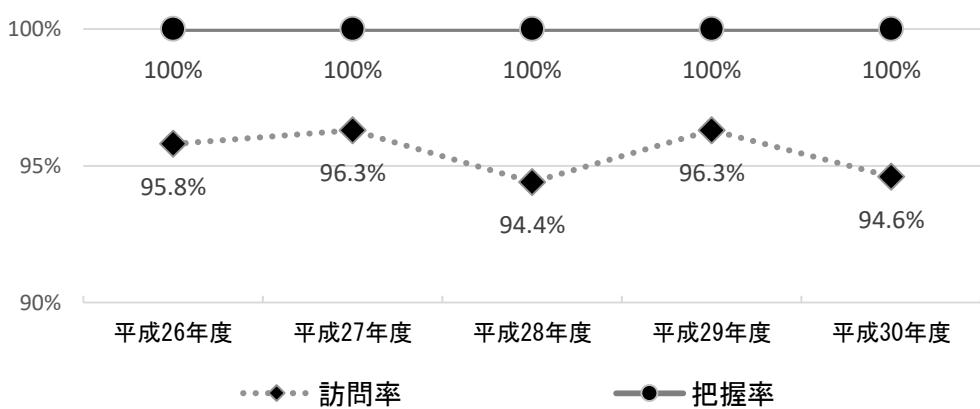


資料:白井市健康課

(2) 乳児家庭全戸訪問の訪問率及び把握率の推移

乳児家庭全戸訪問の訪問率は、ほぼ横ばいで、平成30年度には生後4か月までの乳児がいる家庭の94.6%に訪問しています。訪問ができなかった家庭には窓口や電話等で家庭状況を確認しており、把握率は毎年100%となっています。

◇乳児家庭全戸訪問の訪問率及び把握率の推移

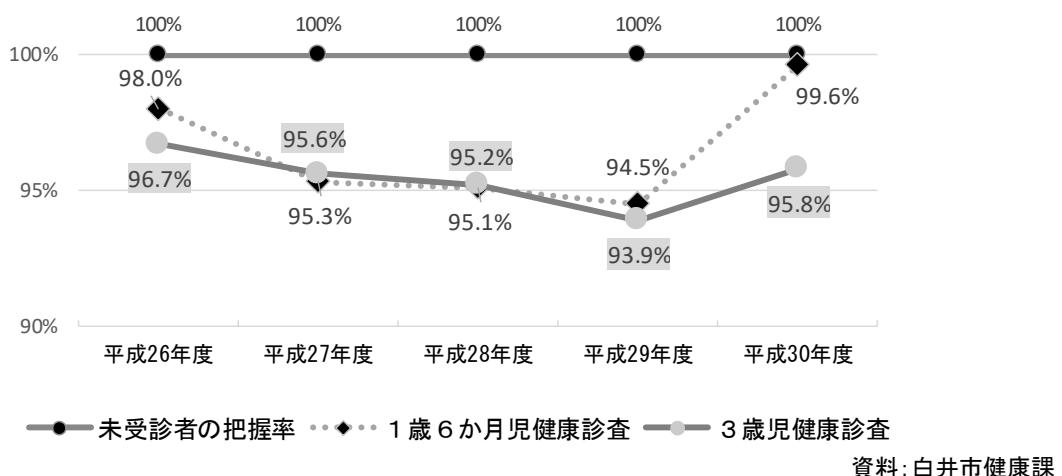


資料:白井市健康課

(3) 1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の受診率の推移

1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の受診率は、平成26年度から平成29年度にかけていずれも低下がみられましたが、平成30年度には高くなっています。未受診者については、訪問や電話等で状況を全数把握できています。

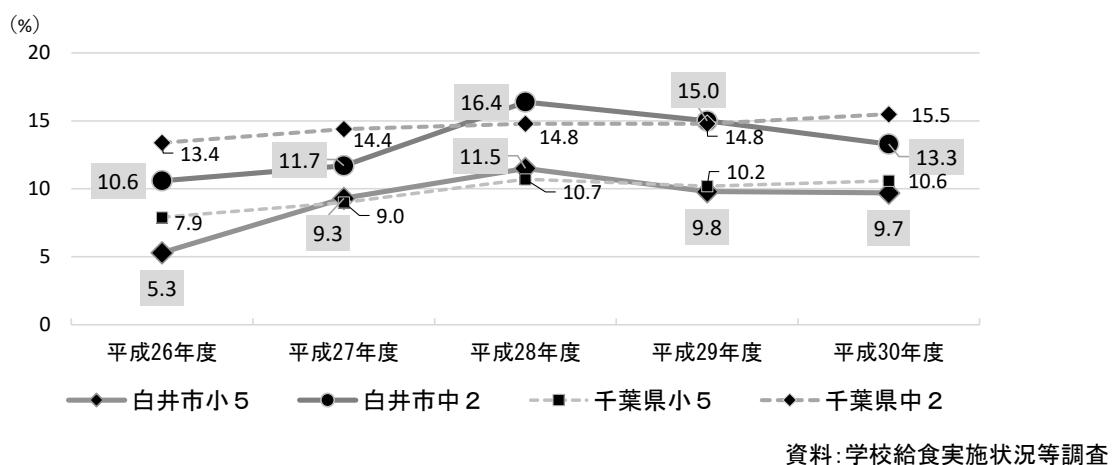
◇健康診査受診率及び把握率の推移



(4) 朝食を欠食する子どもの割合の推移

朝食を欠食する子どもの割合は、平成28年度までは小・中学生ともに増加傾向にあり、その後やや減少しています。平成30年度は、千葉県の数値と比較して白井市の割合はやや低くなっています。

◇朝食を欠食する子どもの割合の推移



参考:平成30年度全国学力・学習状況調査

	白井市	国
小学6年生	14.8%	15.2%
中学3年生	20.9%	20.2%

8 主な子育て支援サービス事業の状況

主な子育て支援サービス事業の状況をみると、「放課後児童健全育成事業」、「地域子育て支援拠点事業」では利用者が増加傾向にあります。「病児・病後児保育事業」は平成29年度途中に利用方法等について改善が図られたことから、利用者数が増加しています。

	対象	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延長保育事業	0～5歳	人 (延べ/年)	839	907	897	849
放課後児童健全育成事業	低学年	人 (登録者数)	442	434	438	468
	高学年	人 (登録者数)	129	128	132	135
地域子育て支援拠点事業	0～2歳	人 (延べ/年)	12,246	13,747	18,820	19,722
一時預かり事業 (保育園のみ)	0～5歳	人 (延べ/年)	3,241	2,598	3,145	2,411
病児・病後児保育事業	0～8歳	人 (延べ/年)	29	7	258	256
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	就学児	人 (延べ/年)	1,150	1,071	915	1,162
妊婦健康診査事業	市内の妊婦	人 (延べ/年)	5,078	5,032	4,989	5,073
乳児家庭全戸訪問事業	市内の生後4か月未満の乳児がいる家庭	人 (延べ/年)	441	434	406	414
養育支援訪問事業	養育支援を必要としている家庭	人 (延べ/年)	13	18	18	18

第2節 アンケート調査結果の概要

1 調査の目的

本計画を策定するにあたっての基礎資料を得るため、子育てをしている市民の子ども・子育てに関する生活実態、教育・保育事業の利用状況や利用意向、その他子育て施策全般に係るご意見・ご要望、また、子ども本人の生活実態や意見を把握することを目的として実施しました。

2 実施概要

- 調査対象者 : 小学校就学前児童の保護者 2,000 名
: 市立の小学5年生及び中学2年生とその保護者
- 抽出方法 : (就学前児童保護者) 住民基本台帳より無作為抽出
: (小・中学生) 全員
- 調査方法 : (就学前児童保護者) 郵送配付・郵送回収
: (小・中学生保護者) 学校配付・郵送回収
: (小・中学生) 学校配付・学校回収
- 調査期間 : 平成31年1月18日～1月31日

3 配付・回収状況

対象	発送数	回収数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	2,000 票	1,237 票	1,236 票	61.8%
小学5年生・中学2年生の保護者	1,412 票	795 票	794 票	56.2%
小学5年生	702 票	676 票	674 票	96.0%
中学2年生	710 票	650 票	647 票	91.1%

4 調査結果の概要を読むにあたっての留意点

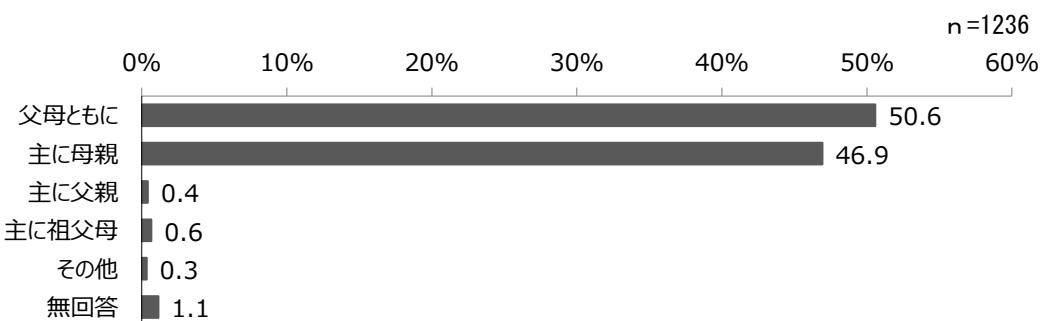
- 「調査結果」の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
- 「n」は、「Number of case」の略で、その設問への回答者数（構成比算出の母数）を示しています。
- 百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出し、本文及び図表の数字に関しては、全て小数第2位以下を四捨五入し、小数第1位までを表記します。このため、全ての割合の合計が100%にならないことがあります。
また、複数回答（2つ以上選ぶ問）の設問では、全ての割合の合計が100%を超えることがあります。
- 複数回答の設問は、グラフ内に【複数回答】と記載しています。記載のないものは単数回答（1つを選んで答える設問）です。
- 図表中の「0.0」は四捨五入の結果又は、回答者が皆無であることをあらわします。
- 図表の記載にあたり調査票の質問文、グラフ及び文章中の選択肢を一部簡略化している場合があります。
- 必要に応じて、平成25年度に実施した「白井市子育て支援に係るアンケート調査」（以下「前回調査」とします。）との比較を行っています。

5 就学前児童保護者調査の結果概要

(1) 子育てについて

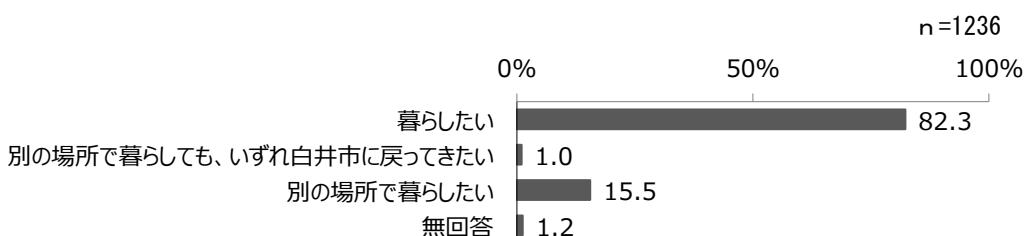
①主に子育てを行っている人

主に子育てを行っている人は、「父母とともに」が 50.6%、「主に母親」が 46.9%となっています。



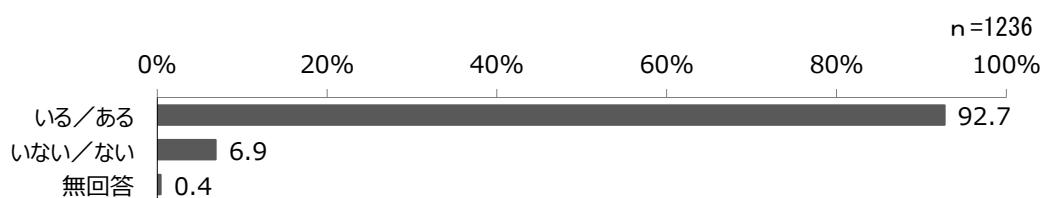
②定住意向

これからも白井市で暮らしたいかどうかでは、「暮らしたい」が 82.3%、「別の場所で暮らしたい」が 15.5%となっています。



③気軽に相談できる人や場所の有無

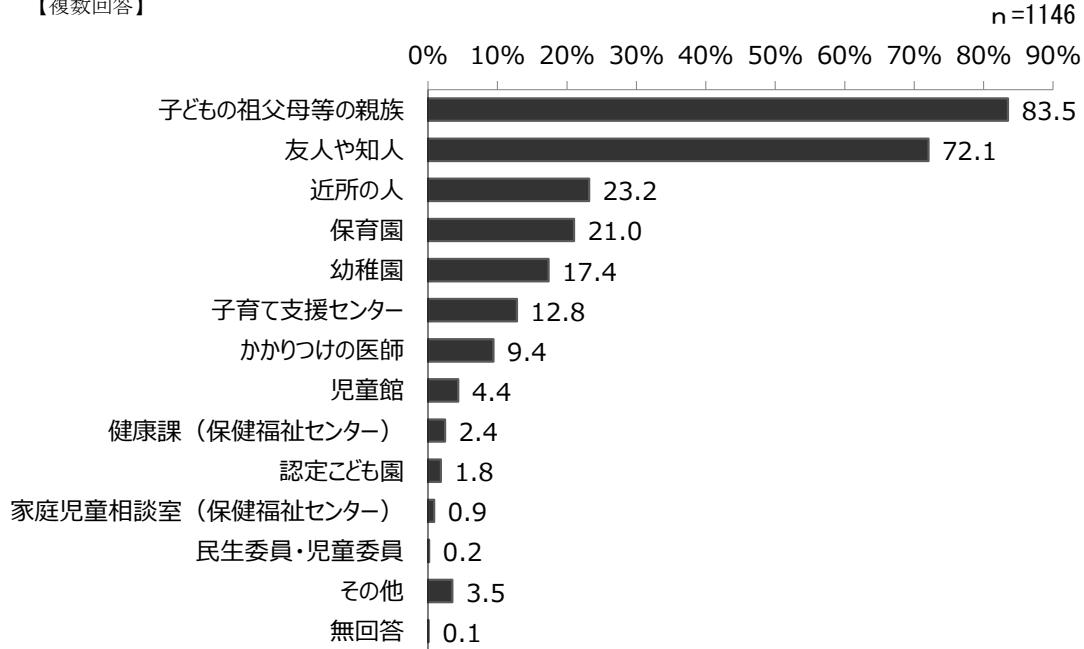
子育てをするうえでの相談相手や相談場所の有無については、「いる／ある」が 92.7%、「いない／ない」が 6.9%となっています。



④子育てに関する相談先

子育てに関する相談先については、「子どもの祖父母等の親族」が 83.5%、「友人や知人」が 72.1%、「近所の人」が 23.2%、「保育園」が 21.0%、「幼稚園」が 17.4%となっています。

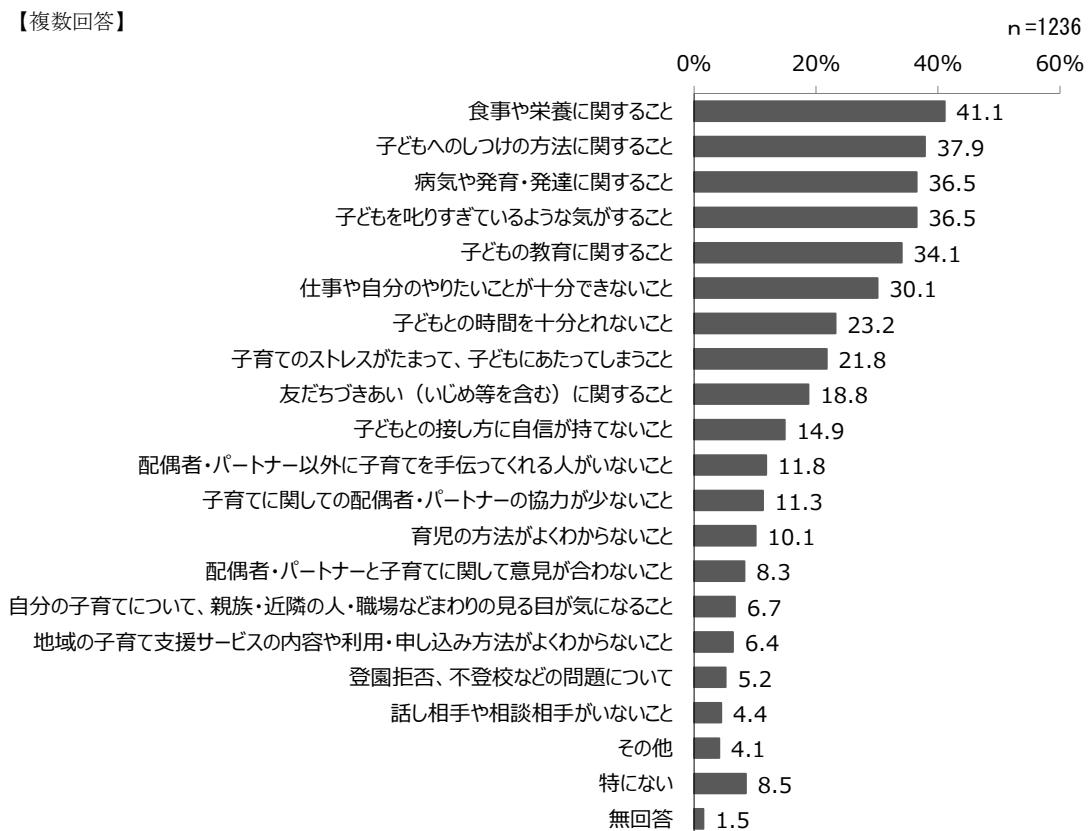
【複数回答】



⑤子育てに関して日常悩んだり気になること

子育てに関して日常悩んだり気になることについては、「食事や栄養に関するここと」が41.1%、「子どもへのしつけの方法に関するここと」が37.9%、「病気や発育・発達に関するここと」が36.5%、「子どもを叱りすぎているような気がすること」が36.5%、「子どもの教育に関するここと」が34.1%となっています。

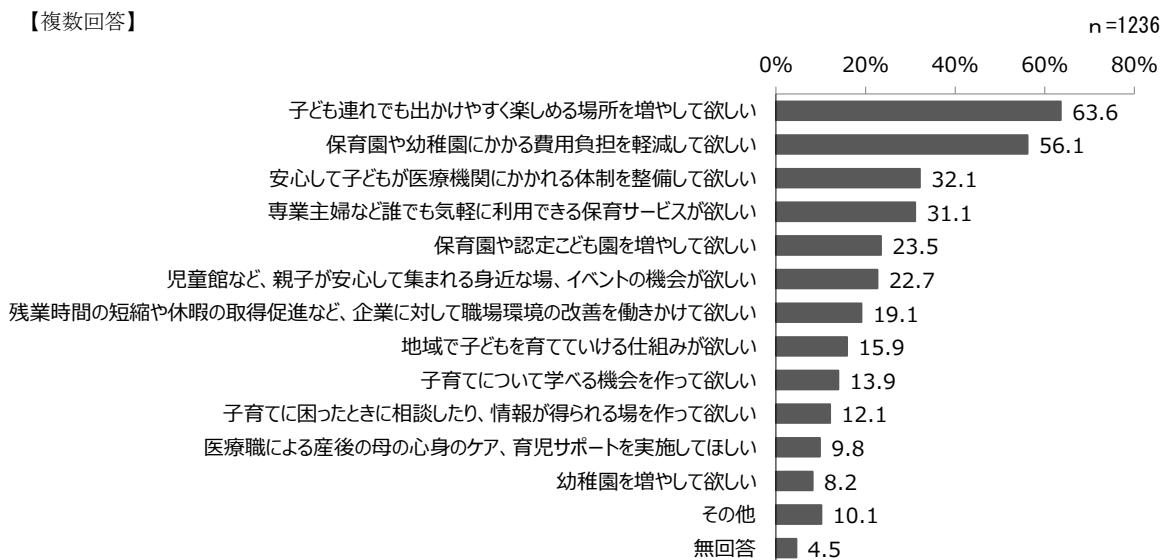
【複数回答】



⑥市に期待する子育て支援

市に期待する子育て支援については、「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」が 63.6%、「保育園や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい」が 56.1%、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備して欲しい」が 32.1%、「専業主婦など誰でも気軽に利用できる保育サービスが欲しい」が 31.1%、「保育園や認定こども園を増やして欲しい」が 23.5%となっています。

【複数回答】

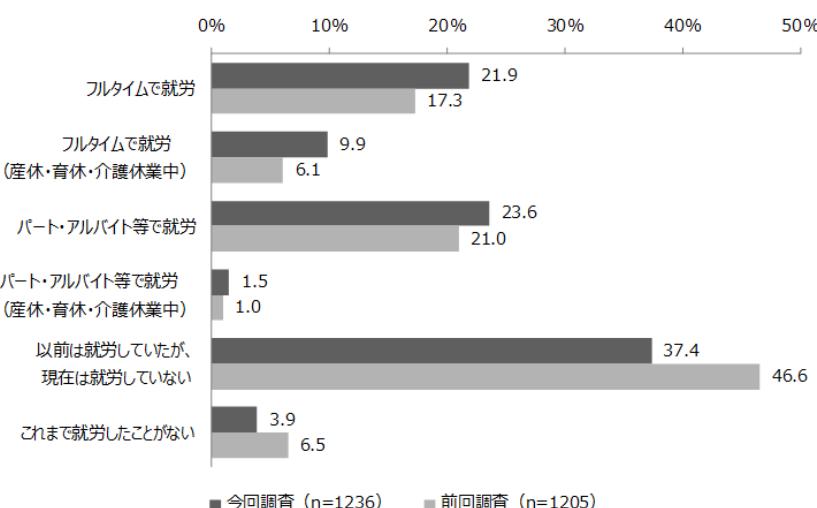


(2) 就労の状況について

①母親の就労状況

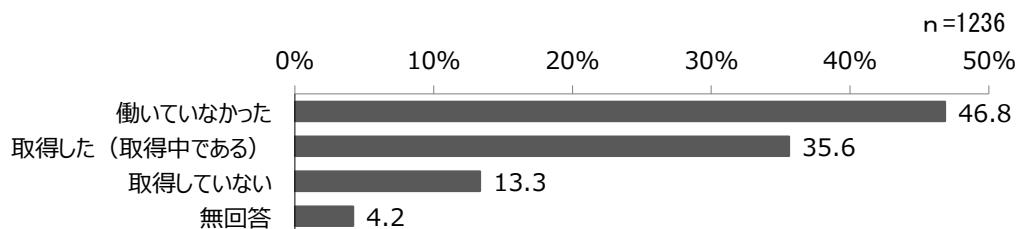
母親の就労状況は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 37.4%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 23.6%、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 21.9%となっており、前回調査と比較すると、フルタイムでの就労（産休・育休・介護休業中含む）が 8.4 ポイント増加、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 9.2 ポイント減少しています。

なお、父親の就労状況については前回調査・今回調査とも「フルタイム」で就労が約 9 割となっていました。



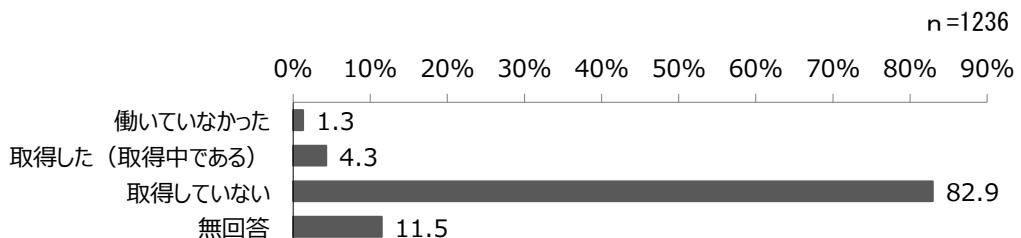
②母親の育児休業取得状況

子どもが生まれたときの母親の育児休業取得状況については、「働いていなかった」が46.8%、「取得した（取得中である）」が35.6%、「取得していない」が13.3%となっています。



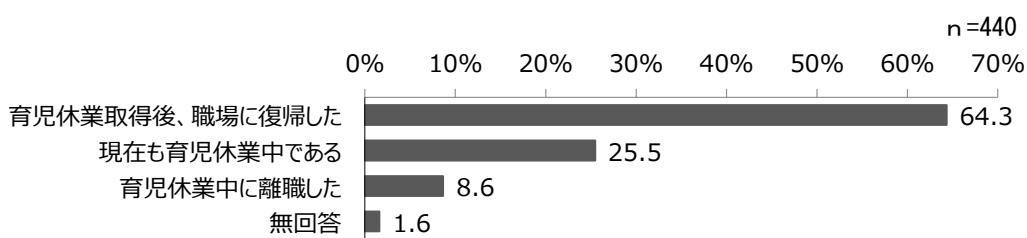
③父親の育児休業取得状況

子どもが生まれたときの父親の育児休業取得状況については、「取得していない」が82.9%、「取得した（取得中である）」が4.3%、「働いていなかった」が1.3%となっています。



④母親の育児休業取得後の職場復帰

母親が育児休業取得後、職場に復帰したかについては、「育児休業取得後、職場に復帰した」が64.3%、「現在も育児休業中である」が25.5%、「育児休業中に離職した」が8.6%となっています。

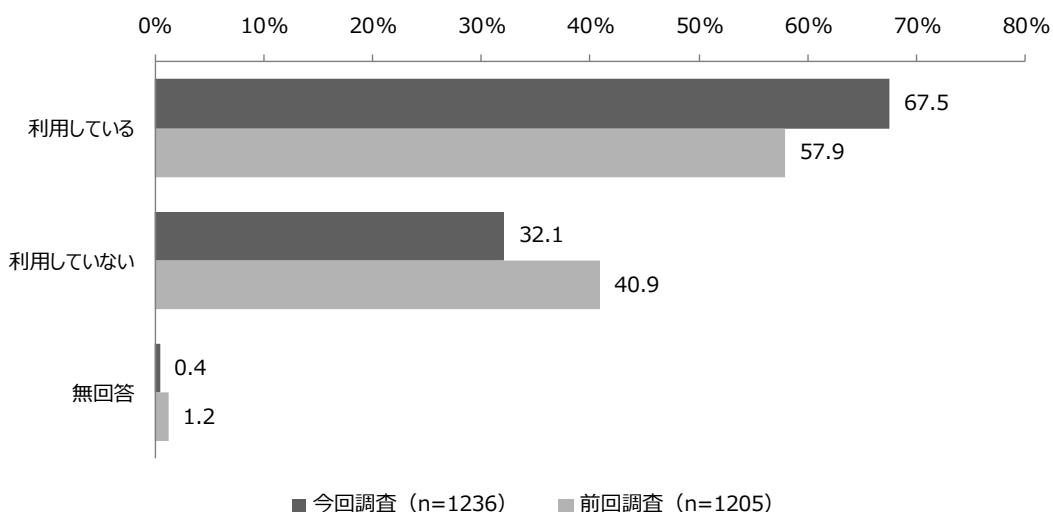


(3) 平日の定期的な教育・保育事業の利用について

①平日の定期的な教育・保育のサービスの利用状況

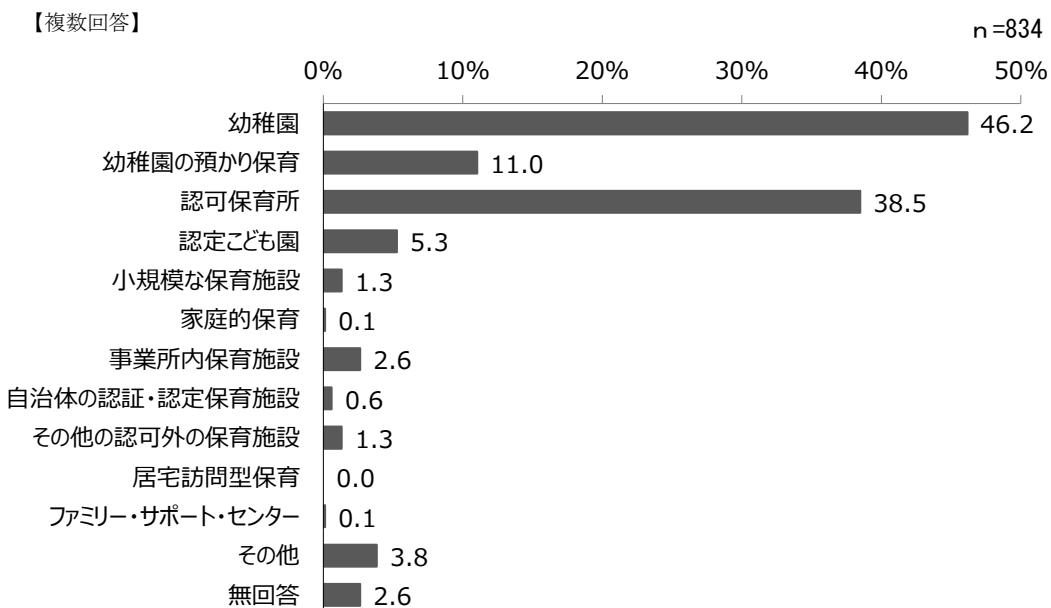
平日の定期的な教育・保育事業の利用状況については、「利用している」が 67.5%、「利用していない」が 32.1%となっています。

前回調査と比較すると、「利用している」が 9.6 ポイント増加し、「利用していない」が 8.8 ポイント減少しています。



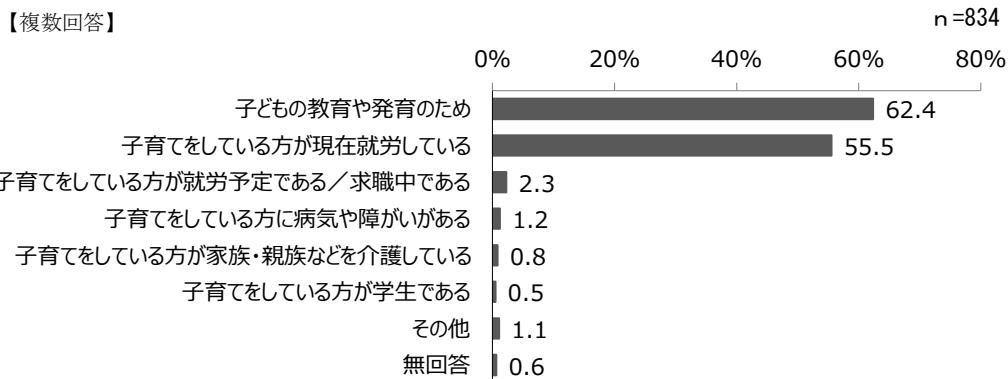
②定期的に利用している教育・保育事業

定期的に利用している教育・保育事業については、「幼稚園」が 46.2%、「認可保育所」が 38.5%、「幼稚園の預かり保育」が 11.0%となっています。



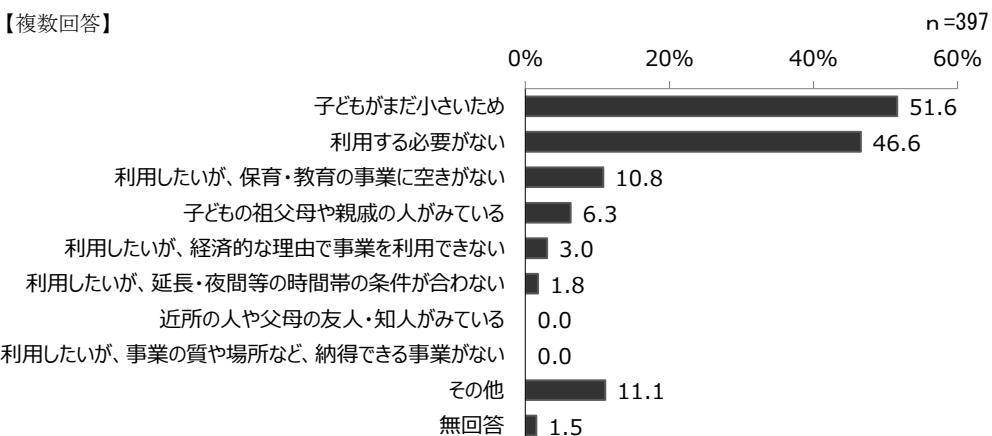
③定期的に教育・保育事業を利用している理由

定期的に教育・保育事業を利用している理由については、「子どもの教育や発育のため」が 62.4%、「子育てをしている方が現在就労している」が 55.5% となっています。



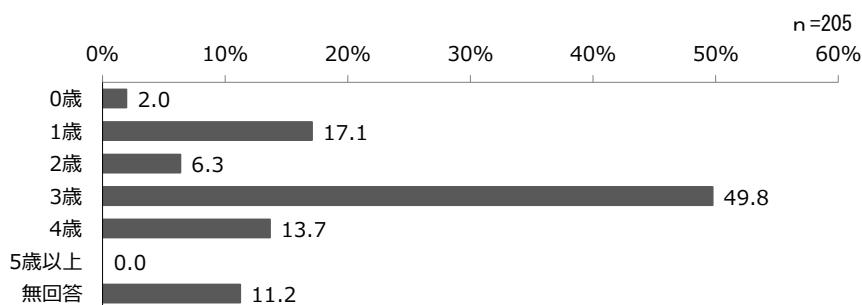
④定期的に教育・保育事業を利用していない理由

定期的に教育・保育事業を利用していない理由については、「子どもがまだ小さいため」が 51.6%、「利用する必要がない」が 46.6%、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」が 10.8%、「子どもの祖父母や親戚の人がみている」が 6.3% となっています。



⑤平日の定期的な教育・保育のサービスを利用しようと思う子どもの年齢

現在サービスを利用していない理由で「子どもがまだ小さいため」と回答した人のサービスを利用しようと思う子どもの年齢については、「3歳」が 49.8%、「1歳」が 17.1%、「4歳」が 13.7% となっています。

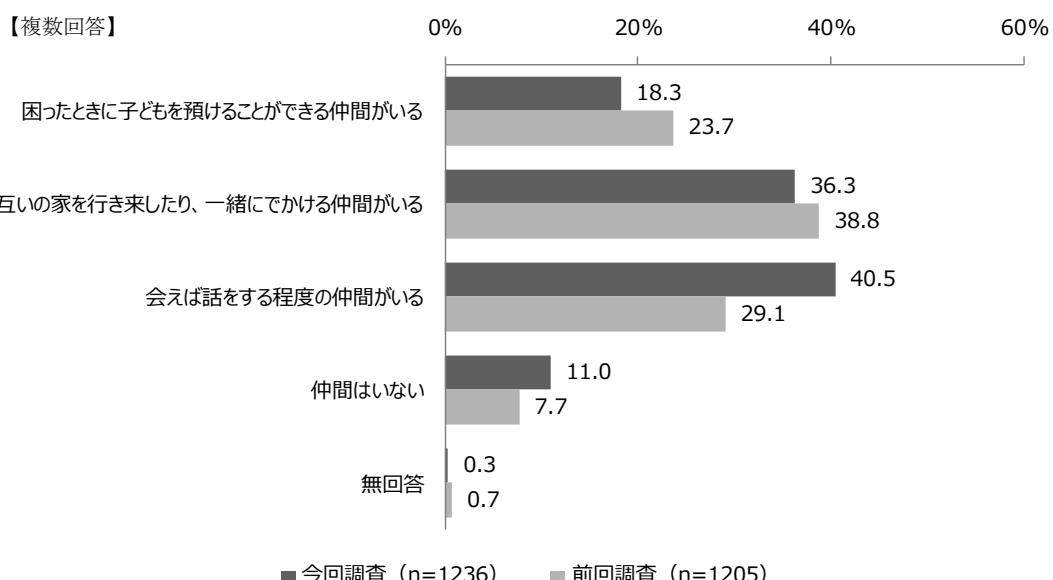


(4) 地域との関わりについて

①子育ての仲間の有無

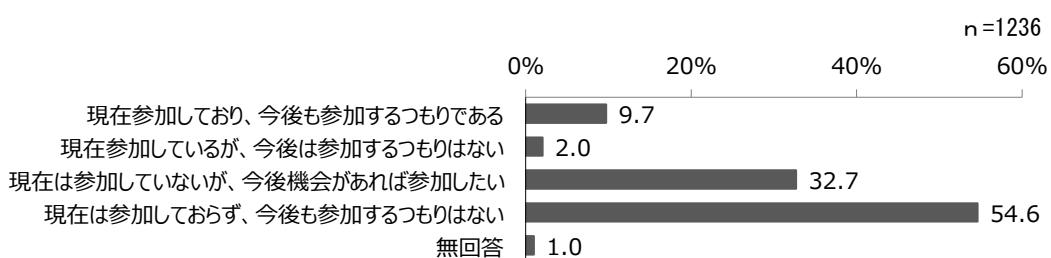
子育ての仲間の有無については、「会えれば話をする程度の仲間がいる」が40.5%、「互いの家を行き来したり、一緒にでかける仲間がいる」が36.3%、「困ったときに子どもを預けることができる仲間がいる」が18.3%、「仲間はいない」が11.0%となっています。

前回調査と比較すると「困ったときに子どもを預けることができる仲間がいる」が5.4ポイント、「互いの家を行き来したり、一緒にでかける仲間がいる」が2.5ポイント減少し、「会えれば話をする程度の仲間がいる」が11.4ポイント増加しています。



②自主的なグループ活動などへの参加

子育てグループなどの自主的なグループ活動などへの参加については、「現在は参加しておらず、今後も参加するつもりはない」が54.6%、「現在は参加していないが、今後機会があれば参加したい」が32.7%、「現在参加しており、今後も参加するつもりである」が9.7%となっています。



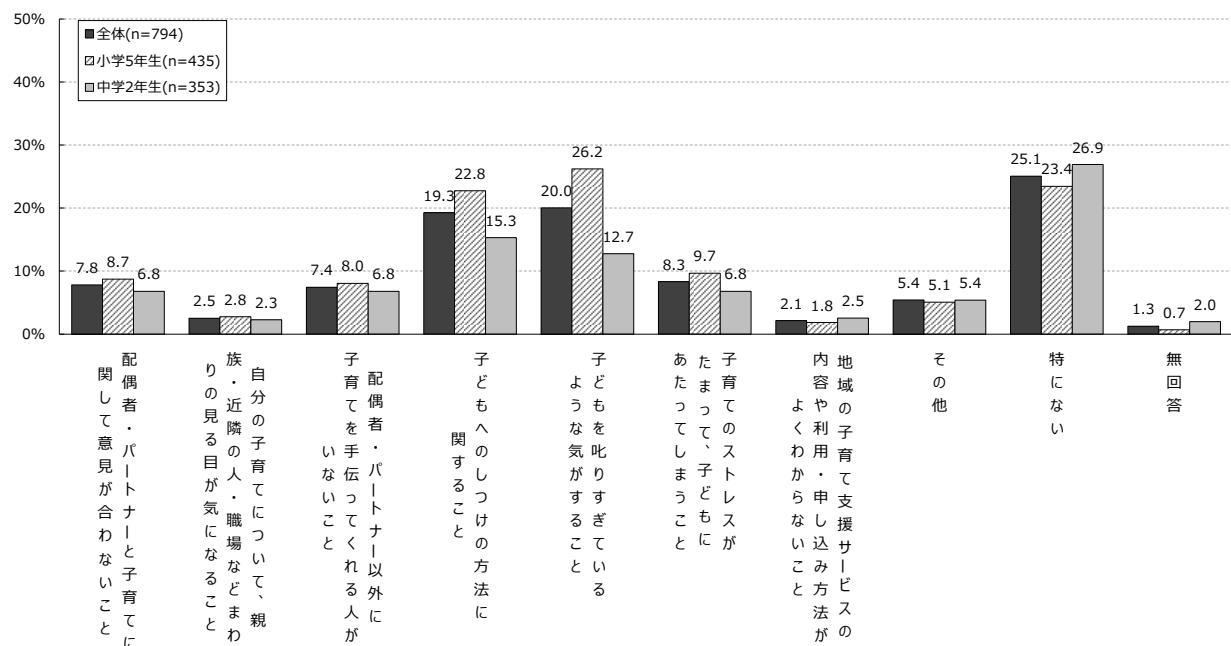
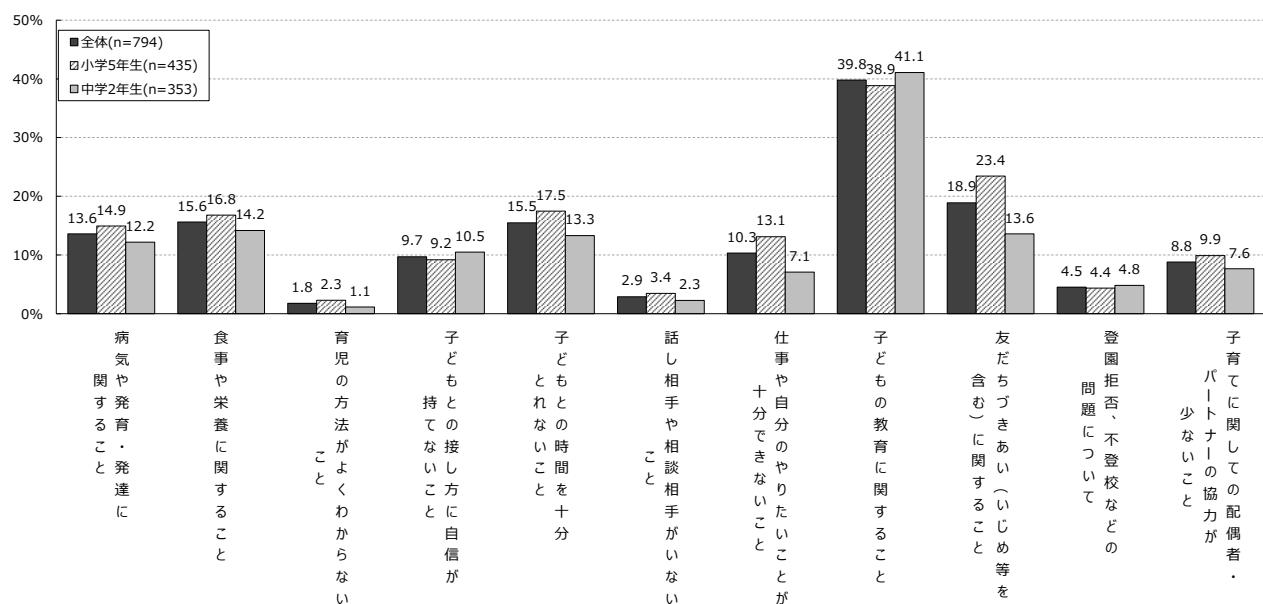
6 小・中学生保護者調査の結果概要

(1) 子育てについて

① 日常悩んでいること、気になること

子育てに関して、日常悩んでいること、又は気になることについては、「子どもの教育に関するこど」が39.8%、「子どもを叱りすぎているような気がすること」が20.0%、「子どもへのしつけの方法に関するこど」が19.3%、「友だちづきあい(いじめ等を含む)に関するこど」が18.9%となっています。また、25.1%が「特にない」と回答しています。

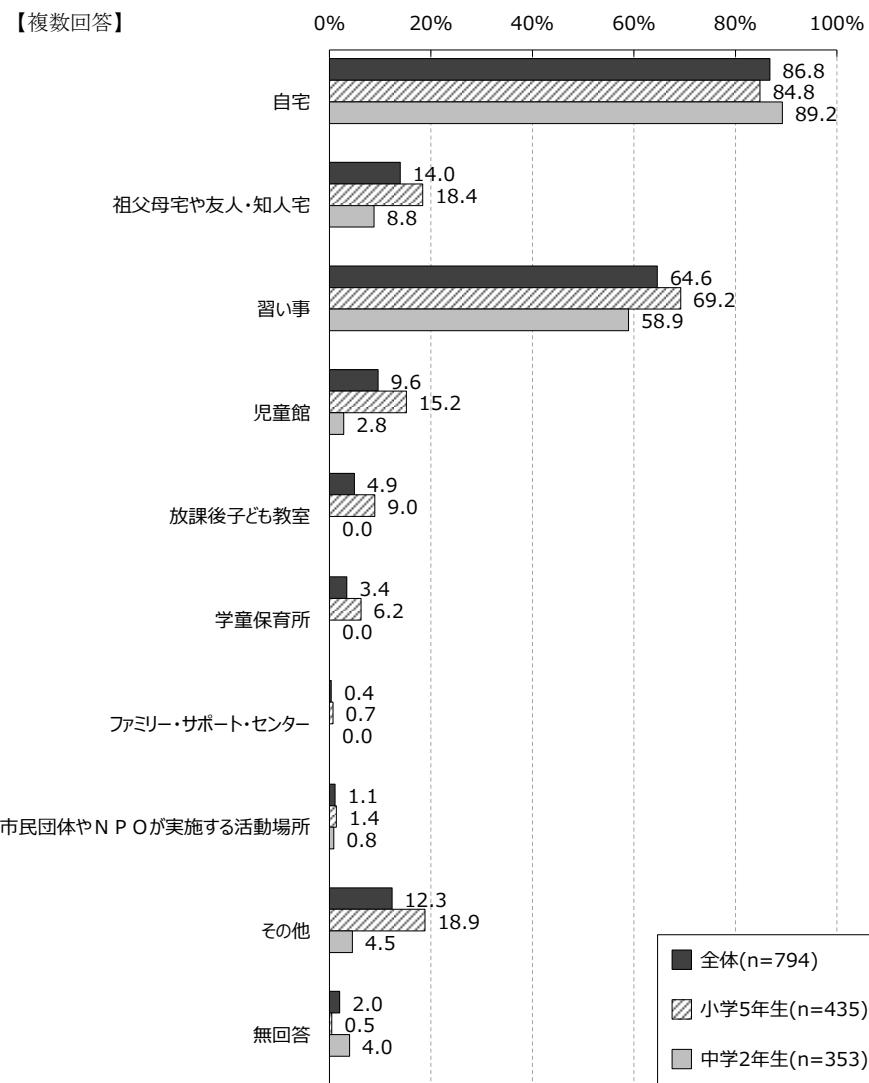
【複数回答】



(2) 放課後の過ごし方について

①放課後(平日の学校終了後)を過ごさせたい場所

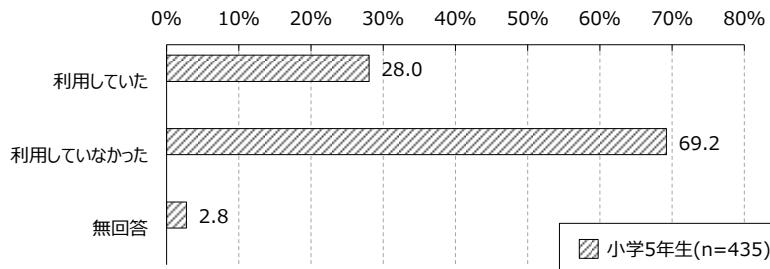
子どもの放課後を過ごさせたい場所については、「自宅」が86.8%と最も多く、次いで「習い事」が64.6%、「祖父母宅や友人・知人宅」が14.0%、「児童館」が9.6%となっています。



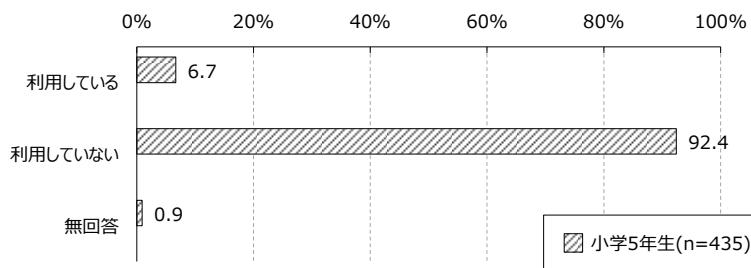
②学童保育所の利用(小学5年生の保護者のみ)

学童保育所の利用について、小学校低学年（1～3年生）のころの利用の有無では、「利用していた」が28.0%、「利用していなかった」が69.2%となっています。現在（小学5年生）の利用状況では「利用している」が6.7%、「利用していない」が92.4%となっています。

【小学校低学年（1～3年生）のころ】

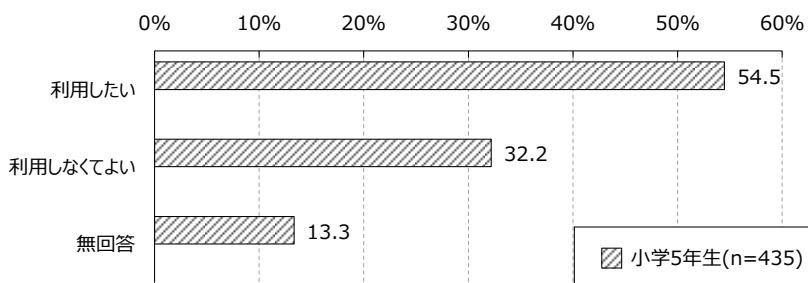


【現在（小学5年生）】



③放課後子ども教室の利用意向(小学5年生の保護者のみ)

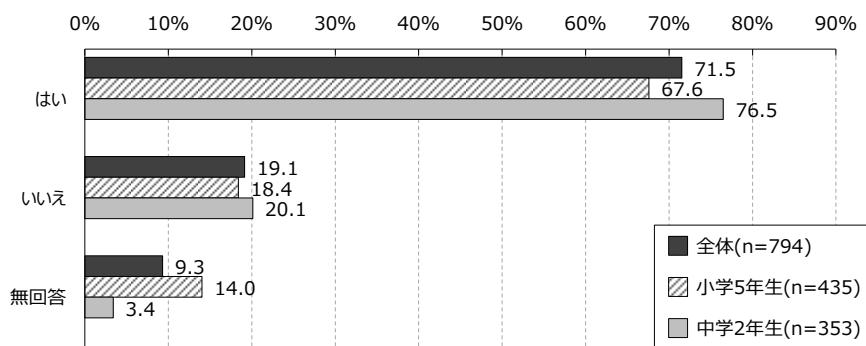
放課後子ども教室の利用意向については、「利用したい」が54.5%、「利用しなくてよい」が32.2%となっています。



(3) 子どもの居場所について

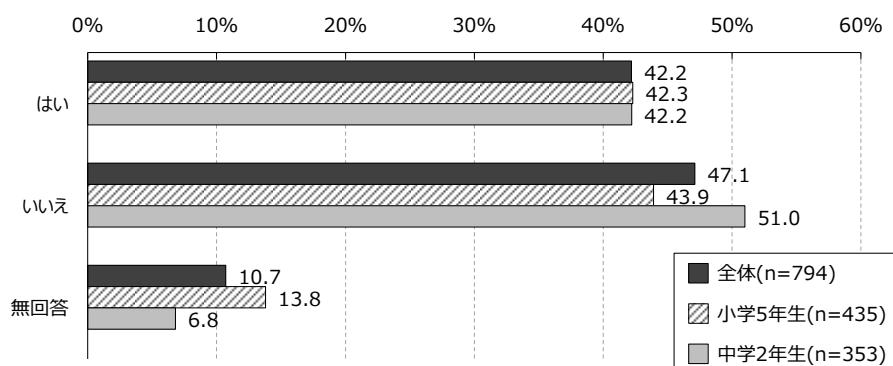
①無料の学習支援の利用意向

無料の学習支援があったら、子どもを参加させたいと思うかどうかについては、「はい」が71.5%、「いいえ」が19.1%となっています。



②子ども食堂の利用意向

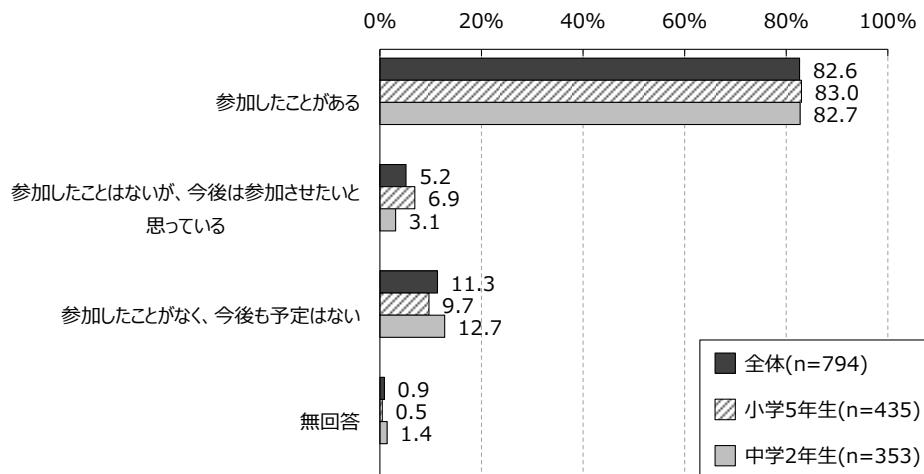
地域の人たちが主体となって無料又は低額で食事を提供するコミュニティの場（子ども食堂）があったら、子どもを参加させたいと思うかどうかについては、「はい」が42.2%、「いいえ」が47.1%となっています。



(4) 地域行事などの活動について

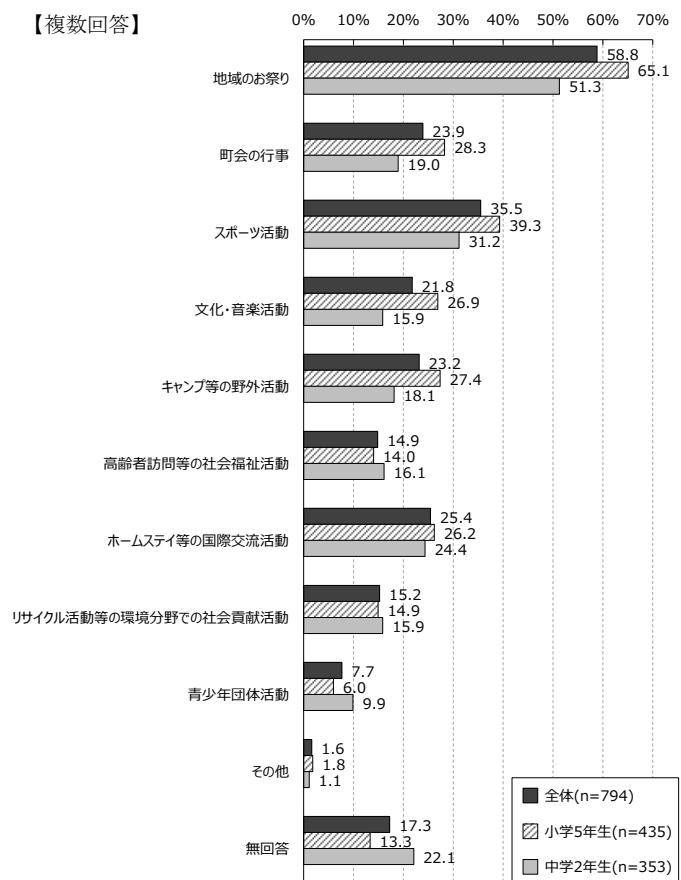
①地域の行事やイベントなどの活動への参加

地域の行事やイベントなどの活動への子どもの参加経験の有無については、「参加したことがある」が 82.6%、「参加したことがなく、今後も予定はない」が 11.3%、「参加したことはないが、今後は参加させたいと思っている」が 5.2%となっています。



②今後子どもを参加させたい地域行事などの活動の種類

今後子どもを参加させたい地域行事などの活動の種類については、「地域のお祭り」が 58.8%、「スポーツ活動」が 35.5%、「ホームステイ等の国際交流活動」が 25.4%、「町会の行事」が 23.9%、「キャンプ等の野外活動」が 23.2%となっています。

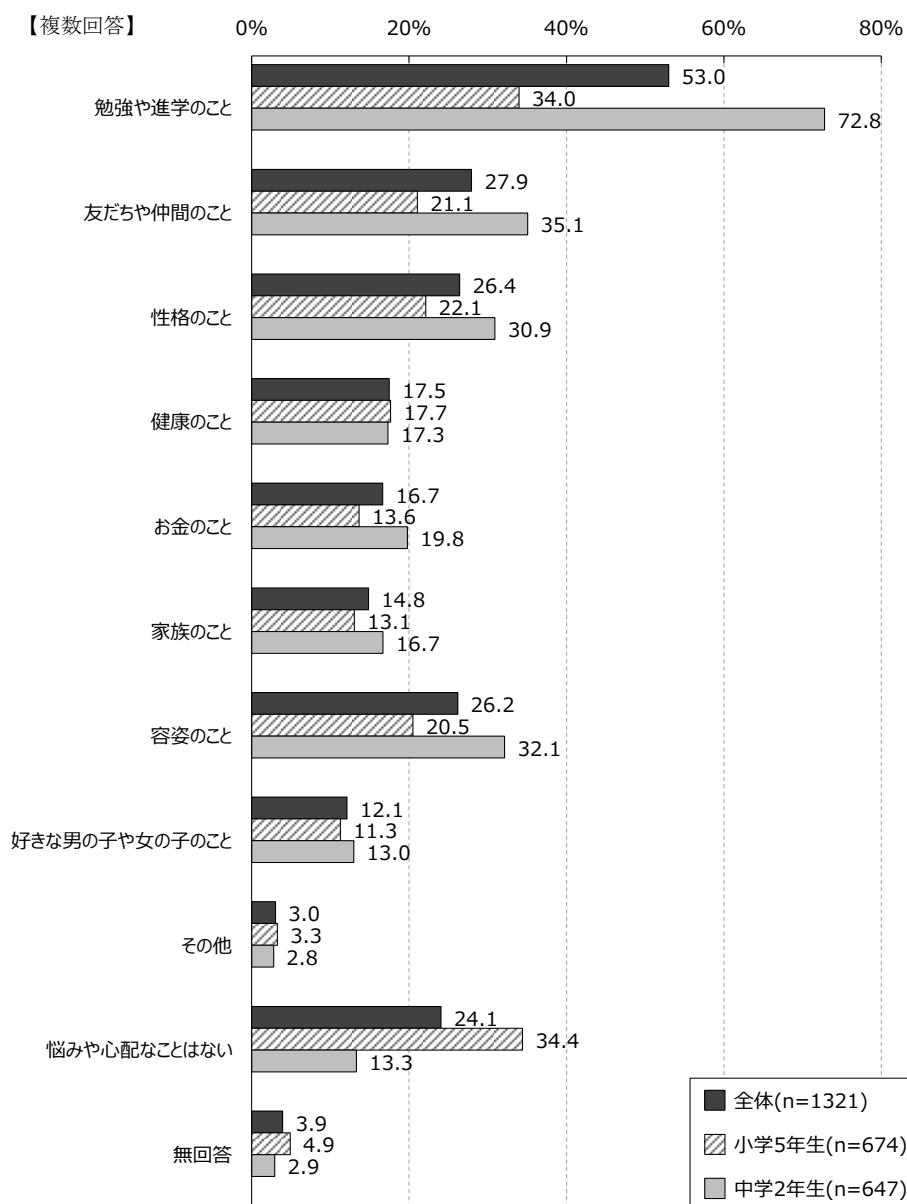


7 小・中学生調査の結果概要

(1) 自分のことについて

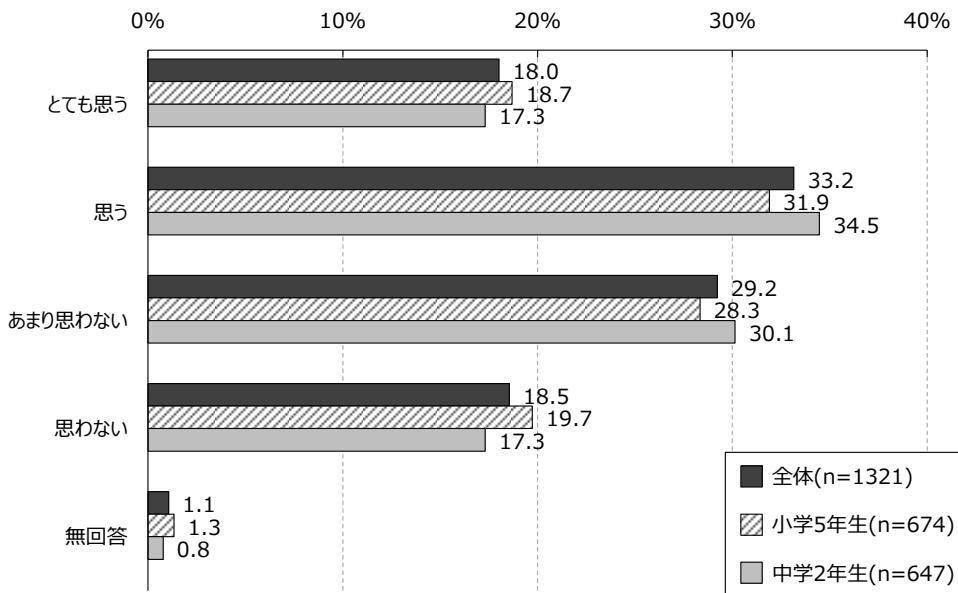
①悩みや心配ごと

悩みや心配ごとについては、「勉強や進学のこと」が 53.0%、「友だちや仲間のこと」が 27.9%、「性格のこと」が 26.4%、「容姿のこと」が 26.2%となってています。24.1%が「悩みや心配なことはない」と回答しています。



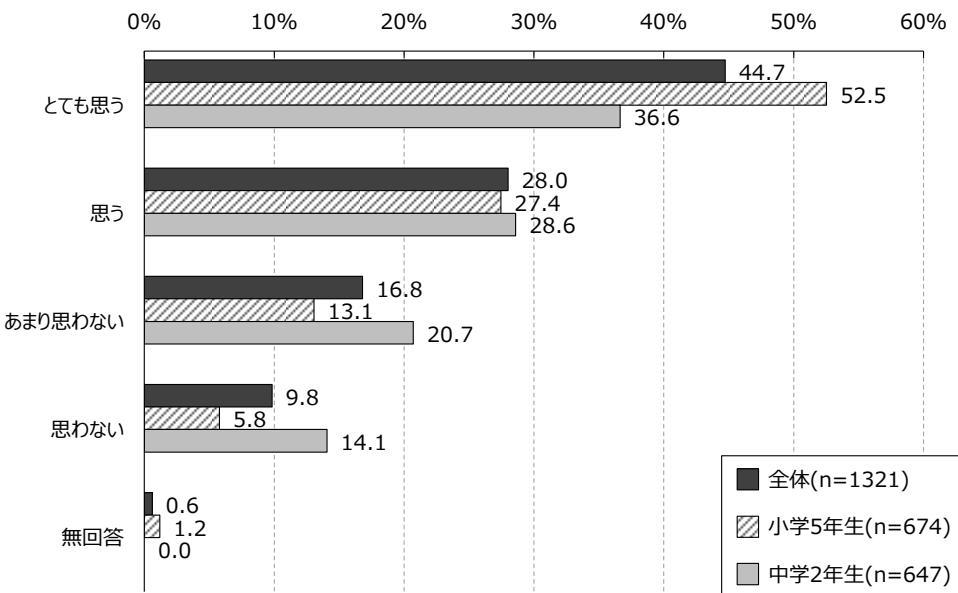
②自己肯定感

自分のことが好きかどうかについては、「とても思う」が18.0%、「思う」が33.2%、「あまり思わない」が29.2%、「思わない」が18.5%となっています。



③将来の夢

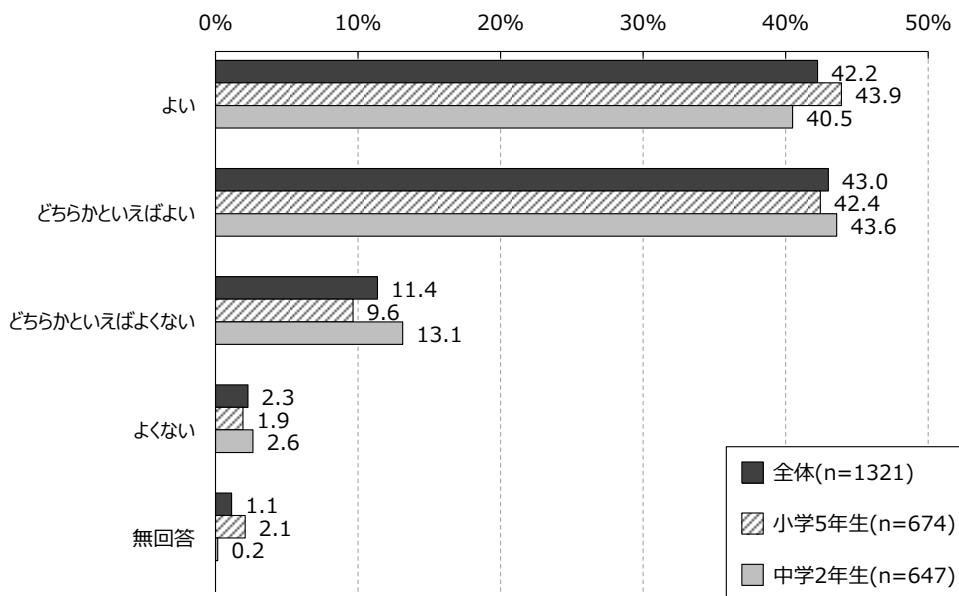
自分には将来の夢があると思うかどうかについては、「とても思う」が44.7%、「思う」が28.0%、「あまり思わない」が16.8%、「思わない」が9.8%となっています。



(2) 健康・生活について

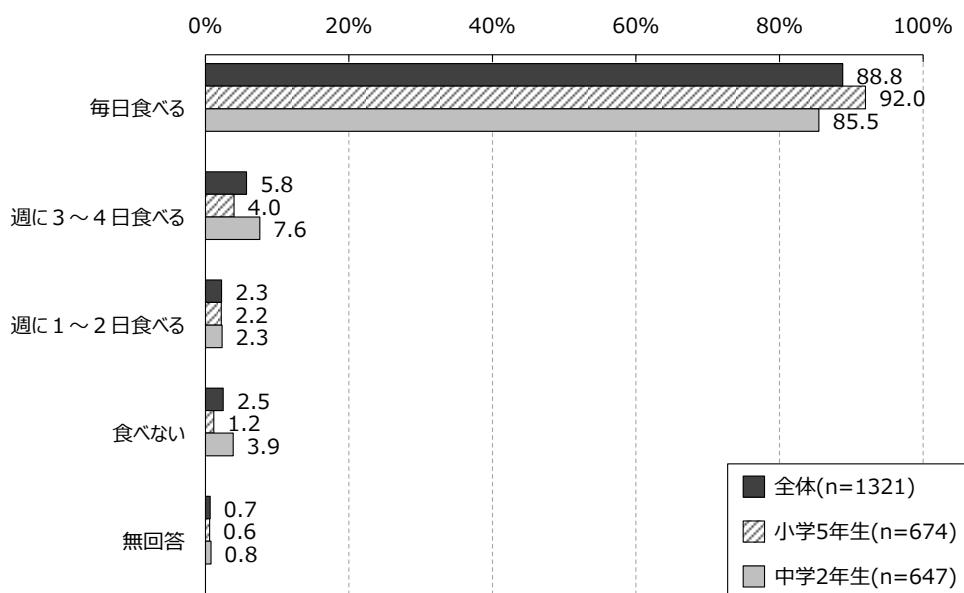
①主観的健康観

自分の健康状態についてどう感じているかについては、「よい」が42.2%、「どちらかといえばよい」が43.0%、「どちらかといえばよくない」が11.4%、「よくない」が2.3%となっています。



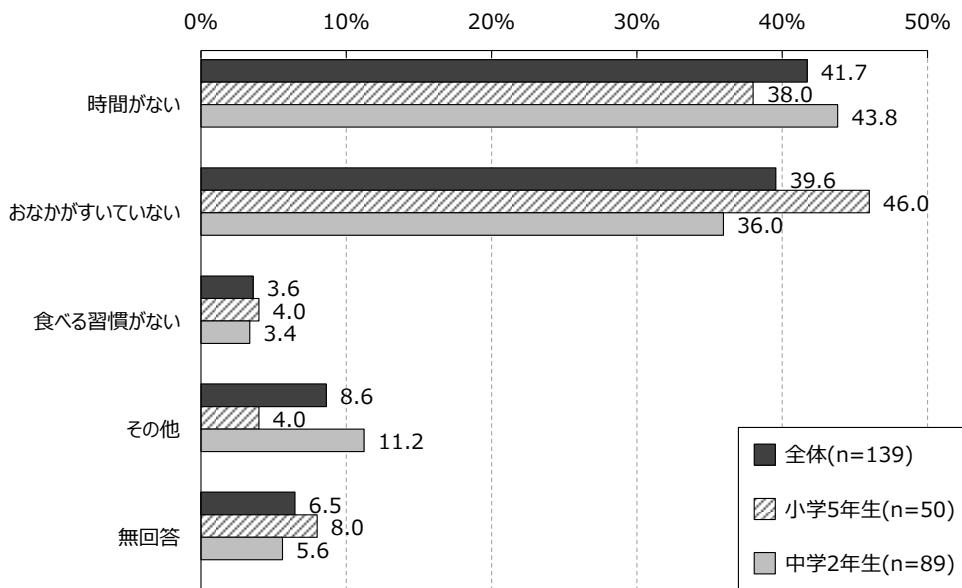
②朝食の摂取状況

平日（学校に行く日）、朝食を食べるかどうかについては、「毎日食べる」が88.8%、「週に3～4日食べる」が5.8%、「週に1～2日食べる」が2.3%、「食べない」が2.5%となっています。



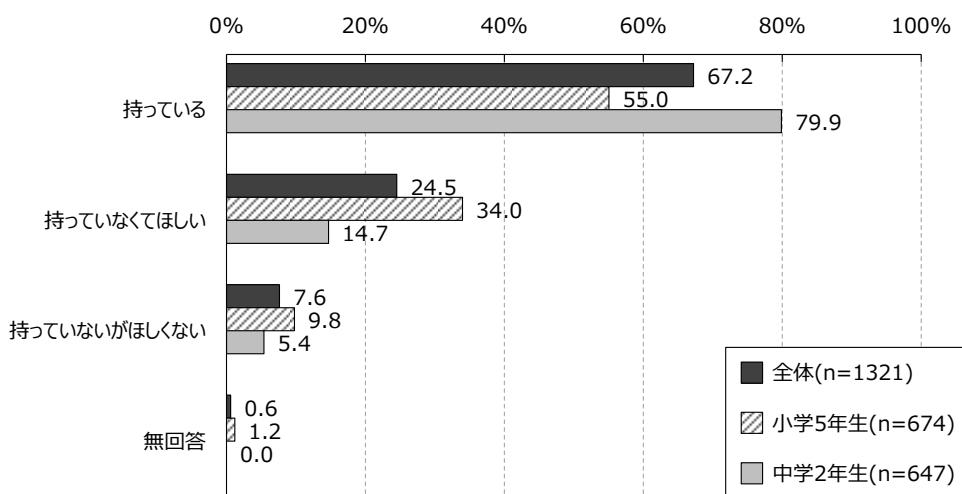
③朝食を食べないことがある子どもの理由

朝食の摂取状況で「毎日食べる」以外を選んだ子どもの、朝食を食べない理由については、「時間がない」が41.7%、「おなかがすいていない」が39.6%、「食べる習慣がない」が3.6%となっています。



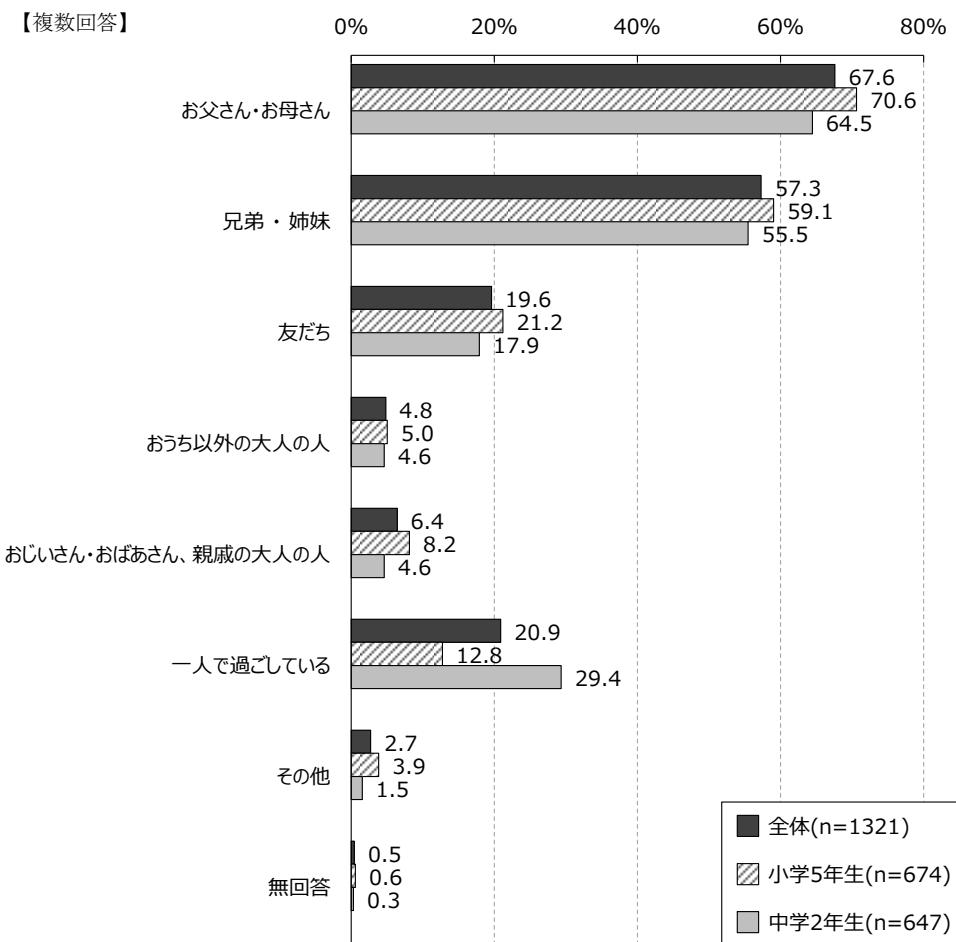
④携帯電話、スマートフォンの保有

携帯電話、スマートフォンを持っているかどうかについては、「持っている」が67.2%、「持っていないくてほしい」が24.5%、「持っていないがほしくない」が7.6%となっています。中学2年生では約8割が持っている状況です。



⑤放課後に誰と過ごしていることが多いか

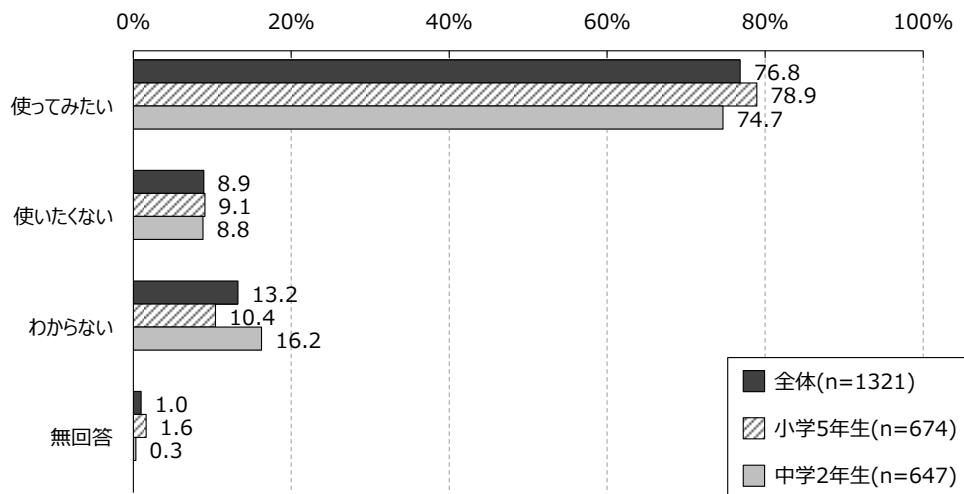
学校が終わって家に帰った後、誰と過ごしていることが多いかについては、「お父さん・お母さん」が 67.6%、「兄弟・姉妹」が 57.3%、「一人で過ごしている」が 20.9%、「友だち」が 19.6%となっています。



(3) 使ってみたいと思う場所

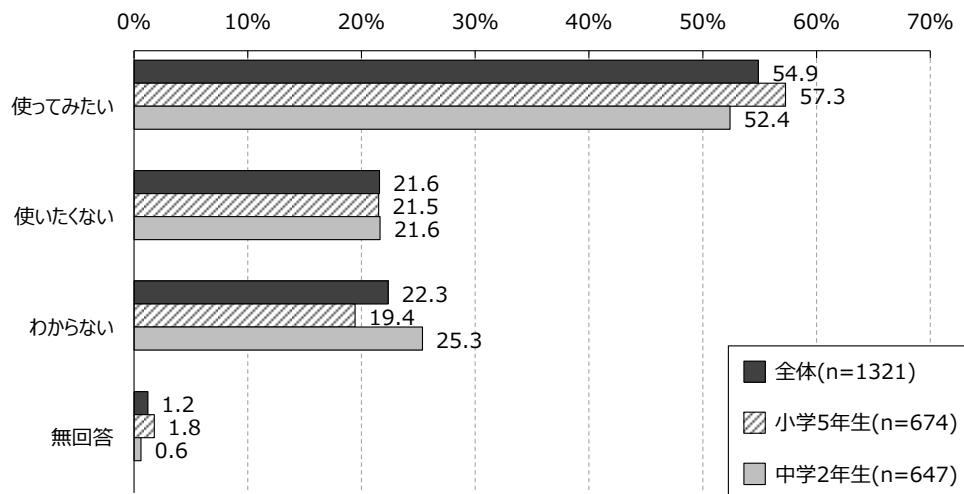
①放課後に友だちとおしゃべりや遊び、勉強や読書など自由に過ごせる場所

「使ってみたい」が76.8%、「使いたくない」が8.9%、「わからない」が13.2%となって います。



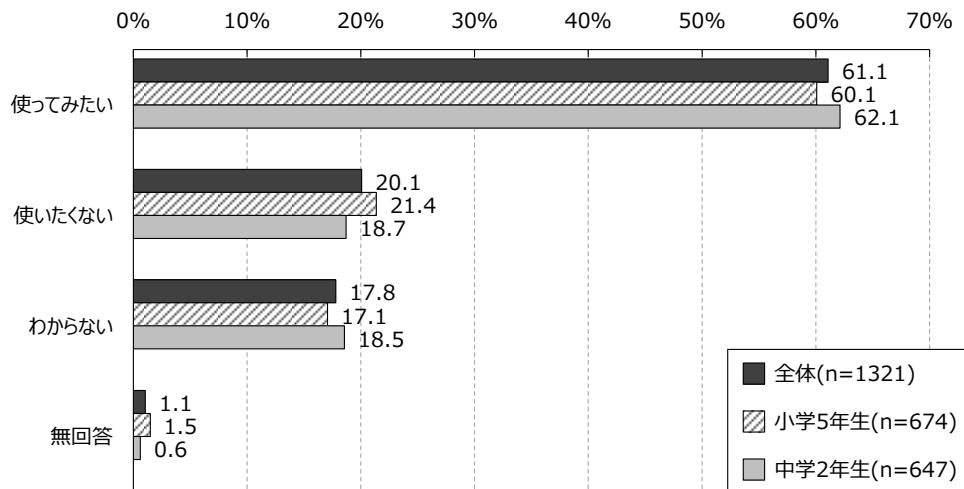
②家族がいないときに、友だちや大人の人などと、みんなで食事やおしゃべりなどができる場所

「使ってみたい」が54.9%、「使いたくない」が21.6%、「わからない」が22.3%となっ ています。



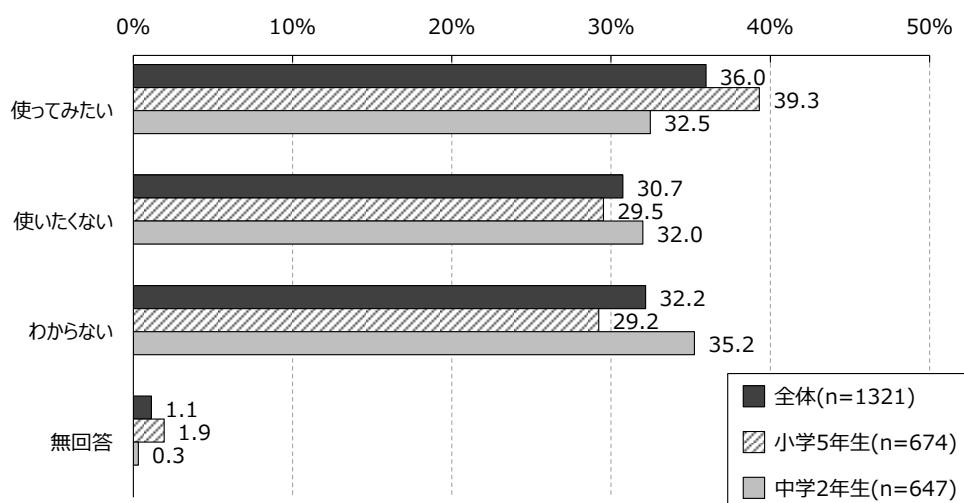
③野球やサッカーなどスポーツのできる場所

「使ってみたい」が 61.1%、「使いたくない」が 20.1%、「わからない」が 17.8%となって います。



④自分のことや友だちのことなど、何でも相談できる人のいる場所

「使ってみたい」が 36.0%、「使いたくない」が 30.7%、「わからない」が 32.2%となっ ています。



第3節 子どもの学習支援団体及び子ども食堂活動団体の状況

地域社会の中で子どもたちが健やかに成長していく環境を創り出していくには、地域の皆様との連携・協働が非常に重要なものです。

特に、子ども食堂や学習支援活動については、子どもの居場所づくりや貧困の連鎖の解消など、今後ますます重要な取り組みになるものと捉えており、市ではこれらの活動団体との連携・協働体制の構築のため、情報交換会を実施しています。

1 団体の活動状況

市内の学習支援団体及び子ども食堂活動団体のうち、情報交換会に参加された団体の平成30年度の活動内容は次のとおりです。

(1) 学習支援団体

団体名	ステップ		
開催場所	白井駅前センター	開催回数	週2回 火曜日と金曜日
1回の平均参加人数	7~8人	参加者の年齢層	中学生
活動の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市担当課からひとり親家庭等へのアプローチ ・中学校での掲示 ・市の広報 		
活動の工夫点	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者制による習熟度の把握 		
活動による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・学習習慣の定着 ・学習意欲と成績の向上 		
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・会場及び会場費の確保 ・講師陣の充実 		

団体名	一緒に進もう会		
開催場所	西白井複合センター	開催回数	週1回 火曜日
1回の平均参加人数	3~5人	参加者の年齢層	学童及び中学生
活動の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者又は利用者の口伝えによる 		
活動の工夫点	<ul style="list-style-type: none"> ・こちら側から積極的に教えるのではなく、わからない所があって聞かれたら教える。 		
活動による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・学校での授業の理解度の向上 		
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・人材（指導者）の確保 		

団体名	合同会社 しろい光夢込（白井児童館指定管理者）		
開催場所	白井児童館	開催回数	毎月第1～4金曜日
1回の平均参加人数	1～2人	参加者の年齢層	中学校1年生～18歳未満
活動の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣中学校への手紙配布 ・おたよりへの掲載（児童館おたより、コミセン通信） 		
活動の工夫点	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館へ遊びにくる子どもたちへ声をかけ、学習サポートなどを受けられることを周知していく。 		
活動による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・友だち同士、児童館へ遊びに来る子どもたちの居場所として機能していた。 		
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の下校時刻により、子どもたちが来られない期間がある（毎年）。 		

※指定管理者による自主事業

団体名	合同会社 しろい光夢込（桜台児童館指定管理者）		
開催場所	桜台児童館	開催回数	毎月第1～4金曜日
1回の平均参加人数	1～2人	参加者の年齢層	中学校1年生～18歳未満
活動の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページへの掲載 ・通信への掲載（さくセン通信） 		
活動の工夫点	<ul style="list-style-type: none"> ・学習を強要したりせず、居心地のよい雰囲気を心がけた。 		
活動による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども同士のつながりが深まったり、学校以外でのつながり作りの機会を提供できた。 		
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の子どもだけでなく、もっと多くの子どもの居場所になってほしい。 ・塾へ行っていない子の学習意欲。 		

※指定管理者による自主事業

(2) 子ども食堂

団体名	特定非営利活動法人まんぷく食堂		
開催場所	西白井複合センター	開催回数	月1回
1回の平均参加人数	30人～40人	参加者の年齢層	乳幼児～高齢者
活動の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> 西白井複合センターにチラシを掲示 		
活動の工夫点	<ul style="list-style-type: none"> 地元農家さんの協力のもと新鮮野菜を使った手作り料理を提供。 		
活動による効果	<ul style="list-style-type: none"> ふれあいの場となり交流が図れる。 乳幼児から大人まで皆で楽しく食事ができる。 		
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> 備品等の保管場所 活動スタッフの充実 		

団体名	ふじ元気ひろば		
開催場所	白井市富士地区	開催回数	10回
1回の平均参加人数	40人	参加者の年齢層	乳児～高齢者
活動の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ブログ ポスター掲示 ミニコミ紙 		
活動の工夫点	<ul style="list-style-type: none"> 多くの人に来てもらえるよう、収穫した野菜や提供してもらったお菓子等をお土産として配る。 		
活動による効果	<ul style="list-style-type: none"> 地域の人たちとの交流と子育て中の人たちの悩み相談。 子の見守り。 		
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> 地域の世代間交流、子育て支援事業へのシフトを検討中。 		

団体名	しろい子どもランチ会		
開催場所	白井駅前センター	開催回数	月1回
1回の平均参加人数	20人	参加者の年齢層	0歳から高齢者
活動の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ配布 ・声かけ ・インターネットブログ 		
活動の工夫点	<ul style="list-style-type: none"> ・デザートのトッピングを子ども自身にやってもらう。 ・学校や家庭の様子を語り合いながら食べる。 ・子どもだけでなく、大人も参加できる。 		
活動による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の充実 		
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・活動資金 		

団体名	ふじっこダイニング		
開催場所	富士センター	開催回数	月1回
1回の平均参加人数	12人	参加者の年齢層	7～12歳
活動の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の回覧 ・ポスター掲示 		
活動の工夫点	<ul style="list-style-type: none"> ・低価格での食事の提供。 ・ボランティアと一緒に食事をしながら和やかな雰囲気作りをする。 ・食事後にゲーム等を行う。 		
活動による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの協力体制が継続されている。 ・異年齢の交流拠点となっている。 		
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・貧困家庭への周知方法 		

2 団体インタビュー調査

市内の子育て支援者・団体に対し、市民活動の実施運営者側からの視点による市民ニーズや子どもを取り巻く状況などについて、アンケートによる量的な調査では把握が難しい実態を調査するため、対面インタビューによる調査を行いました。

(1) 子ども食堂（ふじ元気ひろば）

活動の状況

- 子ども食堂の活動は3年目である。
- 富士地区は人が見えやすい地区である。子ども食堂を使うのは貧困家庭、といった見られ方をするのは望ましくない。それもあって、活動では子どもから高齢者までの交流に軸を置いている。
- 地区交流の場として、9月には敬老のイベントを行っている。今年で3回目となる。保育園には調理設備があり、そこで調理したものを高齢者の施設に持つて行って交流会を行った。
- 子ども食堂のほか、借りている畠や保育園などでイベントを行っている。参加者から100円をもらう。1回に30人から50人が参加し、バーベキューのようなイベントでは70人くらい来場する。その3分の2程度は親子連れである。

子どもの状況

- 参加のルールとして、未就学の子どもは1人だけではなく、必ず保護者同伴としている。小学生は1人で来てもよいこととしており、実際に子どもだけでも来る。中高生が参加することははない。
- 活動の中で、保護者が家庭を顧みていないように感じられる子どもと接することがある。食事を十分にとれていないようで、園での食事が1日分の食事なのではないかと思われる例などもあった。

地域の状況

- 開催場所が新興の住宅街でもあり、新規に越してきた若い世代は町会に入らない、回覧も回らないといった状況がある。新旧の住民の間の交流もあまりない。自治会未加入世帯への周知などを心がけている。
- 地域の祭りも担い手が高齢化して不足している。世代交代が課題と思う。

課題・今後の方針

- 富士地区は、第3小学校区であり、まちづくり協議会のモデル地区とされている。ここにはPTAも入っているので、今後、参加者は増えるのではないかと思う。
- 例えば、中高生が利用できる企画は児童館、小学生未満は当活動、というように分担して全ての子どもを対象にできる仕組みなどできるとよいと思う。

- 運営は地区の社会福祉協議会や保育園の職員などのボランティアによっている。単に多くの人が来ればよい、対象を広げればよいということではなく、顔の見える交流ができる範囲の活動として続けていきたい。
- 手伝ってくれる人材は欲しい。社会福祉協議会にボランティア募集の告知をお願いしているが応募はない。PTAも参加するまちづくり協議会に期待したい。
- 民生委員に直接情報を伝えることが難しいといったもどかしさを感じことがある。

(2) 学習支援活動（ステップ）

活動の状況

- 毎週火曜日と金曜日に開催している。
- スタッフは現役を引退した教師等が12名。全員、白井市内在住者。毎回、5～9人でコンスタントに実施している。
- （インタビュー時点）在籍している子どもは中学3年生が6人、2年生が6人、1年生が4人。中学3年生を中心している。中学3年生は主にマンツーマンで指導する。
- 塾に通えない子どもへの支援を活動趣旨としているが、対象の線引きはしていない。参加希望があれば原則として受け入れる。入会時に保護者との三者面談を行い、中学3年生は年末に進路についての面談を行う。
- 年度末には全保護者との茶会など、保護者との関わりも持っている。
- 活動を始めたきっかけは、無償で子どもたちに勉強を教えたかったため。参加者に学習以外で心配なことがあれば、福祉部局につなげることも行っている。
- 一方的な授業ではなく、教科もそれぞれで、子どもの進みに応じた個別の指導をしている。

子どもの状況

- 支援を行っている中で、（中学生で）小学校3年生くらいの学力ではないかと思われる子どももいる。また、中学、高校を卒業できても、就職ができるかが心配な子どももいる。
- OBの子ども（高校進学等でステップを卒業した子ども）が自分の使っていた参考書を寄付してくれたこともある。

地域への要望

- 賛助会員として会費を1口1,000円で募っている。
- 当会のほかにも、別の駅周辺で実施するなど他のグループによる広がりができるとよい。ニーズはあり、実施すれば来る子どもがいると思う。

課題・今後の方針

- 白井駅前センターは、現在、火曜日は優先的に借りられる状況だが、金曜日は抽選となる。開催場所の確保がネックとなっている。会場に使っている研修室の定員があり、1対多数の指導でも生徒20人が受け入れの限界である。
- 学習支援のニーズは増えていると思う。しかし、ずっと通えるかどうかが問題である（途中から来なくなるなど）。
- スタッフの充実が課題。大学生ボランティアを募集しており、交通費も支給するとしているが、今のところ応募がない。現在のスタッフは無償で、逆に会費をもらっているくらい。
- OBの子どもには、「いずれは教える側になって手伝ってね」と言っている。
- 将来的には小学生からの指導も考えたい。小学校高学年になるときの、9歳の壁というものがある。しかし、今、現実的には中学生の支援までにとどまっている。

第4節 白井市における子ども・子育てを取り巻く課題

1 親子の健康の保持・増進について

- 少子化、核家族化と晩婚傾向の進行により、親の孤立感や負担感が高まり、子育てに不安を抱え子育て上のリスクが高い家庭が増加しています。安心して子どもを産み子どもが健やかに育つ地域づくりをしていくために、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を関係機関が連携して推進していくことが重要となっています。
- 国の「健やか親子21（第2次）」中間報告では、妊産婦のメンタルヘルスケア対策の重要性などが示されています。これを受け、白井市でも妊娠期からの虐待防止対策と、妊産婦のメンタルヘルスケア対策を充実させていく必要があります。
- 就学前児童保護者調査結果からは、多くの保護者が「食事や栄養に関するここと、「病気や発育・発達に関するここと」について悩み、気にしている状況がうかがえます。また、日常的な相談相手や相談場所について「いない／ない」との回答も約7%みられました。今後も、身近な相談先の周知を行うとともに、各事業において親の気持ちに寄り添いながら、保健向上のための取り組みを行っていくことが必要です。

2 地域における子育ての支援について

- 本市の0～5歳児童人口は減少傾向にあり、今後も減少する推計となっていますが、それに比例して乳幼児期の保育ニーズが減少するわけではありません。ニーズの増減に影響する大きな要素の一つに保護者の就労状況があり、本市では子育て期の女性の就業率が上昇、就学前児童保護者調査結果でも母親のフルタイムでの就労が増加していることから、保育の必要性がある子どもの割合は増加していく可能性もあります。
- 就学前児童保護者調査結果での定期的教育・保育利用の理由では、就労によるものよりも、子どもの教育や発育のためとする回答が多くなっています。子どもが小さいためにサービスを利用していない保護者は、子どもが3歳になるころにサービス利用を開始したいとする回答が多く、次いで1歳、4歳と続きます。このように、教育・保育の利用ニーズは、利用の目的も開始したい時期も多様です。
- 今後、様々な教育・保育へのニーズに対応するため、一時的な預かり、時間外の保育、就学後の子どもの預かりなど、サービスの一層の充実を通して子育て家庭を支援していくことが必要です。

○子育ては、親に第一義的責任がありますが、子どもと子育て家庭を取り巻く状況は変化を続けており、子どもたちが健やかに生まれ育つ環境としては、父母がともに子育てに関わる意識、行政による教育・保育のサービスに加え、子育て家庭同士や地域の人々による支え合いも重要になります。本市では、児童館や地域子育て支援センター等において親子の交流が図られていますが、就学前児童保護者調査結果による地域での子育て仲間の有無では「困ったときに子どもを預けることができる仲間」や「互いの家を行き来したり、一緒にでかける仲間」が減り、「会えば話をする程度の仲間」といった軽易な付き合いが増えていることがうかがえます。

○就学前児童保護者調査結果では、子育てグループなどの自主的なグループ活動などに現在参加していない人で、「今後も参加するつもりはない」とする人が「今後機会があれば参加したい」とする人よりも多くなっています。子育てに関する情報提供のほか、地域での交流の機会をより多く提供することが重要です。

3 子どもの心身の健やかな成長を支える環境づくりについて

○子育て支援では、就学後の子どもの支援も重要です。小・中学生保護者調査結果では、小学校低学年（1～3年生）のころの学童保育の利用は約3割、放課後子ども教室の利用意向は半数以上となっています。また、無料の学習支援があれば子どもを参加させたいと思う人が約7割となっています。保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生児童を対象とした学童保育だけではなく、多様な体験・学習機会の提供など、様々な形での子どもの放課後の居場所づくりが重要です。

○小・中学生調査結果では、「放課後を自由に過ごせる場所」、「家族がいないときに、友だちや大人の人などと食事やおしゃべりなどができる場所」、「野球やサッカーなどスポーツができる場所」などを子どもたち自身が求めていることがわかりました。

○成長段階に応じ、また、家庭や子どもの状況に応じ、子どもの豊かな人間性を育むための様々な居場所をつくっていく必要があります。

4 職業生活と家庭生活との両立の推進について

- 女性の社会進出が進み、夫婦共働きが一般化しつつありますが、就学前児童保護者調査結果からは、父親と比べて母親の方が子育てに専念している家庭が多く、父親の育児休業の取得状況も低い状況がうかがえます。
- 就学前児童保護者調査結果では、育児休業を取得した母親の約65%が取得後に職場に復帰しています。同じ設問で「現在も育児休業中」という母親は約25%であり、育児休業を取得した母親の約9割は幼児期の子育てと職業生活の両立という課題に直面すると考えられます。
- 仕事と子育ての両立における課題では、保護者や子どもが病気になったときの対応や、残業や休日出勤が多いことなどが考えられ、今後、それぞれの家庭の状況、希望に応じて、母親・父親ともに仕事と子育てを両立できる環境をつくることが求められます。

5 子どもの安全の確保について

- 情報化の進展に伴うスマートフォンやインターネット等の普及等により、子どもが事故や犯罪に巻き込まれる不安や危険性が身近に潜んでいます。子どもたちの日常に浸透しつつあるネットの利用が安全に行われるよう、情報化社会で適正な活動をとるためのもとになる考え方などの理解を図っていくことが重要になります。
- 本市においても、子どもたちの安全と安心を守るため、防犯意識の啓発をはじめ、地域による見守り活動等、子どもの安全確保の取り組みを進めていくとともに、子どもや子育て家庭が、安全・安心かつ快適に生活できるまちづくりを行っていくことが求められます。

6 支援が必要な児童への対応等きめ細かな取り組みの推進について

- 小・中学生保護者調査では、子育てにおける悩みについて、「子どもを叱りすぎているような気がすること」、「子どもへのしつけの方法に関するここと」、「友だちづきあい（いじめ等を含む）に関するここと」の割合が高くなっています。思春期、又は思春期に向かう子どもとの接し方についての保護者の不安感がうかがえます。これらは、必ずしも子どもの不登校、非行、児童虐待の問題につながることとは言えませんが、平成28年の児童福祉法等改正法で、子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、その保護者を支援することが重要である旨が明記されたとおり、子どもとの関係の中で悩みや迷いが生じている保護者に対して、早期からの状況把握と適切な対応を行うことは今後ますます重要になると考えられます。
- 今後、ひとり親家庭、障がいのある子どもやその家庭等、支援を必要とする子どもや家庭に対して、それぞれの状況に応じたきめ細かな支援の必要性が高まると考えられます。また、児童虐待やいじめ等のリスクを早期に発見し、発生を予防するため、学校等に配置されている相談員や関係機関等による情報共有や連携などのネットワークを構築していくことが重要です。
- 近年、発達障がい等に関する理解と周知が進みつつある一方で、特に乳幼児期においては、保護者が子どもの発達に関して不安を感じやすいため、きめ細かな相談支援が求められます。本市では、こども発達センターにおいて、相談支援体制の充実を図っていくことしています。また、配慮を必要とする子どもが支援の手から漏れることのないよう、利用者支援事業や各種健康診査等とも連携した支援体制の構築が重要です。
- 小・中学生保護者調査では、必要に応じて所得分類による分析を行っています。日常の悩みや不安について「子どもとの時間を十分とれない」、「叱りすぎているような気がする」、「子育てのストレスで子どもにあたってしまう」、「子育て支援サービスの内容や利用・申し込み方法がよくわからない」の回答割合が所得の低い家庭で高くなっています。一方、国の「子供の貧困対策に関する大綱」では、重点施策として「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者の就労の支援」、「経済的支援」の4つが掲げられ、同時に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（令和元年9月改正）では、目的がそれまでの「貧困の状況にある子どもが健やかに育成され…」から「全ての子どもが心身ともに健やかに育成され…」と改められました。このように、子どもの貧困対策は、全ての子どもと子育て家庭を対象とし、様々な分野の施策や市民活動により総合的に進められる必要があるため、関係機関・部署、さらに市民活動団体が連携して取り組み、各種事業の周知などを図ることが求められます。

第3章 めざすまちの姿

第1節 めざすまちの姿

本市では、「しろい子どもプラン（白井市次世代育成支援地域行動計画）」（前期計画：平成17～21年度、後期計画：平成22～26年度）において、めざすまちの姿を「子どもが笑顔で暮らせるまち」と設定し、次世代育成支援の総合的な推進を図ってきました。

本計画の上位計画である「白井市第5次総合計画」（平成28年度～令和7年度）では、「ときめきと みどりあふれる 快活都市」を市の将来像とし、重点戦略1「若い世代定住プロジェクト」において「子育てしたくなるまちづくり」を戦略の柱の一つとしています。

この「まちづくり」という言葉には、保護者だけを子育ての当事者とするのではなく、本市の様々な仕組みや資源を総合的に活用し、市をあげて子ども・子育て支援に取り組んでいく姿勢が表されています。

子育ての基本が家庭にあることはいつの時代も変わりません。しかし、核家族化の進行や女性の社会進出の進展などの環境変化に伴い、子育ての悩みや不安を抱える家庭は増えており、こうした子育て家庭の支援は行政及び地域社会の重要な役割です。

子育てが喜びであり、楽しみであることを実感でき、一人ひとりの子どもが心身ともに健やかでたくましく育つことができる社会の実現に向けて、「子育てしたくなるまちづくり」を進めることができます。

のことから、本計画におけるめざすまちの姿を、白井市第5次総合計画に沿いながら、次のように定めます。

しろい子どもプラン（子ども・子育て支援事業計画）におけるめざすまちの姿

子育てしたくなるまち

白井市第5次総合計画における戦略の柱の一つ、「子育てしたくなるまちづくり」では、取り組みの目標に「子育て世帯を地域全体で支え、のびのびと楽しく子どもを育てられる環境づくり」を掲げ、保育機会の確保、子育てに係る経済的負担の軽減、地域での親子の居場所づくり・支援の仕組みづくり、個性に応じた生きる力を育む教育などの取り組みを進めることとしています。

子育てしたくなるまちの実現は、第一期計画でめざした「子どもが笑顔で暮らせるまち」をつくることにも通じることから、本市において安心して子どもを産み、育てていける環境づくりによって、まちの随所に子どもたちの笑顔があふれるような地域社会の実現をめざします。

第4章 子ども・子育て支援事業の展開

第1節 教育・保育の提供区域の設定

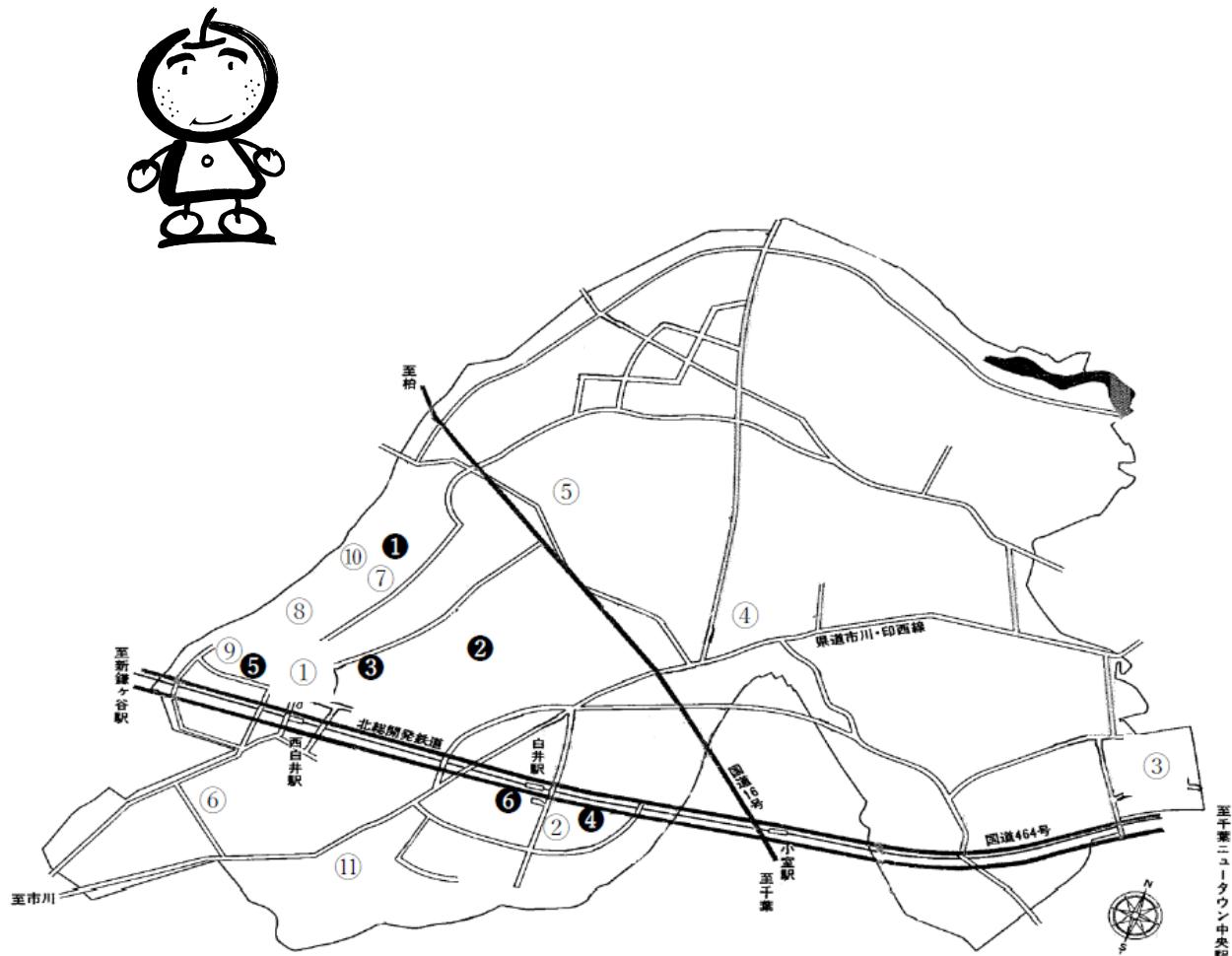
子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施していくうえで計画的に提供体制を確保するために、「地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域」を設定すること、また、「教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業で利用の実態が異なる場合には、実態に応じて」区域を設定することなどが必須事項とされています。

この提供区域は、施設を整備するうえでの計画上の区域のことであり、市民のサービス利用可能区域を決めるものではありません。利用者の施設・事業選択は計画における提供区域の数により影響を受けることなく、本市においても、地域のニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスとする）ための基礎的な範囲として設定します。

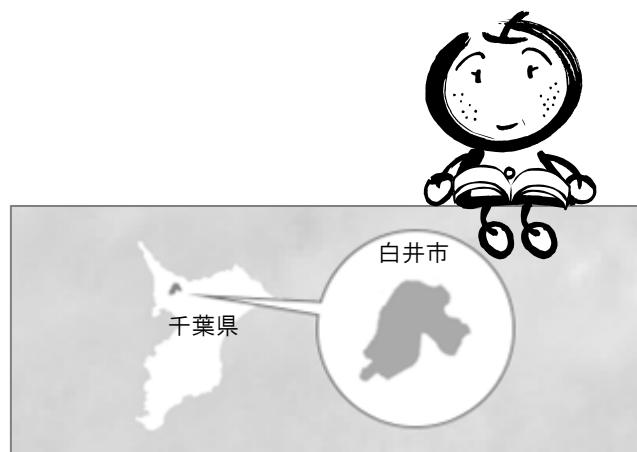
本市では、第一期計画において、市の将来人口の見込み、市の教育・保育施設の分布・整備状況等、市の実情を総合的に勘案した結果、市全域を1つの提供区域として設定することとしました。この状況は現在も大きく変わってはいないことから、第二期計画においても幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域については現行計画を踏襲し、引き続き市全域で1つの区域とします。

ただし、第二期計画中、大量の需要発生、著しい利用状況の変化が起こった場合は、市内全体の視野で調整し、地域の実情に応じて施設整備を検討する等の適正な対応を図ることとします。

◇白井市の教育・保育施設の状況



※地図内の数字は53ページ表の施設番号です



◇白井市の教育・保育施設

種 別	番号	施設名	所在地
保育園	公立	① 清水口保育園	清水口2-8-1
		② 南山保育園	南山1-7-1
		③ 桜台保育園	桜台2-9
	私立	④ 白井保育園	白井429
		⑤ ひまわり保育園	折立618-10
		⑥ 白井ふじ保育園	富士239-1
		⑦ こざくら保育園	根1832-1
		⑧ あい・あい保育園 西白井園	根1922-14
		⑨ はなぶさ保育園	大山口2-2-4
		⑩ 白井ふたば保育園	根1827-27
		⑪ ひなた保育園・しろい	根235-2
	幼稚園	① 白井幼稚園	根1827-27
		② 宝幼稚園	根1363-2
		③ まどか幼稚園	清水口3-22-1
		④ まこと南山幼稚園	南山1-7-2
		⑤ 英幼稚園	大山口2-2-2
		⑥ 白井若葉幼稚園	堀込1-8

(平成31年度時点)



第2節 教育・保育の量の見込み、確保方策

1 前提となる事項

■基本とする国の考え方

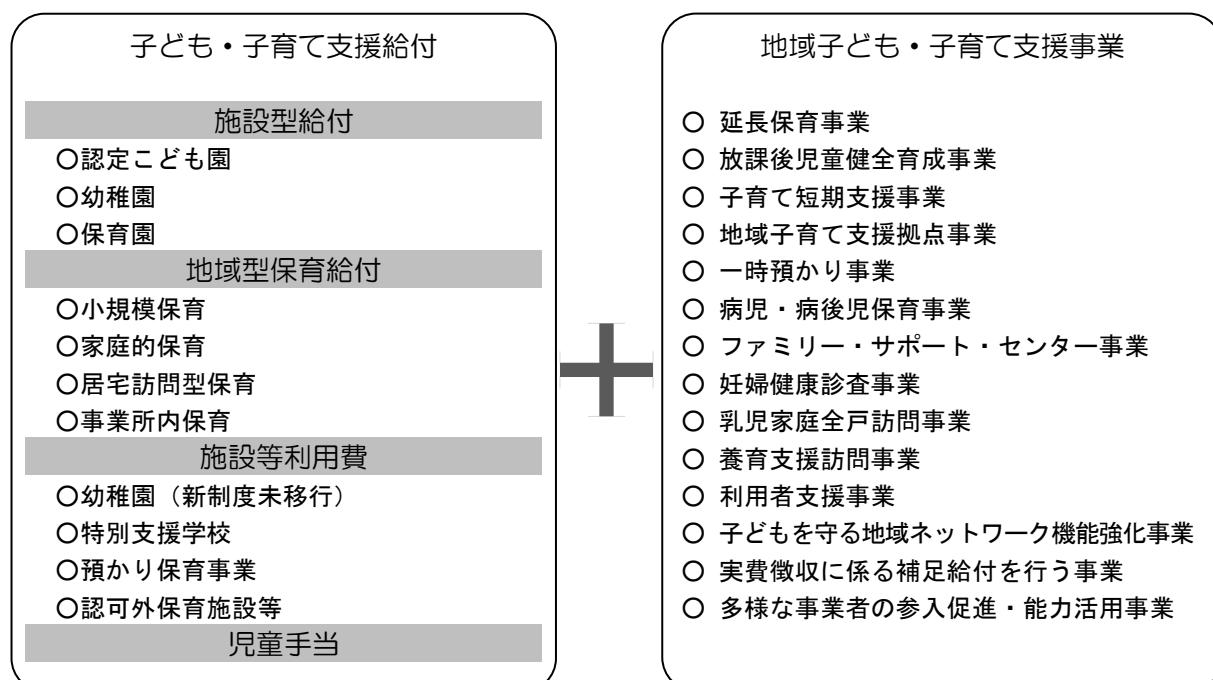
- 当該市町村に居住する子どもについて、「現在の認定こども園、幼稚園、保育園、保育ママ、認可外保育施設等の利用状況」「利用希望」を踏まえて設定する。
- 認定の区分に加え、0歳、1～2歳、3～5歳の3区分で設定する。
- 量の見込みについては、国の「算出のための手引き」（ワークシート有）を活用し、これまでの支給認定の実績値の推移の傾向や大規模開発の予定など、地域の実情を考慮した適切な補正を行うことも考えられる。積算根拠等については透明性の確保が必要。（地方版子ども・子育て会議等における議論等）

■認定区分と提供施設

子ども・子育て支援新制度では、保護者の就労状況等により教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分があり、市町村が認定を行います。

認定区分		提供施設
1号	3～5歳、幼児期の教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳、保育の必要性あり	保育園、認定こども園
3号	0～2歳、保育の必要性あり	保育園、認定こども園、地域型保育事業

■子育て支援の「給付」と事業の全体像



2 教育・保育の確保方策

■確保方策の考え方

- 教育の定員数(幼稚園定員数 1,500 人)については、平成 31 年度現在、私立幼稚園 6 園での提供体制があります。利用状況は、定員数を下回っている状況です。なお、1 号定員数は、私立幼稚園が新制度未移行のため、旧制度（私学助成）の定員数です。
- 保育の定員数（保育定員数 909 人）については、平成 31 年度現在、公立保育園 3 園、私立保育園 5 園、認定こども園 1 園、地域型保育事業 2 園での提供体制があります。また、令和 2 年度に複合型子育て支援施設 1 園を開園します。利用状況は、3～5 歳児はほぼ定員の利用を満たしていますが、0～2 歳児は定員を超える利用となっており、入園保留がでている状況です。
- 令和 2～6 年度にかけては、子どもの人口は減少の予測ですが、年齢ごとの保育需要が異なることなどから、市全体で柔軟に子どもを受け入れるための体制づくりに努めます。
- 地域型保育事業（小規模保育事業等）については、平成 31 年度に 1 か所を整備しましたが、引き続き保護者のニーズと入園保留者の状況を把握しながら検討していきます。

■「量の見込み」に対する「確保方策」

	実績値(平成 31 年度)			令和2年度			令和3年度		
	1号 (3～5歳 教育のみ)	2号 (3～5歳 保育の必要 性あり)	3号 (0～2歳 保育の必要 性あり)	1号 (3～5歳 教育のみ)	2号 (3～5歳 保育の必要 性あり)	3号 (0～2歳 保育の必要 性あり)	1号 (3～5歳 教育のみ)	2号 (3～5歳 保育の必要 性あり)	3号 (0～2歳 保育の必要 性あり)
①量の見込み(必要利用定員総数)	1,052 人	578 人	416 人	1,030 人	579 人	412 人	963 人	549 人	408 人
②確保 方策	認定こども園、幼稚園、 保育園(教育・保育施設)	1,500 人	562 人	317 人	1,500 人	562 人	317 人	1,503 人	591 人
	地域型保育事業			30 人			49 人		54 人
②-①	488 人	△16 人	△69 人	470 人	△17 人	△46 人	540 人	42 人	18 人

	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	1号 (3～5歳 教育のみ)	2号 (3～5歳 保育の必要 性あり)	3号 (0～2歳 保育の必要 性あり)	1号 (3～5歳 教育のみ)	2号 (3～5歳 保育の必要 性あり)	3号 (0～2歳 保育の必要 性あり)	1号 (3～5歳 教育のみ)	2号 (3～5歳 保育の必要 性あり)	3号 (0～2歳 保育の必要 性あり)
①量の見込み(必要利用定員総数)	940 人	543 人	393 人	891 人	521 人	379 人	876 人	519 人	366 人
②確保 方策	認定こども園、幼稚園、 保育園(教育・保育施設)	1,503 人	591 人	372 人	1,503 人	591 人	372 人	1,503 人	591 人
	地域型保育事業			54 人			54 人		54 人
②-①	563 人	48 人	33 人	612 人	70 人	47 人	627 人	72 人	60 人

■教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保方策

- 現在ある幼稚園については、既存施設により概ね確保できている状況です。
- 現在ある幼稚園については、保育機能を併せ持つ「認定こども園」への移行を支援します。
- 現在ある公立及び私立保育園等については、0～2 歳児までの受け皿拡大が課題であることから、具体的な検討を進めています。
- 地域型保育事業（19 人以下の小規模保育事業等）については、今後も入園保留者の状況に応じて、民間活力等による新たな小規模保育事業等の実施を図ります。
- 幼稚園送迎ステーションにおいて、幼稚園での保育需要の受け入れを推進します。

3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園の保育料、幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子どものための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じ、保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きについて検討します。



第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

1 地域子ども・子育て支援事業の確保方策

(1) 延長保育事業

■事業の概要

○保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育園、認定こども園等において保育を実施する事業。

■確保方策の考え方

○現在、実施している事業を継続しつつ、保育士の配置等の実施体制の整備を図ります。あわせて、仕事と子育ての調和を図るための啓発についても行います。

■「量の見込み」に対する「確保方策」

	実績値 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (年間延利用人数)	849人	915人	877人	851人	813人	793人
確保方策(か所)	9か所	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所

(2) 放課後児童健全育成事業

■事業の概要

○保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室や専用施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

■確保方策の考え方

○学童保育所は、市内の全ての小学校で、小学1年生から小学6年生まで実施しており、市全域での提供体制は概ね確保されています。
○令和2～6年度にかけて、子どもの人口は減少の予測ですが、地域ごとの保育需要が異なることから、放課後子ども教室との連携を図るなど、総合的な放課後児童対策を検討します。

■ 「量の見込み」に対する「確保方策」

		実績値 (平成31年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (実人／年)	1年生	176人	164人	169人	152人	159人	138人
	2年生	176人	164人	164人	151人	136人	142人
	3年生	136人	145人	142人	136人	126人	113人
	4年生	74人	93人	87人	83人	80人	74人
	5年生	51人	50人	46人	43人	41人	40人
	6年生	20人	23人	21人	21人	19人	18人
	合計	633人	639人	629人	586人	561人	525人
確保方策 (実人／年)		689人	689人	689人	689人	689人	689人

(3) 子育て短期支援事業

■事業の概要

- 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業））及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）。

■確保方策の考え方

- 現在、ショートステイ事業については八千代市の乳児園（ほうゆうベビーホーム）との利用契約により実施しています。
- トワイライトステイ事業については、今後、ニーズの状況をみながら検討します。

■ 「量の見込み」に対する「確保方策」

		実績値 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (年間延利用人数)	0人	10人	9人	9人	9人	8人	
	確保方策(か所)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	

(4) 地域子育て支援拠点事業

■事業の概要

- 公共施設や保育園等に乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

■確保方策の考え方

- 本市では、子育て支援センター（清水口保育園・南山保育園）とつどいのひろば（白井ふじ保育園・こざくら保育園・はなぶさ保育園）等で子育て中の親子が自由に遊び、交流し、仲間づくりや情報交換ができる場を提供しています。
- 令和2年度中に、ひまわり保育園においてつどいのひろばを開設します。
- 本計画期間中に子育て支援拠点事業を実施する保育園の支援を行うとともに、既存施設についてでは、技術指導等の支援を行い親子の交流の場づくりの継続的発展につなげます。

■「量の見込み」に対する「確保方策」

	実績値 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (年間延利用人数)	19,722人	18,164人	17,900人	17,232人	16,634人	16,078人
確保方策 (年間延利用人数)	19,722人	18,164人	17,900人	17,232人	16,634人	16,078人
確保方策(か所)	5か所	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所



(5) 一時預かり事業

■事業の概要

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間ににおいて、幼稚園、保育園、認定こども園などにおいて一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

■確保方策の考え方

- 現在、公立保育園2園（清水口保育園・南山保育園）において実施しています。
 ○令和2年度より、複合型子育て支援施設において一時預かりを実施します。
 ○ニーズの多様化などにより、一時預かりの需要は減少することができないと見込まれることから、利用できる日数を増やし保育士の確保等により受け入れ体制の確保に努めます。

■「量の見込み」に対する「確保方策」

	実績値 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (年間延利用人数)	2,411人	3,190人	3,056人	2,964人	2,834人	2,763人
確保方策 (年間延利用人数)	3,168人	3,408人	3,408人	3,408人	3,408人	3,408人
確保方策(か所)	2か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

(6) 病児・病後児保育事業

■事業の概要

- 病児・病後児について、病院等に付設された専用スペース等において、看護師と保育士が一時的に保育する事業。

■確保方策の考え方

- 現在、白井聖仁会病院うさぎ保育所内において病児保育を、鎌ヶ谷市にある鎌ヶ谷総合病院パンダ保育所において病後児保育を実施しています。
 ○平成29年度途中に利用方法等について改善が図られたことから、利用者数が増加しています。今後も引き続き事業者と協議し、利便性の充実を図ります。

■「量の見込み」に対する「確保方策」

	実績値 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (年間延利用人数)	256人	230人	221人	214人	204人	199人
確保方策 (年間延利用人数)	256人	230人	221人	214人	204人	199人
確保方策(か所)	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

(7) ファミリー・サポート・センター事業

■事業の概要

○乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

■確保方策の考え方

○ファミリー・サポート・センター事業については、平成31年度現在、清水口保育園内にある子育て支援センター「スマイル」内のしろいファミリー・サポート・センター1か所で実施しており、今後の見込み量に対する提供体制は確保できている状況です。

■「量の見込み」に対する「確保方策」

	実績値 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (年間延利用人数)	1,162人	1,106人	1,058人	1,002人	951人	896人
確保方策(か所)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(8) 妊婦健康診査事業

■事業の概要

○妊婦の健康の保持及び増進を図り、安心・安全な妊娠・出産に資するよう、妊婦の健康状態の把握や保健指導を実施するとともに、妊娠期間中において必要に応じた検査を実施する事業。

■確保方策の考え方

○妊婦健康診査事業については、母子健康手帳交付時に受診票（平成31年度時点では14回分）を交付し、契約医療機関で実施した健康診査の検査費用の一部助成を行っており、提供体制は確保できている状況です。

■「量の見込み」に対する「確保方策」

	実績値 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (年間延利用人数)	5,073人	4,728人	4,556人	4,396人	4,273人	4,162人
確保方策 (年間延利用人数)	5,073人	4,728人	4,556人	4,396人	4,273人	4,162人
実施体制	実施場所：千葉県内・外医療機関及び助産所 実施体制：医療機関及び助産所に委託 実施時期：通年実施 検査項目：国が定める標準的項目 健康診査回数：14回					

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

■事業の概要

○生後4か月未満の乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

■確保方策の考え方

○現在、母子保健推進員の協力のもと、新生児のいる全ての家庭を訪問しており、提供体制は確保できている状況です。

■「量の見込み」に対する「確保方策」

	実績値 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (年間延利用人数)	414人	397人	384人	370人	357人	347人
確保方策 (年間延利用人数)	414人	397人	384人	370人	357人	347人
実施体制	母子保健推進員(30人)、新生児訪問委託助産師(4人)、保健師(4人)					

(10) 養育支援訪問事業

■事業の概要

○養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

■確保策の考え方

○養育支援訪問事業については、ヘルパー等を派遣して養育に関する指導・助言・家事・育児援助等を行っており、提供体制は確保できている状況です。

■「量の見込み」に対する「確保方策」

	実績値 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (年間延利用人数)	18人	16人	16人	15人	14人	14人
確保方策 (年間延利用人数)	18人	16人	16人	15人	14人	14人

(11) 利用者支援事業

■事業の概要

- 子ども及びその保護者等が、教育・保育施設（幼稚園・保育園等）や地域の子育て支援事業等を円滑に利用することができるよう支援を行うとともに、子育て支援などの関係機関との連絡調整等を実施する事業。

■確保方策の考え方

- 基本型・特定型については、保健福祉センターにおいて子育ての相談や保育コンシェルジュによる保育サービスなどの情報提供を行っています。また、子育て支援センターにおいて、保育園の利用者だけでなく、地域の家庭も利用できる子育て支援の場として、育児アドバイスや育児情報の提供を行っています。
- 母子保健型については、保健福祉センター1か所に看護職の相談員を置いて、妊娠期からの子育ての相談に応じる体制を整えています。
- 今後も、育児の情報交換や子育ての悩み相談、子育てに役立つ講演会などにより子育て家庭に寄り添った、幅広い子育て支援ができるようにしていきます。

■「量の見込み」に対する「確保方策」

（基本型・特定型）

	実績値 (平成31年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(か所)	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
確保方策(か所)	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

（母子保健型）

	実績値 (平成31年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(か所)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策(か所)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(12) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

■事業の概要

- 本市において、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする事業。

■確保方策の考え方

- 「白井市家庭等における暴力対策ネットワーク会議」により、家庭等で起こる暴力に関する相談に対応する市の担当課長や、千葉県中央児童相談所や警察などの専門機関、医療機関や幼稚園、保育園、施設など、虐待や暴力を発見しやすい立場にある機関、心配のある家庭をサポートする立場にある制度ボランティアの代表者が一つのネットワークをつくり、定期的に会議を開催して連携を深め、児童虐待に対する早期発見・早期対応を図ります。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

■事業の概要

- 低所得で生計が困難である者等の子どもの円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援等の利用が図られるよう、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、当該保護者が特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合に支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助する事業。

■確保方策の考え方

- 幼稚園利用者のうち低所得世帯及び多子世帯に対し、副食費相当額の補助を行います。

(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

■事業の概要

- 教育・保育施設等事業の量的拡大を進めるうえで、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制を構築することで、良質かつ適切な保育の提供体制の確保を図る事業。

■確保方策の考え方

- 市民ニーズに沿った多様なサービスの提供や教育・保育の継続的な充足のためには、民間事業者等、多様な主体が参画する必要があることから、情報提供や事業参入等、今後、地域の実情や需給の状態を十分に把握したうえで実施します。

第5章 次世代育成支援に関する施策の展開

■計画の体系



第1節 親子の健康の保持・増進

1 妊娠期から乳幼児期の保健対策

妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組むとともに、各事業間や関連機関の連携体制を強化し、切れ目のない母子保健サービスを提供していきます。

No	項目	概要	担当課等
1	子育て世代包括支援センター事業	妊娠婦・乳幼児の実態を把握し、各種の相談に応じ、母子保健施策と子育て支援施策、保育施策の一体的な提供を通じて、切れ目のない包括的な支援を行うため、それぞれの利用者支援事業を強化・連携させた「子育て世代包括支援センター」を運営する。	子育て支援課 健康課 保育課
2	母子健康手帳の交付と保健指導	母子健康手帳交付時に、保健師等の専門職が妊娠の健康状態をうかがい、妊娠中の生活などについて保健指導を実施する。また、個々のニーズに合った子育て支援サービスについての情報提供や、すこやかプラン（サービス利用計画）の紹介を行う。	健康課
3	妊娠健康診査事業 妊娠歯科健康診査事業	妊娠の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、妊娠健康診査と妊娠歯科健康診査の費用の一部を助成する。	健康課
4	マタニティ＆ベビー向け講座	妊娠・出産に関する知識の提供や妊娠同士の交流等を目的に『子育て応援講座』『プレ☆パパママスクール』等の妊娠やその家族を対象としたイベント・講座を実施する。	健康課
5	産後ケア事業	出産後、家族などから十分な援助が受けられず、心身の不調や育児不安があるなど特に育児支援を必要とする家庭に、母子の心身のケアや育児サポートなどを行い、産後の生活を支援する。	健康課
6	ママヘルパー派遣（養育支援訪問事業・産前産後サポート事業）	体調不良などで日常生活に支障のある妊娠及び産後8週以内の産婦にヘルパーを派遣し、育児指導、家事等の支援事業を行うことで肉体的・精神的負担を軽減し産後の生活を支援する。	子育て支援課
7	新生児訪問	新生児のいる家庭に助産師・保健師が訪問し、保健指導を行う。	健康課

※重点施策について:「重点施策」の表示は、第5次総合計画前期実施計画における重点施策です。

※担当課等について:担当課等は平成31年度中の組織編成によるものです。

No	項目	概要	担当課等
8	おめでとう訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	生後4か月未満の乳児のいる家庭に母子保健推進員・保健師等が訪問し、乳児及び保護者の子育ての状況をうかがい、子育て情報の提供を行う。	健康課
9	乳児健康診査	発育・発達の確認と疾病等の早期発見のため、契約医療機関において健康診査を実施する。	健康課
10	4か月育児相談	満4か月児を対象に、心身の発育・発達を確認し、育児不安の解消を図るため、保健師・助産師・栄養士が相談を行う。	健康課
11	かみかみ教室	満9か月児を対象に、乳幼児期の食生活や口腔衛生習慣確立支援のため、離乳食の試食を提供し、栄養士や歯科衛生士等による講話や相談を行う。	健康課
12	1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査	1歳6か月児及び3歳6か月児を対象に、医師・歯科医師・保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士などが、発育・発達の確認と疾病などの早期発見や育児相談を行う。	健康課
13	2歳児歯科健康診査	2歳6か月児を対象に、歯科医師が健康診査を実施し、歯科衛生士・栄養士・保健師等が育児相談を行う。希望者にはフッ素塗布を行う。	健康課
14	発達支援（個別・集団）	子どもの発達に関する個別相談や集団での教室を実施する。	健康課
15	予防接種事業	感染症予防のため、予防接種法による定期予防接種を実施する。また、接種率向上のために勧奨や啓発等を行う。	健康課
16	保健指導、 ケース対応会議	妊娠・出産・育児等に対する不安の軽減、疾病の予防・健康の保持・増進を図るため、専門職が妊産婦や乳幼児のいる家庭に電話・来所・訪問で、保健指導を行う。 支援が必要な家庭への支援計画を作成し、ケース対応会議にて検討と進行管理を行い、児童福祉部門等と連携して支援を行う。	健康課
17	乳幼児期の母子保健向上に関する啓発活動	各母子保健事業において、妊婦の禁煙や禁酒、事故予防、かかりつけ医（医師・歯科医師）の普及、災害時の備え、スマートフォン等のICT機器の子どもへの影響等について啓発を行う。	健康課
18	子どもの自尊感情を育むための啓発活動	家庭や地域において子どもの自尊感情が育まれ、心の安らかな発達が促されるよう啓発を行う。	健康課
19	保育園・幼稚園等での食育推進	楽しく食べる体験を通して、子どもの食への関心を育み、「保育所における食育に関する指針」及び「保育所保育指針」が示す5つの子ども像を育てる計画を立て、「食を営む力の基礎」を養う。	保育課

2 学童期・思春期の保健対策

子どもの生涯にわたる健康づくりに向け、適切な生活習慣の形成を図り、健康教育を推進します。

No	項目	概要	担当課等
20	生活習慣病（小児）予防検査	生徒の健康の保持増進と疾病予防のため、中学生を対象に検査を行う。	教育支援課
21	学童期・思春期保健の向上に関する啓発活動	学齢期・思春期保健の向上のため、学校で食育や歯科口腔保健健康教育等を実施する。	教育支援課 健康課
22	思春期課題への取り組み	小・中学生を対象に性（生）教育や薬物乱用防止の啓発や情報の提供を行う。	教育支援課 健康課

3 小児医療の充実

地域で安心して子育てができるよう、小児医療の充実に努めます。

No	項目	概要	担当課等
重点施策 → 23	子ども医療費助成事業	保護者の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児・小学生・中学生の通院・調剤・入院にかかる医療費に対して、その一部又は全部を助成する。	子育て支援課
24	養育医療費助成	出生時体重 2,000 グラム以下で生まれ、入院を必要とする乳児に対し、指定医療機関での治療にかかる医療費を公費で負担する。	子育て支援課
25	休日・夜間診療の推進	休日や夜間などでも安心して診療が受けられるよう、医療体制の充実に努める。	健康課
26	医療機関情報の提供	健康カレンダー、ホームページ、暮らしの便利帳等により、医療機関の情報を提供する。	健康課 関係各課

第2節 地域における子育ての支援

1 子育て支援サービスの充実

子育てにおける専門的な機能を活かし、子育て支援の推進と保護者の多様なニーズに応じたサービスの充実を図るとともに、市内で幼児期の教育・保育を担う事業者への支援を行います。

(1) 地域の子育て支援サービスの充実

No	項目	概要	担当課等
重点施策 → 27	待機児童対策事業	待機児童が多い3歳未満児を中心とした保育需要に対応するため、認可保育所や小規模保育を誘致するとともに、保育士の待遇を改善し、保育士の確保、流出防止に努める。	保育課
28	公立保育園での乳幼児保育の実施	生後57日目からの保育を、公立保育園で実施する。	保育課
29	延長保育事業	保育認定を受けた子どもを、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育園や認定こども園等において保育を実施する。	保育課
30	一時預かり事業	保護者の病気や仕事の都合等により、一時的に保育が必要になった場合、乳幼児を公立保育園において昼間に一時的に預かる。私立保育園での実施については、事業者と協議を進める。	保育課
重点施策 → 31	病児・病後児保育事業	病気の子どもに対する安全な保育を提供し、保護者が子育てと就労を両立できるよう、鎌ヶ谷総合病院で病後児保育（鎌ヶ谷市と広域協定）、白井聖仁会病院で病児保育（鎌ヶ谷市と広域協定）を実施する。	保育課
32	子育て短期支援事業	保護者の疾病等により家庭において養育することが一時的に困難になった乳幼児について、児童養護施設等に入所し、必要な保護を行う。	子育て支援課
33	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人をつなぐことにより、育児に困った場合の柔軟なサポートをする。	保育課
34	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等の保護者が病気等により日常生活に支障が生じる場合に、家庭生活支援員を派遣し、家事援助や子どもの保育を行う。	子育て支援課

(2) 教育・保育事業者への支援

No	項目	概要	担当課等
35	私立保育園等への補助	保育定員を増加させる保育園や保育士を加配する保育園に対して、運営費の一部を補助する。	保育課
36	私立幼稚園の振興	私立幼稚園教育の振興や経営の健全化を図るため、教材購入や安全管理に係る経費及び教職員の資質向上に係る研修費の一部を補助する。	保育課

2 子育て家庭と地域のつながり

身近なところに、いつでも気軽に親子で集い、交流できる場所の設置を進めるとともに、各種相談事業を行います。また、各種子育て支援サービスの充実を図り、市広報紙等各種の情報媒体を活用した情報提供を進めます。さらに、子育て家庭同士や子育て家庭と地域との交流の促進を図ります。

(1) 子育て中の親子同士の交流や相談及び子育て情報の提供

No	項目	概要	担当課等
37	地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育園、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談・情報提供等を実施するとともに、多様な主体の参画による地域支援を推進する。	保育課
38	ひとり親家庭自立支援員による相談	母子家庭等の生活や就労、子育ての相談についての支援・助言を行う。	子育て支援課
39	子育て相談窓口	家庭児童相談室において、子育てに関する相談を受け、関連機関と連携して、問題解決に向けた支援を行う。また、子育てに関する情報提供を行う。	子育て支援課
40	子育て支援の情報提供	様々な子育て支援情報を収集し提供する。また、子育て情報誌、子育て専用ホームページ等により、子育て支援の情報を提供する。	子育て支援課

(2) 子育て家庭や地域との交流の促進

No	項目	概要	担当課等
41	地域ぐるみの子育て支援活動	地域で自主的に行われている子育て支援団体等と連携しながら、自主サークル活動などの支援や仲間づくりの機会の提供など、子育てしやすい環境づくりを行う。	健康課
42	母子保健推進員活動事業	ベビーサロン「いっぽいっぽ」やおめでとう訪問などにより、母子の孤立防止や育児不安軽減を図る。	健康課
43	子育て親子のたまり場事業	子育て親子が気軽に集い、交流を図れるたまり場として、児童館での活動の場を提供する。	子育て支援課
44	ふれあい事業	お年寄りと児童等の異年齢の交流や親睦を図る。また、地域の古きよき伝統文化を学び伝える。	子育て支援課
45	親子教室	親子のコミュニケーションづくりを支援する。また、地域とのつながりを深め、仲間づくりを促す。	子育て支援課

第3節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

1 子どもの居場所・体験機会の提供

子どもと子育て家庭を取り巻く社会環境が大きく変化している中、子どもたちが安全で安心して過ごせる居場所の確保と多様な体験機会の提供に努めます。

(1) 放課後児童対策の充実

No	項目	概要	担当課等
46	学童保育所の充実	民間事業者の専門性やノウハウを活用し、保育環境の充実を図る。	保育課
47	放課後子ども教室の充実	子どもたちの安全・安心な居場所の確保、学習や体験・交流活動の提供のために、コーディネーター等や地域団体と協力しながら、学校の空き教室等で様々な体験活動や交流活動等を実施する放課後子ども教室の新設・拡充に努める。放課後子どもプラン推進委員会で児童クラブとの連携について協議を行う。	生涯学習課

(2) 子どもの居場所・遊び場づくり

No	項目	概要	担当課等
48	図書館子どもサービスの充実	図書館の利用促進及び読書普及を図るため、子どもを対象とした集会行事や推薦図書の展示等を行う。	文化センター
49	学校図書館等の教育機関との連携	学校及び教育機関の学習支援や読書普及のため、団体貸出資料の配達及び図書館担当者との連絡会議等を行い、連携を図る。	文化センター
50	子ども向けプラネタリウムの投映	年齢に応じ、季節の星座や話題の天文現象、宇宙の広がりなどを楽しむことができるプラネタリウムの投映を行う。	文化センター
51	子どもの遊び場の整備	既存遊具の改修を行い、遊び場の環境整備に努める。	子育て支援課
52	子どもの居場所づくり支援事業の検討	子ども食堂や学習支援活動など、子どもの居場所づくり活動を実施する地域活動団体に対する支援の仕組みづくりについて検討する。	子育て支援課

(3) 多様な体験機会の提供

No	項目	概要	担当課等
53	青少年国際交流	中学生の海外派遣を行い、青少年の国際理解を深めるとともに、国際的視野を広め、国際交流推進の担い手となる人材の育成を図る。	教育支援課



2 子どもの悩み等への対応

心身の発達に関する悩み等に対応するため、各種相談事業を行います。また、相談内容から、必要に応じて関係機関との連携を行います。

No	項目	概要	担当課等
54	子ども自身が相談できる体制の提供	家庭児童相談室等において、子ども自身が相談できる窓口を確保する。	子育て支援課
55	就学相談事業	心身に障がいのある子どもの就学及び学校生活などについて、相談に応じる。	教育支援課
56	教育相談事業	家庭生活や学校生活での悩みや課題への対応、いじめ問題の解決のため、児童・生徒及び保護者や教師を対象に、電話・面談・訪問による相談を行い、よりよい人間関係づくりや充実した生活が送れるよう支援する。スクールカウンセラーと市教育相談員との連携強化、訪問を主とする教育相談員の活用を推進し、幅広い支援を提供していく。	教育支援課
57	家庭児童相談事業	18歳未満の児童からの相談や児童の保護者からの相談に対応し、子育てに関する助言やサービス利用に係る情報提供を行う。	子育て支援課
58	家庭教育事業	全ての教育の原点は家庭教育に始まることから、家庭教育講座の開催、家庭教育通信の発行などを通じ、家庭教育の重要性の周知と意識の向上を図る。	生涯学習課

3 学校と地域の連携の推進

学校と地域が連携し、中高生等との交流を進めます。

No	項目	概要	担当課等
59	赤ちゃんとふれあう機会の提供	保育園や児童館において中高生等のボランティアの受け入れを行い、赤ちゃんとふれあう機会を提供し、子育てへの抵抗感を和らげる。また、妊娠中のお母さんと赤ちゃんとのふれあい事業を実施する。	子育て支援課
60	地域人材の活用	地域人材の活用を通じ、地域の実情や特性を活かして、子どもたちの豊かな心を育成し、部活動の技術の向上、学習における基礎・基本の習得を図ることで、地域社会に開かれた学校づくりを一層推進し、保護者や地域住民と相互の意思疎通や協力関係を高める。	教育支援課

第4節 職業生活と家庭生活との両立の推進

1 働き方の啓発

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、仕事と子育てが両立できるような働きやすい環境をつくるための意識啓発や企業の取り組みに対する啓発を行います。また、男性の子育て等への関わりを促進する事業に取り組みます。

No	項目	概要	担当課等
61	各種制度の利用促進のための啓発	労働基準法や育児・介護休業法等、仕事と家庭の両立を支援することを目的とした制度の利用を促進するため、事業主に対する啓発を行う。	産業振興課
62	両親で協力して行う育児の啓発	母子健康手帳交付時の面接やマタニティ＆ベビー向け講座などで、両親で協力して行う育児についての啓発を行う。	健康課
63	就労していても参加しやすい事業の実施	保育園や子育て支援センターにおいて、就労している人が参加しやすいような事業を実施する。	保育課

2 就労支援と再就職のための支援

出産や育児により退職した女性の再就職支援のため、情報提供や相談事業を実施します。

No	項目	概要	担当課等
64	女性の再就職への研修事業	再就職など女性の就労を促進するため、セミナーなどを開催し、情報提供を行う。	産業振興課
65	労働相談	雇用に伴うトラブルに悩む労働者・使用者のための個別労働相談を実施する。	産業振興課
66	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業及び、ひとり親家庭高等職業訓練促進事業	ひとり親家庭の父又は母が就職や職業能力向上に必要な技術修得のために、講座を受講する場合の受講費用等の一部助成や、資格取得のために1年以上養成機関で修業する場合の生活費の一部助成を行う。	子育て支援課

第5節 子どもの安全の確保

1 子どもを犯罪等から守る安全なまちづくり

子どもを交通事故や犯罪から守るために、地域の環境を整備するとともに、防犯意識の啓発を図ります。

No	項目	概要	担当課等
67	防犯パトロールの実施	防犯指導員と自治会等の協力により、パトロールを実施する。	市民活動支援課
68	防犯意識の高揚	防犯意識の啓発を目的とした講演会等を開催し、犯罪に巻き込まれない意識の高揚を図る。「自分の命は自分で守る」という防犯意識の醸成や、防犯標語「いかのおすし」の普及に努める。	市民活動支援課
69	学校安全対策	児童・生徒が安全な学校生活を送ることができるよう、交通安全教室の開催、学校安全ボランティアの支援、登下校安全対策、白井市通学路交通安全プログラムの実施などを行う。	学校政策課 教育支援課
70	情報化社会の進展に伴う安全対策	学校非公式サイトに対するネットパトロールを実施する。 児童・生徒がネット犯罪等に巻き込まれないように、情報モラルやリテラシー（活用能力）に関する啓発活動の充実を図る。	教育支援課

2 暮らしやすい環境の整備・充実

公共施設のバリアフリーを推進し、子育て家庭が暮らしやすい環境の整備等を進めます。

No	項目	概要	担当課等
71	交通安全教室の開催	交通事故ゼロをめざして、小・中学校、幼稚園、保育園で交通安全教室を開催し、交通安全意識の高揚に努める。	市民活動支援課 関係各課
72	公共施設のバリアフリー	子育てに配慮した施設の整備を推進する（オムツ交換台、ベビーベッド、ベビーチェアの設置等）。	生涯学習課 関係各課

第6節 支援が必要な児童への対応等きめ細やかな取り組みの推進

1 困難を抱える子どもや家庭への支援

障がい児の子育てに関する相談・情報提供体制の充実を図るとともに、障がい児を持つ家庭での子育て負担の軽減を図ります。また、経済的な事情など様々な困難を抱える子どもや家庭への支援を行います。

(1) 障がい児等の支援の拡充

No	項目	概要	担当課等
73	こども発達センター事業	発達障がいのある児童又は発達に支援を要する児童とその保護者に対し、日常生活の指導や相談等を行う。 また、児童発達支援センターや保育所等の訪問支援事業について検討する。	子育て支援課
74	障がい者相談支援事業	障がい者（児）やその家族の地域における生活を支援し、福祉サービスが利用しやすいようにするため、相談業務や情報提供などを総合的に行う。	障害福祉課
75	障がい者等安心生活支援事業	障がい者（児）が地域で安心して暮らし続けられるよう、地域生活支援拠点等の短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保したうえで、介護者の急病や障がい者（児）の状態変化等の緊急時の相談を受け付け、緊急受け入れや関係機関への連絡等の必要な対応を行う。	障害福祉課
76	心身障がい者一時介護料助成	心身障がい者（児）が一時的に有料で介護を受けた場合に、その費用の一部を助成する。	障害福祉課
77	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	在宅の小児慢性特定疾病児童（20歳未満）に対し、日常生活用具を給付する。	障害福祉課
78	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児（18歳未満）に対して、補聴器の購入に要する費用の一部を助成する。	障害福祉課
79	福祉タクシー助成	重度心身障がい者（児）が社会参加や通院などのためにタクシーを利用した場合、乗車料金の一部を助成する。	障害福祉課
80	特別支援教育事業	障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援する視点から、特別支援教育における就学相談及び個別支援の充実を図る。	教育支援課

(2) 経済的支援の充実

No	項目	概要	担当課等
81	子育て支援事業等利用助成事業	家庭における子育てを支援するため、生後6か月から10歳未満までの子どもを養育している低所得等の世帯に対し、一時保育、ファミリー・サポート・センターなど子育てにかかる利用者負担金の一部を助成する。	子育て支援課
82	ひとり親家庭の医療費助成	母子・父子家庭の親及びその児童の通院、入院又は調剤にかかる保険分医療費の自己負担分の一部を助成する。	子育て支援課
83	特別支援教育就学奨励費補助	個別支援学級に通学している児童・生徒及び学校教育法施行令第22条の3の障がいの程度に該当する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費の一部を援助する。	学校政策課
84	就学援助費	市内に住所のある人で、経済的理由などにより、小・中学校に就学することが困難な児童や生徒（準要保護児童・生徒）のために、学用品費、給食費、校外活動費などを援助する。	学校政策課
85	実費徴収に係る補足給付を行う事業	幼稚園利用者のうち低所得世帯及び多子世帯に対し、副食費相当額の補助を行う。	保育課



(3) 配慮が必要な子どもや家庭への支援

No	項目	概要	担当課等
86	外国人支援	外国人家庭やそこに属する子どもに対し、言葉や生活習慣の違いによる不安を減らすため、外国人相談、広報しろい英語版の発行、日本語教室などをを行い、安心で快適な生活ができるよう支援する。	企画政策課
87	適応指導教室	長期欠席など、学校に通えない状態にある児童・生徒に対し、学校への復帰及び自立を促す。	教育支援課
重点施策 88	補助教員の配置	小学校基本科目の基礎・基本の学力定着、学習障がい児の指導など、きめ細かな教育の推進のための学校補助教員の配置や、医療的ケアが必要な児童に対するための看護師の配置を行う。	学校政策課
89	生活困窮者自立支援 (白井市くらしと仕事のサポートセンター)	生活や仕事に関する相談に対応し、利用できる制度等の情報提供を行ったり、関係機関等と連携して、経済的・社会的困窮状態の改善が図れるよう支援する。	社会福祉課
90	学習支援事業の検討	生活保護受給世帯やひとり親世帯等に属する小中学生に対し、安心して過ごすことのできる居場所において、学習相談及び学習支援を実施する仕組みづくりについて検討する。	子育て支援課 社会福祉課



2 子どもの虐待、いじめの防止

児童虐待防止の体制を整備し、虐待の発生予防・早期発見・早期対応を図るため、関係機関との協力体制の充実に努めます。また、いじめ問題の解決に向けて、実情の把握と適切な相談支援、指導に努めます。

No	項目	概要	担当課等
91	児童虐待防止対策事業	広報紙・ホームページ・自治会回覧等による虐待に関する周知・啓発を行い、児童虐待の早期発見、早期対応を行う。 また、虐待予防の体制強化のため、子ども家庭総合支援拠点の設置について検討する。	子育て支援課
92	家庭等における暴力対策ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）	児童虐待等の問題に対する早期発見・早期対応を促進するため、福祉、保健、医療、教育、警察等の日頃子どもに接する機会の多い関係機関が連携した、ネットワークを活用する。	子育て支援課 関係各課
93	「白井市いじめ防止基本方針」に基づいたいじめ防止施策の推進	平成26年5月に策定された「白井市いじめ防止基本方針」に基づいて、児童・生徒の尊厳を保持する目的のもと、学校や地域住民、家庭、その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組む。	教育支援課



第6章 子ども・子育て支援に係る関連計画等

第1節 白井市母子保健計画

1 計画の趣旨

近年の少子高齢化や核家族化、女性の社会進出の増加等、母子保健をめぐる環境は変化しております、国・県の施策の動向も見据え、地域の特性に即した母子保健対策の推進が重要になっています。

平成6年に母子保健法が改正され、地方自治体が主体となって、妊婦及び乳幼児について一貫した母子保健事業を実施するよう定められました。また、平成13年には、「健康日本21計画」の一環として、母子保健計画を見直し、健康指標等を目標値として設定した新たな計画として「健やか親子21」が策定されました。

「健やか親子21」は平成26年度に当初の計画期間が終了し、平成27年度からは、平成36（令和6）年度までを計画期間とした「健やか親子21（第2次）」が始まっています。これに伴い、各自治体に対して、母子保健に関する効果的な施策を総合的に推進するための「母子保健計画」の策定や見直しが求められています。

本市における母子保健計画は、平成17年度に策定された「しろい子どもプラン～次世代育成支援地域行動計画（前期・後期計画）～」に統合されており、平成27年度からは「しろい子どもプラン（子ども・子育て支援事業計画）」に位置づけられています。

「しろい子どもプラン（子ども・子育て支援事業計画）」策定時に計画された母子保健事業は概ね計画どおり実施されています。今後は、今まで挙げてきた課題に対して取り組みを継続するとともに、国の「健やか親子21（第2次）」の中間評価報告を踏まえ、妊娠婦のメンタルヘルスケア対策や、児童虐待防止対策の更なる充実を図っていく必要があります。

また、個々の家庭の抱える問題に対して、利用者目線の支援計画の作成と継続的な進行管理、児童福祉など関係部署との連携が求められています。さらに、新たな課題として、ゲーム依存症やスマートフォン等のICT⁷端末の子どもへの影響への対策、災害対策なども求められています。

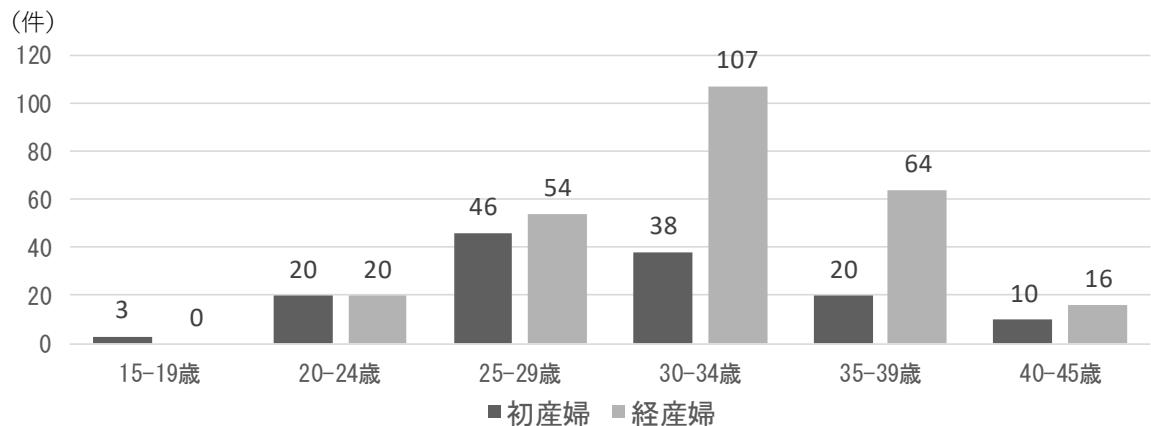
⁷ ICT(アイ・シイー・ティー):Information and Communication Technology(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の略。情報通信技術のこと。

2 白井市の現状

(1) 母の年齢別妊娠届出数

母の年齢別妊娠届出数の初産婦は、25～34歳までの届出数が全体の約60%を占めています。10代の若年妊婦は全体の約0.8%、40歳以上の高齢初産婦は約2.5%となっています。

◇母の年齢別妊娠届出数の内訳（平成30年度）

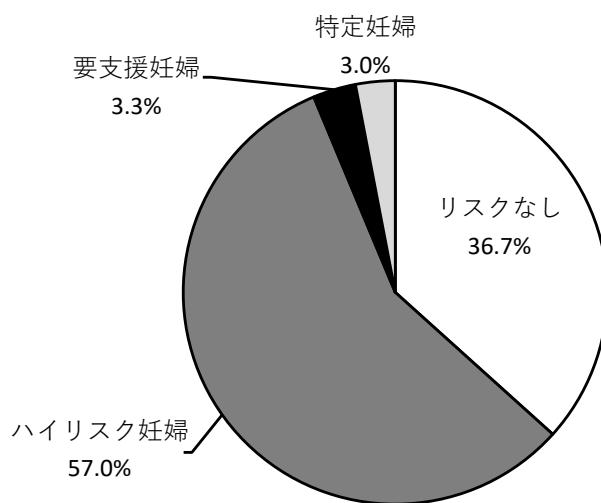


資料:白井市健康課

(2) 妊娠届出時におけるハイリスク妊婦等の割合

妊娠届出時におけるハイリスク妊婦⁸等の割合は、届出者の約60%がハイリスク者となっています。平成30年度より特定妊婦⁹・要支援妊婦¹⁰の定義を設け、ハイリスク項目を増やしていることも、ハイリスク者が増加した背景にあります。

◇妊娠届出時におけるハイリスク妊婦等内訳（平成30年度）



資料:白井市健康課

⁸ ハイリスク妊婦:出産・育児を安全に行なうことを妨げる要因となる、妊娠中の高血圧や高齢初産、精神疾患の既往歴等の身体・社会・精神医学的なリスクを持つ妊婦。必ずしも継続した支援が必要ではないが、支援する際の参考としている。

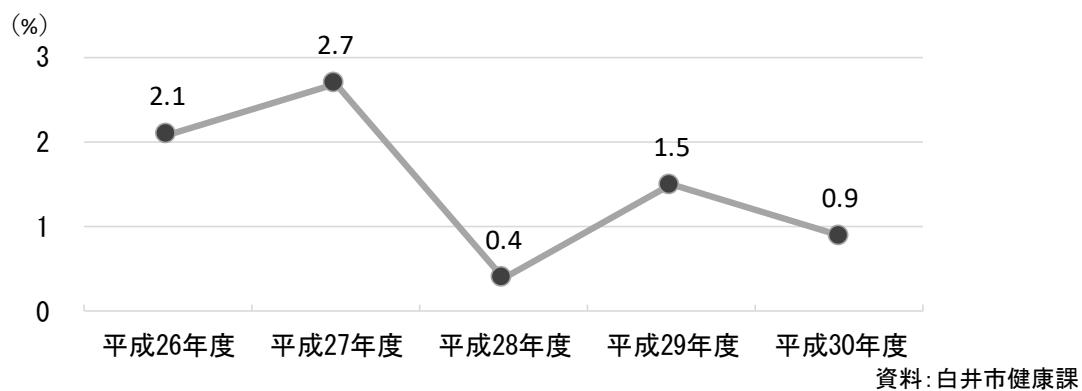
⁹ 特定妊婦:出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(児童福祉法)。

¹⁰ 要支援妊婦:特定妊婦にはならないがハイリスクが重なり、妊娠中から出産後にかけて支援が必要な妊婦。

(3) 妊婦の喫煙率

妊娠の喫煙率は、年度により増減がありますが、概ね減少の傾向で推移しています。全国値と比較して低い状況にあります。

◇妊娠の喫煙率の推移



参考:健やか親子21(第2次) 全国値(妊娠期について4か月育児相談時に聞いた調査)

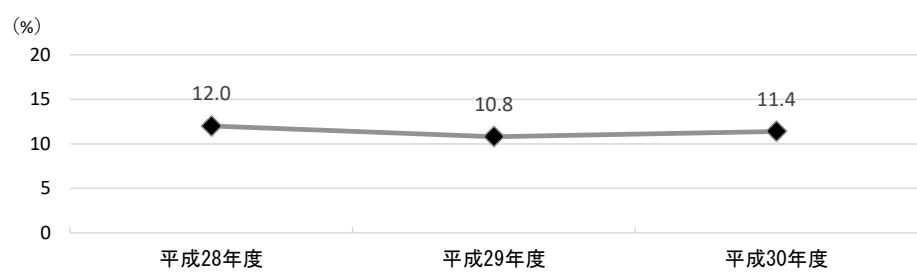
平成25年度	平成29年度
3.8%	2.7%

資料:厚生労働省母子保健課調査

(4) 産後うつスクリーニング検査が高得点だった褥婦

産後うつのスクリーニング検査で高得点だった褥婦¹¹の割合は、大幅な推移の増減はなく、約10%から12%の間で推移しており、全国値と比較して高い状況にあります。

◇産後1か月で産後うつスクリーニング検査(EPDS)が9点以上の褥婦の割合の推移



資料:白井市健康課

参考:健やか親子21(第2次) 全国値

平成25年度	平成29年度
8.4%	9.8%

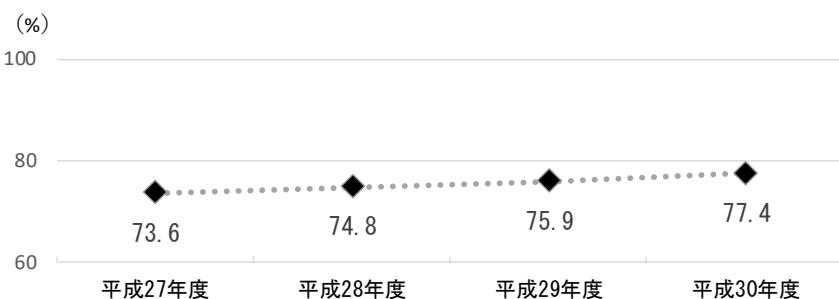
資料:厚生労働省母子保健課調査

¹¹ 褥婦(じょくふ):妊娠及び分娩によってもたらされた母体や生殖器の変化が、分娩の終了から妊娠前の状態に戻るまでの期間のことを産褥(さんじょく)といい、この時期の女性を褥婦(じょくふ)という。期間は一般に6週間から8週間といわれているが、個人差もある。

(5) 妊娠・出産に満足している者の割合

妊娠・出産に満足している者の割合は、全国値と比較してやや低い状況にあります。

◇「産後退院してからの1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアは十分に受けたか」の問い合わせに対する「はい」と回答した割合の推移（4か月育児相談時点での回答）



資料:白井市健康課

参考:健やか親子21(第2次) 全国値

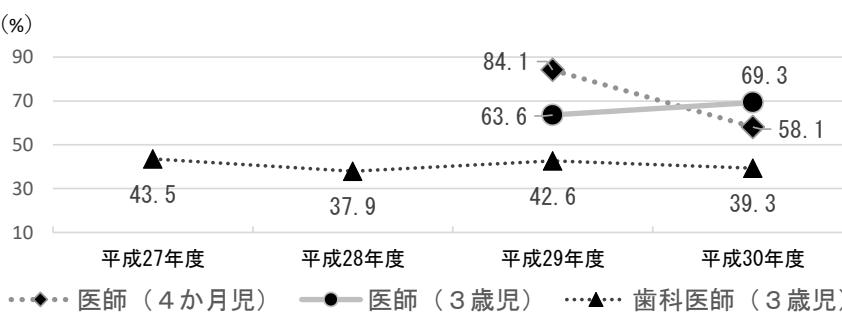
平成 25 年度	平成 29 年度
63.7%	82.8%

資料:厚生労働省母子保健課調査

(6) 子どものかかりつけ医（医師・歯科医師など）を持つ親の割合

歯科医師を持つ割合（3歳児）はほぼ横ばいで経過していますが、医師を持つ割合（4か月児）は平成30年度に低下しており、3歳児ではほぼ変化はないものの、全国値と比較して低い状況にあります。

◇「お子さんのかかりつけの医師・歯科医師はいますか」の問い合わせに対する「はい」と回答した者の割合の推移



資料:白井市健康課

※医師については平成29年度から調査

参考:健やか親子21(第2次) 全国値

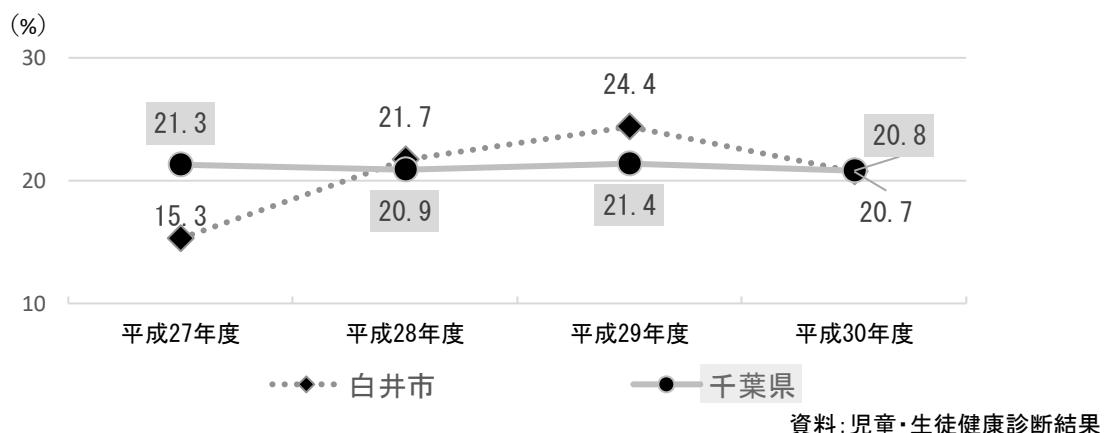
	平成 26 年度	平成 30 年度
医師(3・4か月児)	71.8%	77.8%
医師(3歳児)	85.6%	89.8%
歯科医師(3歳児)	40.9%	48.8%

資料:厚生労働省母子保健課調査

(7) 中学生で歯肉に炎症所見を有する人の割合

中学生で歯肉に炎症所見を有する人の割合をみると平成27年度から29年度にかけて増加傾向にありましたが、平成30年度には減少しており、県と同程度の値となっています。

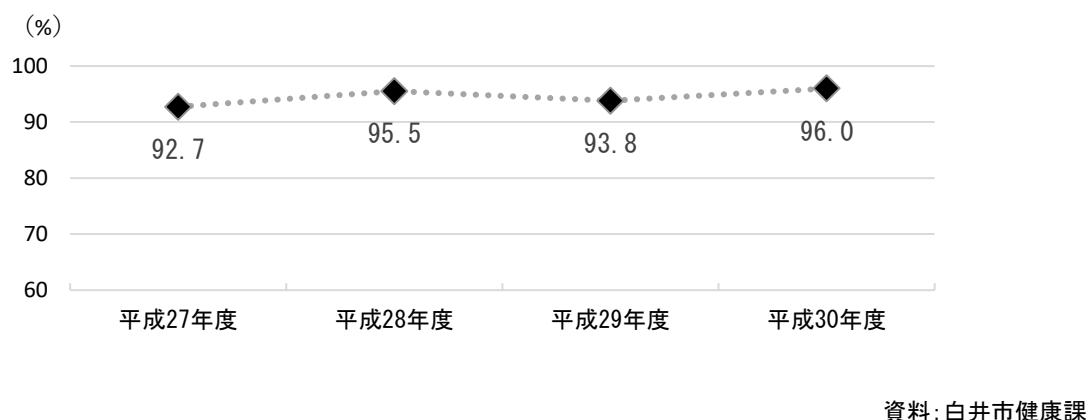
◇中学生で歯肉に炎症所見を有する人の割合の推移



(8) 1歳6か月までに麻しん・風しんI期予防接種を終了している者の割合

1歳6か月までに麻しん・風しんI期予防接種を終了している者の割合は、全国値と比較して高い状況にあります。

◇1歳6か月までに麻しん・風しんI期予防接種を終了している者の割合の推移



参考:健やか親子21(第2次) 全国値

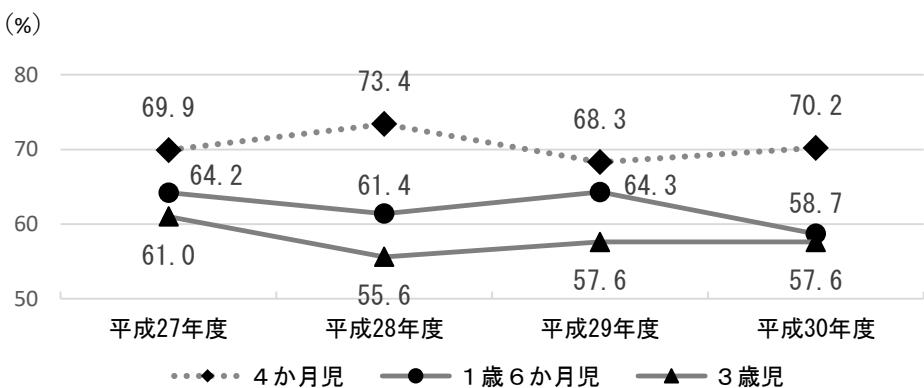
平成25年度	平成29年度
87.1%(麻しん)	91.3%(麻しん・風しん)

資料:厚生労働省母子保健課調査

(9) 積極的に育児をしている父親の割合

積極的に育児をしている父親の割合は、全国値と比較して高い状況ですが、やや減少傾向にあります。

◇「お父さんは育児をしていますか」の質問に対し、「よくやっている」と回答した者の割合の推移（4か月育児相談、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査時回答）



資料:白井市健康課

参考:健やか親子21(第2次) 全国値

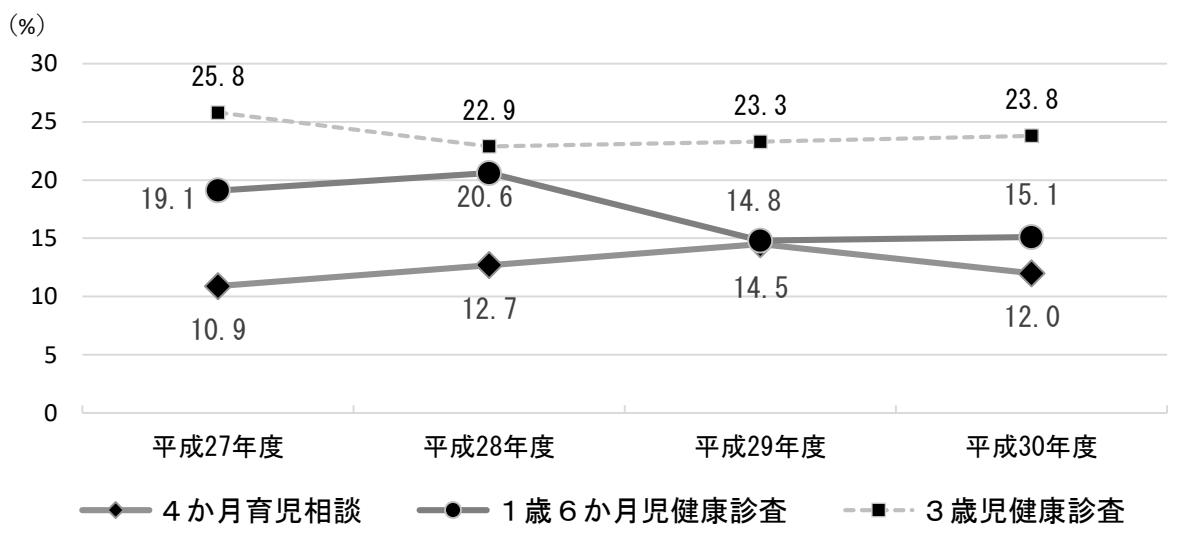
平成25年度	平成29年度
47.2%	59.9%

資料:厚生労働省母子保健課調査
※3・4か月児、1歳6か月児、3歳児の平均値

(10) 育てにくさを感じる親の割合

育てにくさを感じる親の割合は、子どもの年齢が上がるほど高くなる傾向にあります。

◇「あなたは、お子さんに対して、育てにくさを感じていますか」の質問に対し、「いつも感じる」「時々感じる」と回答した者の割合の推移

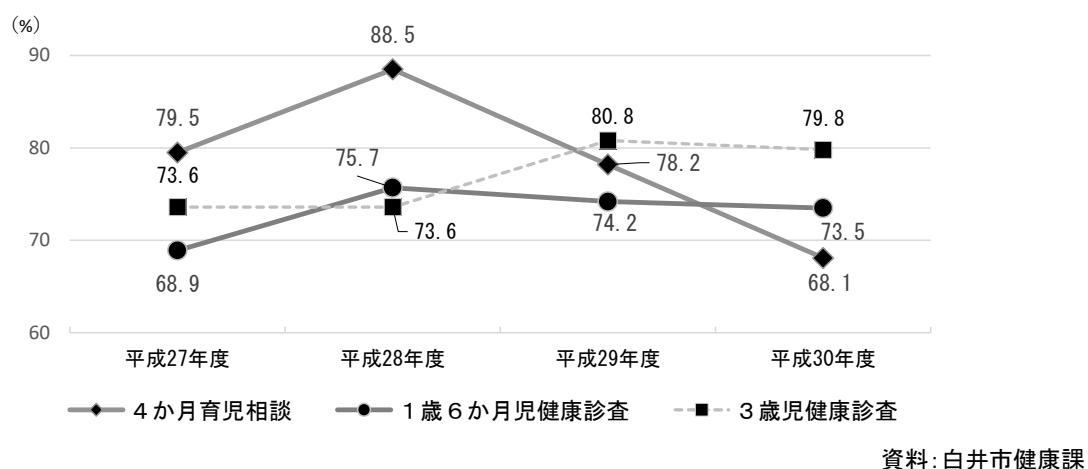


資料:白井市健康課

(11) 育てにくさを感じたときに対処できる親の割合

育てにくさを感じたときに対処できる親の割合は、年度や年齢によって増減はありますが、明らかな改善はみられず、4か月育児相談時の割合は減少傾向にあります。全国値と比較して、低い状況にあります。

◇ (10) で「育てにくさを感じる」と回答した親に「育てにくさを感じたときに相談先を知っているなど何らかの解決する方法を知っていますか」と聞き、「はい」と回答した者の割合（4か月育児相談、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査時回答）



参考:健やか親子21(第2次) 全国値

平成26年度

平成29年度

83.4%

81.3%

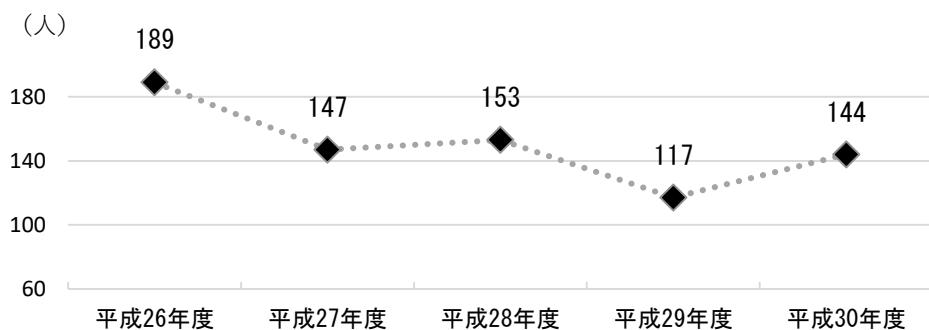
資料:厚生労働省母子保健課調査

※3・4か月児、1歳6か月児、3歳児の平均値

(12) 発達支援（個別相談）利用者延べ数

発達個別相談利用者延べ数は、年度ごとに増減はありますが、概ね年間延べ150人程度の需要があると考えられます。

◇市の発達支援（個別相談）利用者延べ数の推移

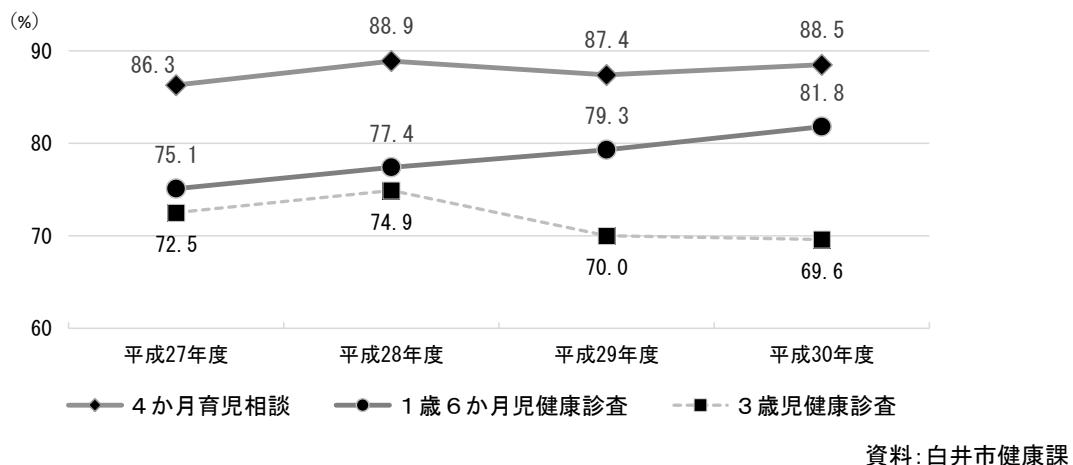


資料:白井市健康課

(13) ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合

ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合は、平成27年度以降、高い水準で推移していますが、年齢別にみると3歳児健康診査での回答が平成28年度から低下しています。全国値と比較して、4か月児は同水準、1歳6か月児は高く、3歳児は低い状況にあります。

◇「お母さんはゆったりとした気分でお子さんと過ごせる時間がありますか」の質問に対し、「はい」と回答した者の割合の推移（4か月育児相談、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査時回答）



参考:健やか親子21(第2次) 全国値

	平成 25 年度	平成 29 年度
3・4か月児	79.7%	87.9%
1歳6か月児	68.5%	78.8%
3歳児	60.3%	72.2%

資料:厚生労働省母子保健課調査

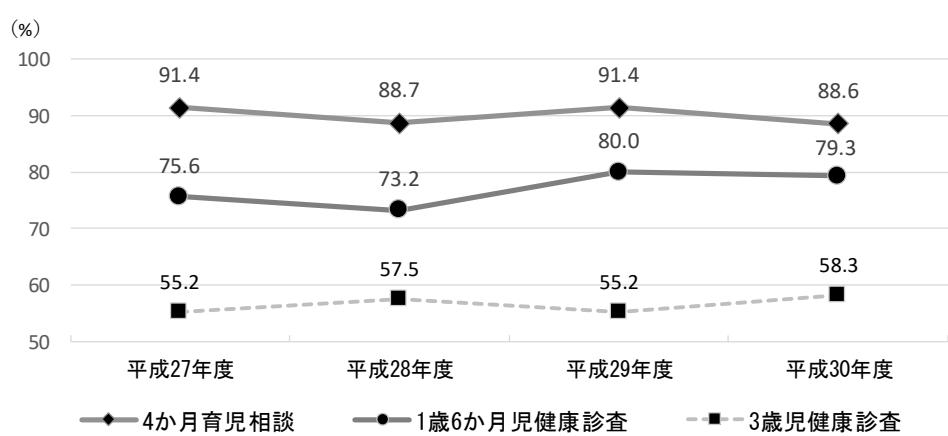
(14) 乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合

体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合は、年度により増減がありますが、ほぼ横ばいとなっています。また、子どもの年齢が上がると割合が低くなる傾向もみられます。

全国値と比較してやや低い状況にあります。

◇「数か月の間に家庭で以下の1～7のいずれにも該当しない」と回答した者の割合の推移（4か月育児相談、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査時回答）

- 1 しつけのしそぎがあった／2 感情的に叩いた／3 乳幼児だけを家に残して外出した
- 4 長時間食事を与えなかった／5 感情的な言葉で怒鳴った／6 子どもの口をふさいだ
- 7 子どもを激しく揺さぶった



資料：白井市健康課

参考：健やか親子21(第2次) 全国値

	平成 26 年度	平成 29 年度
3・4か月児	95.2%	92.1%
1歳6か月児	90.5%	80.3%
3歳児	85.5%	61.1%

資料：厚生労働省母子保健課調査

3 母子保健計画における課題と施策の展開

(1) 国における課題

国では、「健やか親子21（第2次）」の計画期間が終了する令和6年度にめざす姿を「すべての子どもが健やかに育つ社会」とし、3つの基盤課題と2つの重点課題を設定したうえで、これらの課題ごとに目標設定の考え方を整理しています。

白井市母子保健計画においても、国の設定した5つの課題を前提に、本市を取り巻く母子保健の現状や課題を踏まえながら、母子保健施策を展開していきます。

◇参考「健やか親子21（第2次）」における課題の概要

課題名		課題の説明
基盤課題A	切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策	妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組むとともに、各事業間や関係機関の有機的な連携体制の強化や、情報の利活用、母子保健事業の評価・分析体制の構築を図ることにより、切れ目のない支援体制の構築をめざす。
基盤課題B	学童期・思春期から成人期に向けた保健対策	児童・生徒自らが、心身の健康に关心を持ち、よりよい将来を生きるために、健康の維持・向上に取り組めるよう、他分野の協働による健康教育の推進と次世代の健康を支える社会の実現をめざす。
基盤課題C	子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て世代の親を孤立させないよう支えていく地域づくりをめざす。
重点課題①	育てにくさを感じる親に寄り添う支援	親子が発信する様々な育てにくさ※のサインを受け止め、丁寧に向き合い、子育てに寄り添う支援の充実を図る。 ※育てにくさ：子育てに関わる者が感じる育児上の困難感
重点課題②	妊娠期からの児童虐待防止対策	児童虐待を防止するための対策として、以下の取り組みの充実を図る。 ①発生予防策として、妊娠届出時など妊娠期から母子と関わりを持つ。 ②早期発見・早期対応策として、新生児訪問などの母子保健事業と関係機関の連携を強化する。

参考:厚生労働省・健やか親子21推進協議会『「健やか親子21(第2次)』パンフレット

(2) 国の中間評価の総括と今後の取り組み

- 多くの指標に改善がみられ、関係機関・団体等の連携・協働の取り組みの成果が形になって評価された。児童虐待の死亡率は改善しているとは言えない状況にあるなど、引き続き対策が求められる。
- 妊産婦支援については多くの指標で改善しているが、大きな課題としてメンタルヘルスケアが残っている。メンタルヘルスケア対策には多機関の連携が必要であり、子育て世代包括支援センターなどを中心とした支援の充実が喫緊の課題である。
- 近年の母子保健対策には、児童虐待防止対策における役割も強く期待されており、「健やか親子21（第2次）」策定時から、①児童虐待の発生予防には、妊娠届出時など妊娠期から関わることが重要であること、②早期発見・早期対応には母子保健事業と関係機関との連携強化が必要であること、③子どもの保護・支援、保護者支援の取り組みが重要であることが示されている。母子保健の支援の視点の延長線上に、妊娠期からの児童虐待防止対策があると言え、今後も関係機関の連携のもと、取り組みの推進が求められている。
- 今後の新たな課題として、ゲーム依存症対策やスマートフォン等のICT端末の子どもへの影響への対策が挙げられる。

引用:厚生労働省「健やか親子21(第2次)」の中間評価等に関する検討会報告書

(3) 市の前期取り組みの評価

目標	指標	白井市 平成 26 年度	白井市 目標値 (平成 30 年度)	白井市 現状値 (平成 30 年度)	達成状況	全国実績 (健やか親子 21)
目標 A	妊婦の喫煙率（母子健康手帳交付時）	2.1%	0.0%	0.9%	改善	2.7%（平成 29 年度）※1
	病気や発育・発達に関するこことについて 悩む就学前の親の割合 (アンケート調査結果)	33.1%	25.0%	36.5%	変化なし	指標なし
目標 B	朝食を欠食する子どもの割合 (中学 2 年生)	11.9% (平成 25 年度)	9.5%	13.3%	低下	中学 3 年生 20.2% (平成 30 年 度) ※2
目標 C	積極的に育児をしている父親の割合(4 か月育児相談・1歳 6 か月児健康診査・ 3歳児健康診査時の平均値)	79.0%	85.0%	62.2%	低下	59.9% (平成 29 年 度)
重点 目標 1	育てにくさを感じたときに対処できる 親の割合（3歳児健康診査時）	82.9%	90.0%	79.8%	変化なし	81.3%（平成 29 年度）※3
	子どもを叱りすぎているような気がす ると悩む就学前の親の割合 (アンケート調査結果)	35.9%	30.0%	36.5%	変化なし	指標なし
重点 目標 2	子育てのストレスがたまって、子どもに あたってしまうことを悩む就学前の親 の割合（アンケート調査結果）	20.7%	15.0%	21.8%	変化なし	指標なし
	乳児家庭全戸訪問未実施者の把握率	100.0%	100.0%	100.0%	達成	指標なし

※1：全国実績は、妊娠中の喫煙について、3・4か月時点での調査をもとにしているため、参考値となる。

※2：全国実績は、全国学力・学習状況調査をもとにしているため、参考値となる。市の値は、学校給食実施状況等調査から引用している。

※3：全国実績は、3・4か月児、1歳 6 か月児、3歳児の平均値。

目標A

妊婦の喫煙率は目標達成には至りませんでしたが、数値が改善したため、国の中間評価報告と市の現状を受けて新たな指標を設定します。妊産婦のメンタルヘルスケア対策や利用者目線に立った切れ目のない支援に重点を置き、「妊娠・出産に満足している者の割合」を新たな指標とします。「健やか親子 21（第 2 次）」の中間報告にあるように、子育て世代包括支援センターを中心とした関係機関が連携して支援する体制の整備が課題となっています。

また、就学前児童保護者調査で市に期待する子育て支援について「安心して子どもが医療機関にかかる体制の整備」を挙げた保護者が多かったことを受け、医療対策の充実や啓発等の取り組みを行う必要性があります。指標については、「子どものかかりつけ医（医師・歯科医師）を持つ親の割合」に変更し、かかりつけ医の普及啓発等に取り組んでいきます。

目標B

朝食を欠食する子どもの割合は、平成 26 年度と比較して高い状況です。

引き続き、学校と連携しながら歯の健康保持増進や食育、性（生）や薬害に関する取り組みを行う必要があります。

指標については、引き続き同じものとしますが、引用元となる調査は、全国値と比較できる全国学力・学習状況調査に変更します。

目標C

平成 26 年度の数値と平成 30 年度の目標値は、国の指標が変更される前のデータで設定されたため、現状値との比較が一概にできない状況です。指標変更後のデータで比較すると育児に協力している父親の割合は全国平均値を上回っていますが、徐々に低下しています。

就学前児童保護者調査では、「子育ての仲間がない」と回答した保護者が 11.0% おり、自主的なグループ活動への参加について「現在は参加していないが、今後機会があれば参加したい」と回答した保護者が 32.7% いる状況です。

引き続き、妊娠中から両親で協力して育児を行うことの大切さを啓発し、子育て支援センター等の子育て支援機関と連携しながら地域での仲間づくりや孤立させないための取り組みを行う必要があります。

指標については、引き続き同じものとしますが、全国値と比較ができる 4 か月育児相談・1 歳 6 か月児健康診査・3 歳児健康診査の平均値に変更します。

重点目標1

育てにくさを感じたときに対処できる親の割合と子どもを叱りすぎていると悩む親の割合は、どちらも目標値を達成せず横ばいの状況です。また、就学前児童保護者調査で、子育てに関する日常的に悩んだり気になることとして、「病気や発育・発達に関するこころ」を挙げた保護者も多い状況です。

引き続き、子どもの個性や発達段階に合わせた関わり方についての保健指導や啓発を行い保護者が育てにくさを感じても、対処方法がわかるような支援を行う必要があります。

指標については、経年的に集計が可能で全国値と比較ができる「ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合」に変更し、取り組んでいきます。

重点目標2

「子育てのストレスがたまって子どもにあたってしまうことを悩む就学前の親の割合」はほぼ変化がなく、経年として変化を見ることができていない状況にありますが、体罰や暴言、ネグレクトによって不適切な養育となっている家庭が一定割合でいる状況が続いています。

環境整備（取り組み）の指標に挙げている乳児家庭全戸訪問未実施者の把握率については、毎年 100% で経過しており目標を達成しています。全数把握の仕組みができているため指標としては終了としますが、今後も取り組みを継続します。

今後、支援が必要な家庭への支援計画の作成と進行管理、児童福祉部門等との連携強化などの取り組みを行う必要があります。

指標については、全国値との比較ができる「乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合」に指標を変更し、取り組んでいきます。

(4) 白井市における取り組み

目標A 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

- 妊産婦のメンタルヘルスケア対策としては、母子健康手帳交付時や講座等で妊娠中からメンタルヘルスの啓発を行います。出産後も産後うつハイリスク者の健康状態の把握を行い、必要な方に対しては心身のケアや育児サポートにより出産後の生活を支援します。
- 妊娠期からの切れ目ない支援を行うために、母子健康手帳交付時から母子保健事業において個々の家庭状況に合わせた子育て支援サービスについての情報提供等を行います。また、会議や研修を行うなど他機関と連携して、利用者の目線に立った支援体制を推進します。
(子育て世代包括支援センター事業（母子保健型利用者支援事業）)
- 幼児健康診査等で疾病等の早期発見に努めるとともに、発育・発達の確認や育児相談を行います。
- 各母子保健事業で、母子保健向上に関する啓発や保健指導を行い、健康的な生活習慣を獲得するための支援を行います。また、かかりつけ医（医師・歯科医師）を持つことの啓発のほか、新たな課題であるスマートフォン等のＩＣＴ端末の子どもへの影響や災害の備えについて啓発を行います。

目標B 学齢期・思春期から成人期に向けた保健対策

- 小・中学校の児童・生徒に正しい食生活の知識・習慣を身につけさせるため、食材の栄養価、栄養素などの基礎知識の啓発を行います。
- 疾病等の早期発見及び将来の生活習慣病予防を目的として、小学5年生・中学1年生を対象に、身体計測や血圧・血液・心電図等の検査を行います（生活習慣病（小児）予防検査）。
- 歯の健康保持増進を図るため、小・中学校に学校歯科医等が出向き、歯磨き指導を行います。
- 薬物乱用防止のため、小・中学生を対象に薬物の有害性・危険性の啓発を行います。
- こころと体の健全育成のため、関係機関との連携を図りながら、性（生）教育を行います。

目標C 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

- マタニティ＆ベビー向け講座や乳児とその家族を対象としたサロン等を開催し、妊娠中から子育て仲間をつくり、先輩ママや赤ちゃんと交流する機会を提供します。
- 休日に夫婦で参加しやすいマタニティ＆ベビー向け講座を開催し、両親で協力して行う育儿を促す啓発を行います。
- 4か月未満の時期に、乳児のいる全家庭を訪問して、親子の様子をうかがいます。また、地域で楽しく子育てできるよう子育て支援を行っている子育て支援センターやつどいのひろば等の情報提供を行います。
- 地域で自主的に行われている子育て支援活動を実施している団体等と協力連携していくながら、その地域にあった仲間づくりの機会を提供していきます。

重点目標1 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

- 子どもの発達過程について、幼児健康診査等で周知を行い、成長するにつれて育てにくさを感じることが多くなる意味を親が理解し、先の見通しを持って育児していくように支援します。また、保護者の気持ちに寄り添いながら相談支援などを行い、様々な育てにくさを感じたときの対処方法について啓発を行います。
- 幼児健康診査で、子どもの発育発達状況を確認し、保護者の様々な育てにくさを受け止めながら、個性や発達段階・家庭の状況に合わせた育児のアドバイスを行います。また、必要時発達段階に応じた支援を行うため、専門職による発達支援（個別・集団）を紹介します。

重点目標2 妊娠期からの児童虐待防止対策

- 母子健康手帳交付時や幼児健康診査等の面接の機会に、親子の身体的・精神的状況や家庭環境等をうかがいながら、アドバイスを行い、虐待の予防に努めます。
- 支援が必要な家庭については、ケース対応会議で支援計画の検討と進行管理を行い、小学校区ごとの担当保健師が継続的に支援を行います。また、必要に応じて、家庭児童相談室・医療機関・保育園・児童相談所等と連携を図ります。
- 長期間里帰りや家庭の都合で乳児家庭全戸訪問を行えない場合には、電話等で状況をうかがい、各家庭の把握に努めます。4か月育児相談と幼児健康診査においても、受診していない家庭には、家庭訪問や電話等で状況をうかがいます。
- 体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てができる保護者が増えるよう、マタニティ&ベビー向け講座・幼児健康診査・保健指導等を通じて、子どもへの関わり方や子どもの自尊感情の育み方について具体的にアドバイスします。

(5) 数値目標一覧

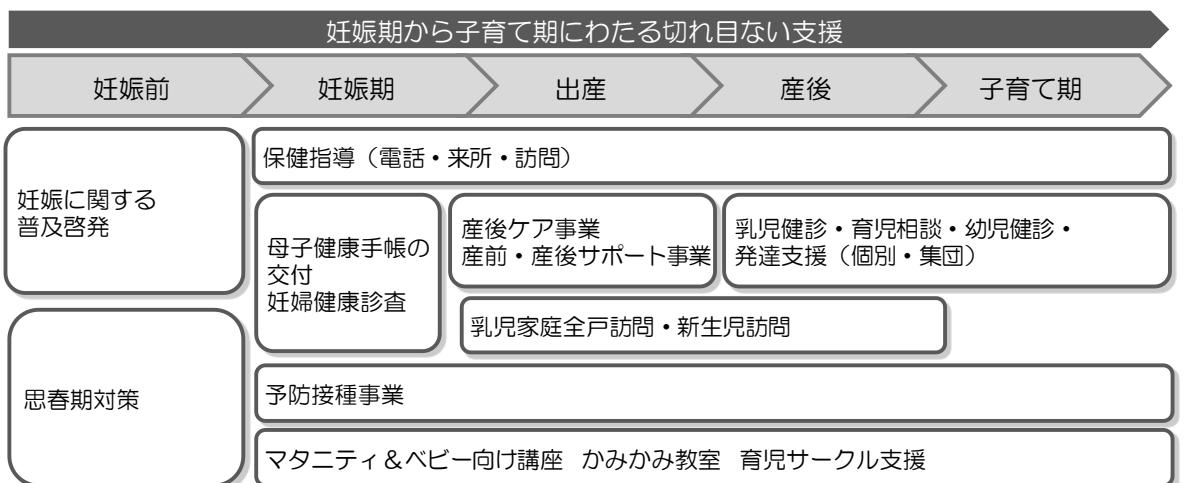
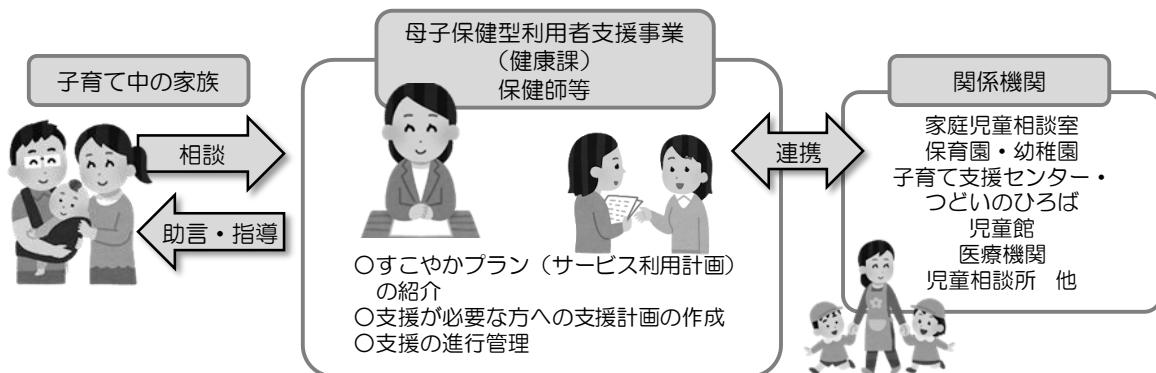
目標	指標	白井市現状値 (平成30年度)	白井市目標値 (令和6年度)	健やか親子21 目標値 (令和6年度)
目標A	妊娠・出産について満足している者の割合 (4か月育児相談時)	77.4%	85%	85%
	子どものかかりつけ医（医師・歯科医師）を持つ親の割合（4か月育児相談・3歳児健康診査時）	4か月児 医師：58.1% 3歳児 医師 69.3% 歯科：39.3%	4か月児 医師：70.0% 3歳児 医師 80.0% 歯科：50.0%	3・4か月児 医師：85.0% 3歳児 医師 95.0% 歯科：55.0%
目標B	朝食を欠食する子どもの割合 (小学6年生・中学3年生) *	小学6年生 14.8% 中学3年生 20.9%	小学6年生 10.0% 中学3年生 15.0%	小学6年生 8.0% 中学3年生 10.0%
目標C	積極的に育児をしている父親の割合 (4か月育児相談・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査時の平均値)	62.2%	70.0%	70.0%
重点目標1	育てにくさを感じたときに対処できる親の割合（4か月育児相談・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査時の平均値）	73.8%	85.0%	95.0%
	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合（4か月育児相談・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査時）	4か月児 88.5% 1歳6か月児 81.8% 3歳児 69.6%	4か月児 92.0% 1歳6か月児 85.0% 3歳児 75.0%	3・4か月児 92.0% 1歳6か月児 85.0% 3歳児 75.0%
重点目標2	乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合 (4か月育児相談・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査時)	4か月児 88.6% 1歳6か月児 79.3% 3歳児 58.3%	4か月児 95.0% 1歳6か月児 85.0% 3歳児 70.0%	3・4か月児 95.0% 1歳6か月児 85.0% 3歳児 70.0%

*数値は健やか親子21(第2次)の全国値と比較可能な全国学力・学習状況調査のものに変更した。

(6) 具体的な取り組み（「第5章 次世代育成支援に関する施策の展開」参照）

ページ	No	取り組み	目標A	目標B	目標C	重点目標1	重点目標2
66	1	子育て世代包括支援センター事業	○				○
66	2	母子健康手帳の交付と保健指導	○				○
66	3	妊婦健康診査事業・妊婦歯科健康診査事業	○				
66	4	マタニティ&ベビー向け講座	○		○		○
66	5	産後ケア事業	○				○
66	6	ママヘルパー派遣(養育支援訪問事業・産前産後サポート事業)	○				○
66	7	新生児訪問	○				○
67	8	おめでとう訪問(乳児家庭全戸訪問事業)			○		○
67	9	乳児健康診査	○			○	○
67	10	4か月育児相談	○			○	○
67	11	かみかみ教室	○				
67	12	1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査	○			○	○
67	13	2歳児歯科健康診査	○				
67	14	発達支援(個別・集団)				○	
67	15	予防接種事業	○				
67	16	保健指導、ケース対応会議	○			○	○
67	17	乳幼児期の母子保健向上に関する啓発活動	○				
67	18	子どもの自尊感情を育むための啓発活動				○	○
67	19	保育園・幼稚園等での食育推進	○				
68	20	生活習慣病(小児)予防検査		○			
68	21	学童期・思春期保健の向上に関する啓発活動		○			
68	22	思春期課題への取り組み		○			
68	23	子ども医療費助成事業	○				
68	24	養育医療費助成	○				
68	25	休日・夜間診療の推進	○				
68	26	医療機関情報の提供	○				
70	37	地域子育て支援拠点事業			○		
71	41	地域ぐるみの子育て支援活動			○		
71	42	母子保健推進員活動事業			○		
74	62	両親で協力して行う育児の啓発			○		
79	91	児童虐待防止対策事業					○

(7) 白井市母子保健事業のイメージ図



※令和2年3月末現在

第2節 新・放課後子ども総合プランについて

1 国の動向

少子高齢化が進む中、子育てしやすい社会の実現を図るために、児童の小学校就学後も安全・安心に暮らすことができる居場所について整備を進めていくとともに、次代を担う人材の育成の観点からは、共働き家庭等の児童に限らず、全ての児童が放課後等における多様な体験・活動を行うことができるように、総合的な放課後対策の整備を進めていく必要があります。

このような観点から、文部科学省及び厚生労働省が連携して検討を進め、平成26年、いわゆる「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行う「放課後児童クラブ」及び「放課後子ども教室」の計画的な整備等を推進することを目的に、「放課後子ども総合プラン」が国により策定されました。

平成30年9月には、全国で令和3年度末までに放課後児童クラブにおける待機児童を解消することなどを目標とした「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、放課後児童クラブと放課後子ども教室の目標整備量などを、市町村行動計画に記載することとされています。

2 白井市の現状と今後の取り組み

放課後児童クラブ（学童保育所）については、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室や専用施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために、市内の全ての小学校において実施しています。

放課後子ども教室については、子どもたちの安全・安心な居場所の確保、学習や体験・交流活動の提供のために、コーディネーター等や地域団体と協力しながら実施しています。

本市ではこれまで、しろい子どもプランの前計画において「放課後子ども総合プラン」と整合性をとった取り組みを進めてきましたが、「新・放課後子ども総合プラン」への対応にあたっては、各種施策を総合的かつ一体的に推進するとともに関係機関及び関係団体等との連携・協力等を促進するため、「白井市放課後子どもプラン推進委員会」を設置していることから、その協議を経て別途「新・放課後子ども総合プラン行動計画」を今後策定していくこととします。

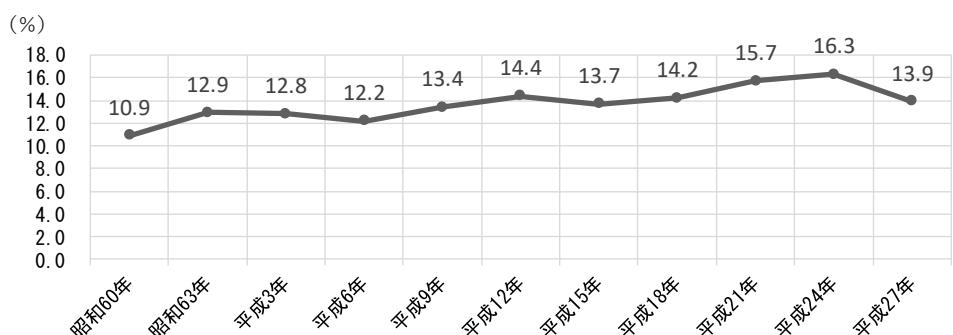
第3節 子どもの貧困対策について

1 日本の子どもの状況

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、昭和 60 年に 10.9% だった子どもの相対的貧困率（以下「貧困率」とします。）は年々増え続け、平成 24 年には 16.3% にまで増加しました。

平成 27 年には 13.9% と改善されましたが、いまだに 7 人に 1 人の子どもが貧困の状況にあると報告されています。

◇日本の子どもの貧困率



資料：厚生労働省「平成 28 年国民生活基礎調査の概況

国際的にみても、日本の子どもの貧困率は厳しい状況にあります。日本の子どもの貧困率は、OECD（経済協力開発機構）加盟国 34 か国の中で 10 番目に高く、OECD 平均値を上回っています。

◇国際的にみた子どもの貧困率

順位	国名	割合 (%)
1	デンマーク	3.7
2	フィンランド	3.9
	:	
	OECD 平均	13.3
	:	
25	日本	15.7
	:	
34	イスラエル	28.5

資料：OECD(2014) Family database “Child poverty”（日本の数値は平成 21 年）

2 白井市のニーズ

小・中学生保護者調査では、いくつかの設問について所得ライン¹²によるクロス集計を行っています。

無料の学習支援に子どもを参加させたいかどうかを所得ライン別にみると、「はい」は所得ライン未満が81.6%、所得ライン以上が70.3%で、所得ライン未満の層が多くなっています。

◇所得ライン別「無料の学習支援」への参加意向

	合計	はい	いいえ	無回答
全体	794	71.5	19.1	9.3
所得ライン未満の世帯	49	81.6	12.2	6.1
所得ライン以上の世帯	636	70.3	20.0	9.7

資料:白井市子育て支援に係るアンケート調査報告書(平成31年)

市民が主体となって無料又は低額で食事を提供するコミュニティの場（子ども食堂）の利用意向を所得ライン別にみると、「はい」は所得ライン未満の世帯が46.9%、所得ライン以上の世帯が42.5%で、所得ライン未満の世帯が多くなっています。

◇所得ライン別「子ども食堂」への参加意向

	合計	はい	いいえ	無回答
全体	794	42.2	47.1	10.7
所得ライン未満の世帯	49	46.9	49.0	4.1
所得ライン以上の世帯	636	42.5	46.2	11.3

資料:白井市子育て支援に係るアンケート調査報告書(平成31年)

子どもを将来進学させたいと思う学校に進学させる際に、最も心配なことを所得ライン別にみると、「学費などの経済面」「子ども本人が希望しない」で所得ライン未満の世帯が多くなっています。

◇所得ライン別、将来の進学に際しての心配

	合計	子どもの学力	進学先の選択	学費などの経済面	子ども本人が希望しない	その他	心配なことはない	無回答
全体	794	35.4	18.5	46.6	2.5	1.4	4.9	0.5
所得ライン未満の世帯	49	26.5	12.2	69.4	4.1	0.0	4.1	0.0
所得ライン以上の世帯	636	35.4	19.5	45.1	2.4	1.7	4.6	0.6

資料:白井市子育て支援に係るアンケート調査報告書(平成31年)

12 所得ライン: 小・中学生保護者調査では、「可処分所得」の回答により、国が平成28年国民生活基礎調査結果で算出した貧困線を参考に「所得ライン未満の世帯」「所得ライン以上の世帯」に分類した分析を行っている。

日常悩んでいること、気になることについて所得ライン別にみると、「子どもの時間を十分とれないこと」「子どもを叱りすぎているような気がすること」「子育てのストレスがたまって、子どもにあたってしまうこと」「地域の子育て支援サービスの内容や利用・申し込み方法がよくわからないこと」は5ポイント以上の差で所得ライン未満の世帯が多くなっています。

◇所得ライン別「子育てに関して、日常悩んでいること、気になること」

	合計	病気や発育・発達に関するごと	食事や栄養に関するごと	育児の方法がよくわからぬごと	子どもとの接し方に自信が持てないごと	子どもとの時間を持てないごと	話し相手や相談相手がないごと	仕事や自分のやりたいことが十分できないごと	子どもの教育に関するごと
全体	794	13.6	15.6	1.8	9.7	15.5	2.9	10.3	39.8
所得ライン未満の世帯	49	6.1	10.2	2.0	12.2	28.6	6.1	8.2	38.8
所得ライン以上の世帯	636	14.2	16.7	2.0	10.1	14.8	2.8	10.2	41.0
友だちづきあい（いじめ等を含む）に関するごと	18.9	4.5	8.8	7.8	2.5	7.4	19.3	20.0	
	6.1	6.1	10.2	2.0	0.0	8.2	22.4	26.5	
	20.6	4.1	8.5	8.5	2.7	7.7	19.2	20.9	
子育てのストレスがたまって、子どもにあたってしまうごと	8.3	2.1	5.4	25.1	1.3				
	18.4	12.2	8.2	20.4	0.0				
	8.2	1.7	5.7	25.3	0.9				

資料：白井市子育て支援に係るアンケート調査報告書（平成31年）

3 子どもの貧困対策に関する取り組み

平成25年制定の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、その一部を改正する法律が令和元年9月に施行され、「貧困の状況にある子どもが健やかに育成され…」が「全ての子どもが心身ともに健やかに育成され…」と改められました。このように、子どもの貧困対策は、今、経済的な困窮状態にある家庭やその家庭に属する子どものみを対象とするものではなく、本市の全ての子どもと子育て家庭を念頭において、多用な施策が総合的に展開されるべきものです。その意味で、本計画の第5章に掲げた取り組み等の各所に、関連する施策が存在します。

国の子供の貧困対策に関する大綱では、以下のように重点施策を示しています。

- (1) 教育の支援
- (2) 生活の支援
- (3) 保護者に対する就労の支援
- (4) 経済的支援
- (5) その他

この重点施策の領域に沿う形で、本市において子どもの貧困問題への対応に関する施策を整理すると、以下の表のとおりとなります。

また、妊娠期からの子どもや家庭の状況把握や、あらゆる機会を活用した相談体制、地域との協働なども、困難を抱える子どもや家庭への対応として重要であることから、「その他」の分類にまとめています。

(1) 教育の支援

○学習の支援

事業名		担当課
90	学習支援事業の検討	子育て支援課 社会福祉課

(2) 生活の支援

○保護者の生活支援

事業名		担当課
6	ママヘルパー派遣(養育支援訪問事業・産前産後サポート事業)	子育て支援課
34	ひとり親家庭等日常生活支援事業	子育て支援課
86	外国人支援	企画政策課
89	生活困窮者自立支援(白井市くらしと仕事のサポートセンター)	社会福祉課

○保護者の生活支援（保育等の確保）

事業名		担当課
27	待機児童対策事業	保育課
28	公立保育園での乳幼児保育の実施	保育課
29	延長保育事業	保育課
30	一時預かり事業	保育課
31	病児・病後児保育事業	保育課
32	子育て短期支援事業	子育て支援課
33	ファミリー・サポート・センター事業	保育課
46	学童保育所の充実	保育課

○子どもの生活支援（食育の推進に関する支援）

事業名		担当課
19	保育園・幼稚園等での食育推進	保育課
21	学童期・思春期保健の向上に関する啓発活動	教育支援課 健康課

○子どもの居場所づくり

事業名		担当課
47	放課後子ども教室の充実	生涯学習課
48	図書館子どもサービスの充実	文化センター
50	子ども向けプラネタリウムの投映	文化センター
52	子どもの居場所づくり支援事業の検討	子育て支援課

(3) 保護者に対する就労の支援

○親の就労支援・就労機会の確保

事業名		担当課
61	各種制度の利用促進のための啓発	産業振興課
64	女性の再就職への研修事業	産業振興課
65	労働相談	産業振興課
66	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業及び、ひとり親家庭高等職業訓練促進事業	子育て支援課

(4) 経済的支援

事業名		担当課
23	子ども医療費助成事業	子育て支援課
81	子育て支援事業等利用助成事業	子育て支援課
82	ひとり親家庭の医療費助成	子育て支援課
83	特別支援教育就学奨励費補助	学校政策課
84	就学援助費	学校政策課
85	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保育課

(5) その他

○早期の状況把握・対応

事業名		担当課
2	母子健康手帳の交付と保健指導	健康課

○相談

事業名		担当課
37	地域子育て支援拠点事業	保育課
38	ひとり親家庭自立支援員による相談	子育て支援課
39	子育て相談窓口	子育て支援課
54	子ども自身が相談できる体制の提供	子育て支援課
56	教育相談事業	教育支援課
57	家庭児童相談事業	子育て支援課

第7章 計画の推進にあたって

第1節 計画の推進体制及び進行管理について

1 計画の推進体制

本計画は、子育て支援を基本として、保健・教育・障がい等、多岐に分野がわたるため、関係各課と綿密な連絡調整を図り、横断的に取り組みを推進します。

また、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育園、幼稚園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組みます。

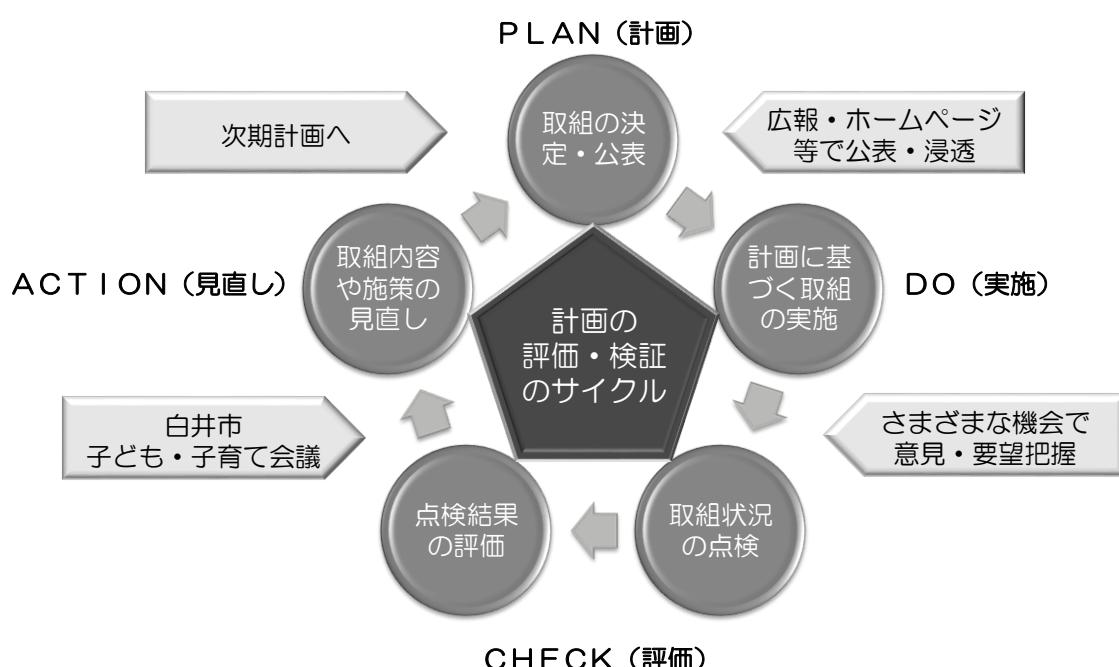
2 計画の進行管理

本計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て (Plan)、実行・実施 (Do)、その進捗状況を定期的に把握し点検・評価したうえで (Check)、その後の取り組みを改善・見直しする (Action)、一連の P D C A サイクルの構築に努めます。

そのため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握を行い、その結果については、広報や市ホームページ等を通じて公表します。

また、「白井市子ども・子育て会議」等において、計画の進行管理や見直しを行います。

◇計画の進行管理における P D C A サイクルのイメージ



資料編

1 策定の経過

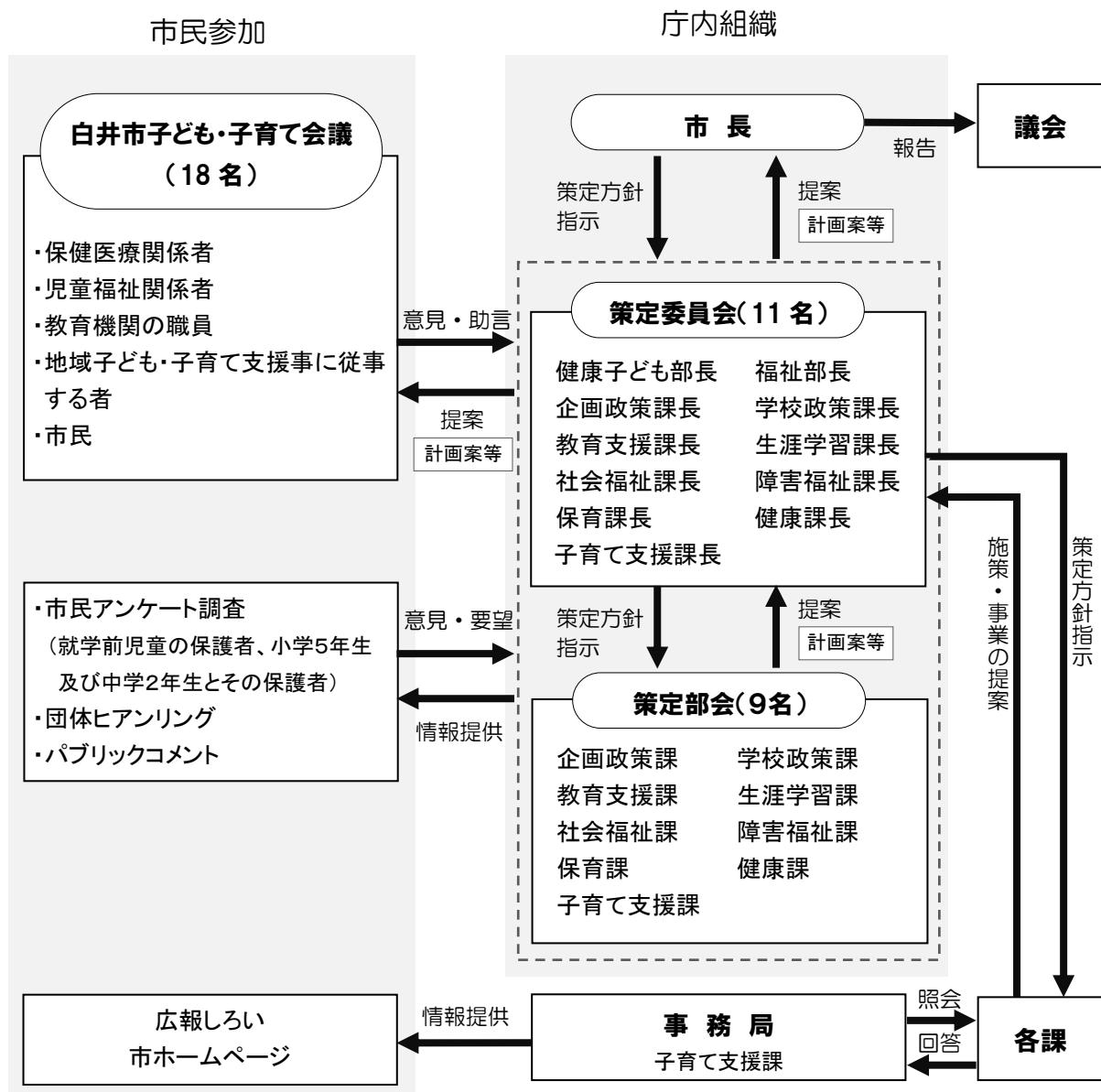
年 月 日	会議・内容等
平成 30 年 11 月 20 日	○平成 30 年度第 1 回白井市子ども・子育て会議 ・白井市子育て支援に関するアンケート調査について
平成 31 年 1 月 18 日 ～ 1 月 31 日	○白井市子育て支援に係るアンケート調査の実施 ・小学校就学前児童の保護者 2,000 名に対してアンケート調査を実施（有効回答率 61.8%） ・市立の小学 5 年生及び中学 2 年生とその保護者に対してアンケート調査を実施（有効回答率：小学 5 年生・中学 2 年生の保護者 56.2%、小学 5 年生 96.0%、中学 2 年生 91.1%）
平成 31 年 3 月 14 日	○平成 30 年度第 2 回白井市子ども・子育て会議 ・白井市子育て支援に係るアンケート調査の単純集計結果について
令和元年 7 月 10 日	○令和元年度第 1 回白井市子ども・子育て会議 ・子育て支援に係るアンケート調査の結果報告について ・幼児教育・保育提供区域の設定について ・幼児教育・保育の無償化に係る食材料費の徴収等の方針について ・複合型子育て施設の誘致・整備について（報告）
令和元年 9 月 17 日	○団体インタビュー調査の実施 ・市内の子育て支援者・団体に対し、市民活動の実施運営者側からの視点による市民ニーズや子どもを取り巻く状況などについて、アンケートによる量的な調査では把握が難しい実態を、対面インタビューにより把握する調査を実施
令和 2 年 1 月 27 日	○令和元年度第 2 回白井市子ども・子育て会議 ・しろい子どもプラン（第 2 期白井市子ども・子育て支援事業計画）素案について ・策定スケジュールについて
令和 2 年 2 月 15 日 ～ 2 月 29 日	○パブリックコメント ・子ども・子育て支援事業計画案について
令和 2 年 3 月 13 日	○令和元年度第 3 回白井市子ども・子育て会議 ・小規模保育事業所の認可・確認について ・幼保連携型認定こども園の確認について ・しろい子どもプラン（第 2 期白井市子ども・子育て支援事業計画）素案パブリックコメントの結果報告及び最終案について

2 計画策定体制

本計画策定にあたっては、幅広く市民の意見を聴取するために、市民アンケート調査や団体へのヒアリング調査、パブリックコメントでの意見公募を行いました。

また、各分野の関係者及び公募による一般市民からなる「白井市子ども・子育て会議」により計画案の検討を行いました。

◇計画の策定体制図



3 白井市子ども・子育て会議の法的位置づけ

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
 - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
 - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

白井市附属機関条例（平成24年条例第24号）※一部抜粋

（趣旨）

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市長及び教育委員会に別表に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、同表に掲げるとおりとする。

（会長及び副会長）

第3条 会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選により定める。

2 会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長を置かない附属機関にあっては、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

（委員の委嘱等）

第4条 委員は、市長（教育委員会の所管に属する附属機関にあっては、教育委員会。以下同じ。）が委嘱又は任命する。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞したものとみなす。

（会議）

第6条 附属機関の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員（臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる

（参考意見等の聴取）

第7条 附属機関は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

附 則（平成30年条例第2号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

4 白井市子ども・子育て会議委員名簿

順不同・敬称略

No	所 属	氏 名	備考（委嘱期間）
1	印旛市郡医師会 印西白井地区白井支部	鳥海 佳代子	
2	印旛健康福祉センター	古川 恵子	
3	白井市母子保健推進員協議会	菅森 美由紀	
4	白井市民生委員児童委員連絡協議会	宮根 友子	令和元年10月24日まで
		渡邊 聰子	令和2年1月27日から
5	白井市学童保育連絡協議会	田村 明日香	令和元年7月9日まで
		加藤 直子	令和元年7月10日から 令和元年10月24日まで
		市川 佳恵	令和2年1月27日から
6	白井市私立幼稚園連絡協議会	風間 一郎	
7	白井市校長会	和地 滋巳	令和元年7月9日まで
		佐藤 和隆	令和元年7月10日から
8	白井市青少年相談員連絡協議会	桑原 真由子	
9	白井市小中学校PTA連絡協議会	増子 直文	
10	白井市商工会	鈴木 孝	
11	白井工業団地協議会	駒村 武夫	令和元年10月24日まで
		梅本 真己子	令和2年1月27日から
12	いちごの会	鳩田 匠子	
13	白井市民間保育連盟	嶋本 賢修	
14	清水口保育園「子育て支援センター」	寺田 智子	
15	南山保育園父母の会	上野 利香	令和元年7月9日まで
		新妻 卓磨	令和元年7月10日から
16	公募委員	橋口 美穂里	令和元年10月24日まで
		平塚 さとみ	令和2年1月27日から
17	公募委員	森 富美	令和元年10月24日まで
		藤岡 直子	令和2年1月27日から
18	公募委員	植本 つる子	令和元年10月24日まで
		森田 香絵乃	令和2年1月27日から

しろい子どもプラン 【第二期子ども・子育て支援事業計画】

発行：令和2年3月

企画・編集：白井市役所 健康子ども部 子育て支援課

〒270-1492

千葉県白井市復1123番地

電話 047(492)1111 〈代表〉

FAX 047(492)3033

URL <http://www.city.shiroi.chiba.jp/>